社会正義

紀 要

2

目 次

<調	X>
	「正義」に関する一考察アンセルモ・マタイス…3
	コミュニケーションと民衆参加〈研究メモ〉
	・・・・・エドワルド・ホルヘ・アンソレーナ…23
	南北間の情報の流れ〈研究メモ〉武 市 英 雄…31
	働きすぎなのか?ブルクハルト・ヴェクハウス…53
	アジアにおける開発と人権
	ーアジア隣人からの挑戦と日本人の責任山 田 経 三…71
<特別寄稿>	
	難民救援活動のあり方
	ーオーストリアと西ドイツ両国の『カリタス』の場合
	渡 部 清··· £9
	The Impact of the Nuclear Age on Public Health
	·····Rosalie Bertell··· 109
< 報	告>
	上智大学社会正義研究所活動報告(1982年~1983年) … 135

「正義」に関する一考察

アンセルモ・マタイス

前置き

上智大学の社会正義研究所が設立されてから2年になろうとしている。 決して充分とは言えないが、研究所のあゆみを御覧になれば、ある程度まで「正義」という言葉の意味内容を理解していただけたかと思う。しかし、いずれ「正義とは何か」という本質論的な問題を問いかけなければならない、と思っていたところ一昔前に読んだオットー・A・バード(Otto A. Bird)著の "The Idea of Justice"" をもう一度読み返す機会があり、この書物を参考にしながら正義に関する基本的な自分自身の考え方をまとめることにした。

西洋に限っていうとすれば、プラトンから現代のロールズに至るまで多様性に富んだ種々の正義の理論が展開されてきたが、ライブニッツが嘆いているように「権利と正義の概念は決して明瞭ではない。それは、最も明瞭な著述家たちがそれらについて書いたにもかかわらず、である」。このような正義の不明瞭さに焦点を合わせて、カール・ボッパーは、正義の意味を問いかけるのは「答えが与えられない、重要でない言葉の上だけの問い」を発することにすぎない、と強調するに至っている。以上の見解に

¹⁾ Otto A. Bird, *The Idea of Justice* (New York: Frederick A. Pragar, Inc., Publishers, 1967).

²⁾ K. S. Popper, The Open Society and its Enemies (New York: Harper Bros., 1945. Vol. I), p. 89°

いくぶんかの根拠があると認めるにしても,種々の正義論の中にいくつか の共通点が発見できるのではないかと思う。

まず第一に,正義は"社会的"な規範である。ソクラテスは,『国家』において,正義の意味を探りながら主に四つの定義を提起している。

- 1. 「本当のことを言うことであり、また誰かが何かを他の人から預かったなら、それを返すことである」(331c)
- 2. 「それぞれの者に、借りた物を返すことである」(331e)
- 3. 「強者の利益が,正しいことである」(339a)
- 4. 「正しい人は、自分の内にあるそれぞれの部分が他の部分のすることを、あるいは魂のそれぞれの類が互いに余計な手出しをすることを、許さない」(443 d)

特に、二番目と三番目の正義の定義は正義論の歴史に対して絶大な影響を及ぼすことになるが、いずれにせよ、四つの定義には次の三つの特徴が見出される。まず第一に、正義は社会的であり、人間と人間の間の関係を規定する訳である。トマス・アクィナスによれば、「正義は、人間がお互いに持つ交流に存する」と主張される³0。同じく、ホッブスによれば、正義は「孤独な人間ではなく、社会における人間を結びつける性質である」⁴0。ヒュームの著作の中にしばしば現れる正義には「社会的な徳」であるという性格を発見することができる⁵0。しかも、言葉がどうであろうとも人間の社会が存立しているとすれば、必ず、正義の考え方がある、と言えるのではないだろうか⁵0。ロールズが述べているように、正義は「全ての国民において前提とされているが、社会が異なっているのは正義の概念

³⁾ St. Thomas Aquinas, In Decem Libros Ethicorum Aristotelis ad Nicomachum Expositio, ed. A. M. Pirotta (Turin: Marietti, 1934), No. 1658,

⁴⁾ T. Hobbes, The Leviathan (Oxford: Clarendon Press, 1947), p. 98,

⁵⁾ D. Hume, An Enquiry concerning the Principles of Morals, ed. L. A. Selby-Bigge. (Oxford: Clarendon Press, 1894), p. 175,

⁶⁾ 昭和55年度上智大学学内共同研究「正義」報告書 pp. 42-43 参照。

を持つか持たないかということではなく、どういう場合に適用するか、並びに他の道徳概念との関係においてどれほど正義を強調するのか、ということである」。 このようにして、正義は、まず社会における人間関係を規定するものであると確認できよう。

第二番目に、正義は肯定的であり是認的である。一般的に言えば、正義は、法あるいは道徳に関係づけられている概念である。いかにして、また両方ともに関わっているかどうか、ということは議論の対象となろうが、正義あるいは"正しい"という概念をもって我々が人間とその行いを評価しているのは否めない事実であろう。シジウィックが一般的な考え方を代弁して述べているように、正義は「人間の行動と社会的な関係において実現されるのが究極的には望ましい性質のものである」で。また、A・C・エウッングが倫理学において「正常な人であれば、道徳的な判断は実践的、情緒的な機能を持っていることを知らないことはない」と述べられていることは興味深いと思われる。実際に、正義は人間を評価する姿勢を好感を含むものであると誰でもが認めているのであるが、更に、その評価が客観的な判断に根拠づけられているかどうか、議論の分かれるところである。

第三番目に、作法や文法の規範と異なって、正義は是認的であるばかりでなく、社会の成員に義務を負わせるものである、と規定できよう。ヘアーは、正義が「評価判断」を包含すると主張するが、その意味は、「命法を含む行動を左右するもの」である⁹⁰。

以上のような三つの特徴をもって,正義は,法と博愛と道徳という類似概念に区別できると思われる。すなわち,法は,義務的・社会的規範であ

⁷⁾ H. Sidgwick, *Methods of Ethics*. 7th ed (London: Macmillan & Co., 1962), p.264,

⁸⁾ A. S. Ewing, Ethics (London: English Universities Press. 1961), p. 88,

⁹⁾ R. M. Hare, *The Language of Morals* (Oxford: Clarendon Press, 1963), pp. 167-169,

るかもしれないが、必ずしも全ての国民の是認を獲得するとは限らないであろう。博愛は、社会的な徳であろうが、正義と同じく義務を負わせるものであるとは誰もが認めるわけではない。道徳は、必ずしも社会的な次元に限るものではないかもしれない。

今までの考察から、さしあたっての結論として導き出されるのは(詳細に渡って、種々の点に関して議論が分れるにしても)、少なくとも、「正義は、人間関係を規定する社会的な、評価を含む是認的な、そして義務を負わせる当為的規範である」という三特徴に、歴史を通じて大体の正義論が一致する、ということであろう。

| 基本的な問題点

オットー・A・バードによれば、正義論に関して基本的な問題点は、次のような六点にまとめられる 10 。

- 1. 正義は、法並びに適法性と同じか?
- 2. 正義は、法の基準であるか?
- 3. 正義は、自然法に根拠づけられているか?
- 4. 正義は、法の意味とは違った意味で人間行動の客観的な規範であるか?
- 5. 正義は、法的・社会的な制裁の他に自分自身で義務的であるか?
- 6. 正義は、独自な徳であるか?

はじめの四点は、規範としての正義と関わりを持っている問いかけである。すなわち法(この論文で"法"と言う時は、人間によってつくられた法であり、実定法という意味に限って使わせていただくことをお断りしておくが)と同一視すべきかどうか、自然法に基づくものかどうか、客観的であるかどうか。五番目の点は、正義の義務的な性格と、「なぜ、正義

¹⁰⁾ Otto A. Bird, op. cit., p. 22,

に基づいた行動をしなければならないのか」ということと関わっている。 さしあたって、第六点はあとまわしにしておくとして、言うまでもなく以 上の問題点は場合によってはお互いに関係づけられていて、ある点に関す る主張は必然的に他の点に関する主張を導き出さなければならないであろ う。

歴史を通じて、多くの正義論が存在するであろうが、主に、三つの立場 に整理することが可能であろうと思われる。いわゆる実定法理論は,正義 を、実定法にしたがうものとして位置づける。要するに、第一の問いかけ に肯定的で、他の四つに否定的に答えるわけである。他の二つの立場は、 逆に、正義を「法に従う」ことに限る実定法理論を否定し、正義を「法の 基準 | としようとする。ところが、第三の点に関して、この二つの立場は 考え方を異にする。「正義は、自然法に基づいている」と主張するのは自 然法理論であり、正義は「自然法に基づいている」のではなく「社会的福 利を促進することにある」と主張するのが、いわゆる社会福利理論であ る。言葉を換えるとすれば,三つの立場の中で,実定法理論と自然法理論 は両極端にあり、前者は第一の問題点に関して肯定的で他の四点に関して 否定的であるのに対し、後者は第一の問題点に関して否定的で他の四点に 関して肯定的であることになる。その真中に置かれているのが社会福利理 論であり、第一と第三の問題点に否定的であり、他の問題点には肯定的で ある。社会福利理論と自然法理論は、同時に、実定法理論に反して、客観 件と義務に関して肯定的な立場をとる。

正義に関する,実定法理論と自然法理論と社会福利理論という三つの主だった流れをふまえた上で,もう一度,上述の正義の三特徴——社会的規範であり,是認的であり,義務的である——に言及することにする。

前にも述べたように、正義は社会的規範である、という点に関して大体 の正義論は一致するが、その性格、根拠並びに具体的内容などに至ると食 い違いが出てくることになる。自然法理論を含めて、全ての正義論は、場

合によって、正義が適法に一致するものであると、と主張する。ピアジェ などは、子供が初めに正義の見方を得るのは、やはり両親を中心とする大 人の命令に服従する体験からであり、そのような体験が重なると正義は 「法によって負わされている」中身と同じであるというふうに考えるよう になる、と言う。まさに、実定法理論は、子供の時の体験というものを一 般化して,正義すなわち法である,と結論することになる。従って,法が 何も定めていない事柄に関して、正義あるいは不正という問題を論ずるこ とは、無意味であり不可能である。換言すれば、正義は、法の規準でもな ければ、正義をもとにして法を評価したり批判したりすること も で き な い。これに反して、自然法理論と社会福利理論は、しばしば、正義が、法 に従うことを要請するものと認めながらも,やはり,法の及ばない事柄に 関しても,場合によって「正―不正」という問いかけを発することができ るし、しなければならないと強調する。このようにして、これらの立場に 立ってみれば、正義は、法の尺度であり規範である。観点をかえてみれば、 正義は「人間そのものに生まれつきそなわった人権に基づく」と主張する のが自然法理解であるのに対して、正義と人権の規定がむしろ「社会から 形づくられている」と強調しながらも、実定法理論が、正義の規準は「社 会によって設定される法である」とするのに対して、社会福利理論は「そ れはむしろ、大多数の人びとの福利であり、場合によっては、その規準を もって、法そのものを批判することもできるし、法の悪質なものを摘発す ることも可能である」とする。

正義は是認的である、という点に関して、上述したように、「Xが正義に即している」あるいは「正しい」ということは、Xを評価したり是認したりすることを意味する、という考えは、全ての正義論に一貫して流れている共通の主張のように思われる。ところが、実定法理論によれば、法を遵守するという意味以外に「Xが正しい」というのは、そういう風に判断する主体者がXを是認することしか意味しないし、客観的な根拠を持たない、

ただの習慣的な判断に過ぎないことになる。それに対して,他の二つの理論は,法以外にも「Xは正義に即して,正しい」という判断に客観的な根拠がある,と主張する。ところが,社会福利理論は,正義の客観的根拠を社会福利を生み出し促進することに置くのに対して,自然法理論は,多くの場合,社会福利という根拠が発見できるかもしれないが,場合によって社会福利が問題にされないにしても,やはり人間は人間であるが故に生まれつき自分のものとして要求できる基本的人権を有する,と強調する。

全ての正義論によれば、正義は人間に義務を負わせると認められるが、 どうして正義を行わなければならないのかは意見の分かれるところであろ う。自然法理論は、他に理由を求めずに、人間が正義を行わなければなら ないのは、まさに正義だからであり、人権が生まれつき人間にあり他の人 びとにその人権を守る義務が生じるからであるのに他ならない。このよう にして、正義の当為は、無条件で絶対的、定言的であることになる。他の 二つの理論にとって,正義の当為は,仮言的・条件付きである。仮言的当 為を,便宜上,刑罰的,是認的,目的論的,に分けると,実定法理論は 刑罰的・是認的な当為を主張するのに対して、社会福利理論は、むしろ目 的論的な当為に重点を置いているようである。もう少し説明させてもらう とすれば、実定法理論に立って、正義を「法を遵守する」という客観的な 意味で解釈すれば、正義を行う理由は法を遵守する理由と同じであり、や はり刑罰を避けるためであるのに対して、主観的な意味で解釈するとすれ ば、「Xが正しい」と判断する主体者の是認的な評価により、その意味で の正義を行うのは是認を受け批判を避けるためであろう。社会福利理論に とって、正義を行うのは社会福利を達成するためであり、目的論的な当為 だからであることになる。

以上のように、三つの正義理論の輪郭が理解していただけたかと思う。次に、三つの正義理論の詳しい説明とその評価に移ることにする。

Ⅱ 実定法理論

結論的に言えば、正義に関する実定法理論は、上述した六つの問題点に 如何にして答えるかによって簡潔にまとめられるであろう。

1. 正と不正は実定法に依拠している。

ホップスによれば、社会をつくるきっかけとなった契約を結ぶ以前に、いわゆる"自然の状態"において人びとは、自分のエゴをむき出しにしてお互いに敵対し、極端に言えば戦争状態にある¹¹⁾。

自然状態において、法律を設定し、それを強制できる権力が存在しないので、正と不正が存在しないことになる¹²⁾。ところが、その状態が長く耐えられ得るものでないことは言うまでもない。従って、人びとは、社会契約を結ばざるを得なくなるわけである¹³⁾。

2. 法そのものは正義から独立している。

正義は、ある法を正しいかあるいは正しくないか 評価する 規範で は な い。他方で、実定法は、理想としてめざすべき目標でもない。「どんな法 であっても、不正であり得ない」い。 正と不正が成立するには、正と不正の輪郭を設定する法が前提とされている の が、 明らかになってきたと思う。ケルゼンも述べているように、「ある人が正しいと言えるのは、その 行動が、正しいと思われる社会秩序の法に従うとすれば、である」150。

この考え方は多くの人にとっては、非道徳的で悪に満ちた逆説と思われるが、オースチンの感想によれば、「それは、邪悪でもなければ逆説でもなく、明瞭な用語になった自明の理」に過ぎない¹⁰。ケルゼンは、「正義」

¹¹⁾ T. Hobbes, op. cit., p. 66_o

¹²⁾ Ibid., p. 110_o

¹³⁾ Ibid., p. 132_o

¹⁴⁾ Ibid., p. 38,

¹⁵⁾ H. Kelsen, What is Justice? (Berkeley: University of California Press, 1957), p. 2.

すなわち「適法」であると主張し、「ある法が正しいか、正しくないかという問題は、決して学問的に解ける問題ではない」と述べている。 アルフ・ロスが更に主張しているように、正と不正という言葉が、裁判官の判決に使用される時どういう意味を持っているかといえば、その裁判官は、現行の法に従って判決を下した、ということであろう。しかし、法そのものに使用されるとすれば、全く意味を欠いていることになる、すなわち、「何の記述的な意味も持たない」「つ。 極言すれば、法そのものが正と不正であり得ないのと同様に、法を設定する国家も正と不正であり得ないばかりか、むしろ正義の原点となる。ケルゼンは、「自由の正義、平和の正義、民主主義の正義、寛容の正義」「きりを力強く支持するが、しかし、それは客観的な根拠を持たず、価値判断を含む主観的な好みである、と付け加えているのは注目に値すると思われる。

3. 正義は、実定法に従うことに存する。

ホッブスによれば「ある法に反するのでなければ、いかなるものも不正とは言えない」¹⁹⁾。 従って、「正しい」とある人について言われる場合、「自分の国の法を守る」²⁰⁾ ということになる。彼は、不正を犯罪と同一視し、犯罪とは「行いにしろ言葉にしろ、法の禁ずることをし、あるいは法の命ずることをしない」²¹⁾ ことであると定義する。「法そのものは、正義の標準である」²²⁾ と、オースチンは強調する。ケルゼンも、ホッブスとオースチンに同意して、正義が「習慣的な価値判断という不安な領域」から

¹⁶⁾ J. Austin, The Providence of Jurisprudence Determind, ed.

H. L. A. Hart. (London: Wiedenfeld & Nicolson, 1954), pp. 260-261, note.

¹⁷⁾ A. Ross, On Law and Justice (Berkeley: University of California Press, 1959), p. 274,

¹⁸⁾ H. Kelsen, op. cit., p. 24,

¹⁹⁾ T. Hobbes, op. cit., p. 204,

²⁰⁾ Ibid., p. 26,

²¹⁾ Ibid., p. 224,

²²⁾ J. Austin, op. cit., p. 190,

離れて「一定の社会秩序という,しっかりした根拠」に確立された時に,「適法を意味する」と主張する。更に,伝統的な "suum cuique" (各自にとって,自分のもの)に言及して,それは「空虚な形式」であり「自分のものとは何か,という問いに答えていない」と言う。実は「その問いに対する答えは,実定法によって与えられると思われる」²³³。この立場は,自然法に基づく生まれつきの人権を否定することになるのは,言うまでもない。

4. 正義は法から離れて、主観的な規範に過ぎない。

我々は、日常的な体験からして、自分の利益のために法を利用して他者に迷惑をかける人びとを批判したりする。そのような行動を、合法的であるにもかかわらず、良くもなければ正しくもない、と言う。従って、「Xは正しい」と言うと、合法的であるばかりでなく、更に「良い」と評価することも、同時に意味すると思われる。従って、法即ち適法という定式は、理に合わないようである。ケルゼンの弟子であるアルフ・ロスは、いみじくもその反論に答えて、次のように述べているのが興味深いと思われる。

「一定の法,あるいは秩序――例えば,ある課税の体系――を不正と主張する人は……自分の姿勢を根拠づける如何なる理由をも提供せず,情緒的な表現しかしない」²⁴⁾。ケルゼン自身によれば,法を抜きにして正義に訴えるということは価値判断を含み,その価値判断は「情緒的な要素に決定され,従って,性格上主観的であり,判断する主体者にとってしか妥当性を持たず,相対的でしかない」²⁵⁾。結論的に言えば,それは「典型的な錯覚であり,主観的な利益を客観化したに過ぎない」²⁶⁾。

²³⁾ H. Kelsen, General Theory of Law and State (New York: Russell & Russell, 1961), p. 10.

²⁴⁾ A. Ross, op. cit., p. 274_o

²⁵⁾ H. Kelsen, op. cit., p. 6,

²⁶⁾ Ibid., p. 49_o

- 5. 正義が終局的に義務を負わせるのは、法的・政治的な制裁による。ところが、どうして法を守らなければならないのか? 実定法理論は、二つの部分からなる答えを用意している。まず、私がXをしなければならないのは、そのようにしなければ罰せられるから、という刑罪的当為によるものである。第二番目には、私がXをしなければならないのは、それを承認しているからという是認的当為によるわけである。ホップスによれば、権力の制裁を抜きにして、法は「言葉と呼吸であり」それ自体「如何なる人間をも義務づけ、おさえ、束縛し保護することができない」とつ。従って、実定法理論にとって、正義は、客観的に言えば、力に基づいている他に、習慣的に正義を承認している人びとの是認にもよる、と言わなければならない280。
 - 6. 正義という徳は、従順と同じである。

実定法理論は、ほとんどこの問題に触れないが、今までの考察の結論として、オット・A・バードが指摘しているように、正義は結局のところ法に従うこと以外にはなく、従順と同じだと言えるのではないだろうか。

Ⅲ 社会福利理論

実定理論と同じく,社会福利理論の考え方をまとめるにあたって,如何 にして六つの問題点に答えるかを中心に論を進めてゆきたいと思う。

- 1. 正と不正は、全面的に実定法に依拠しているわけではない。
- 2. 正義は、法の良さに基準を提供する。

ミルなどが認めているように、正義の概念の形成において、最初の要素 は法に従うことであることは疑う余地はない」が、「人類が考えているよ うに、正義の概念とその義務は、法によって規定されず、また規定される

²⁷⁾ T. Hobbes, op. cit., p. 135,

²⁸⁾ Ibid., p. 166,

のが望ましい多くの事柄にも適用される」²⁹⁾。 ミルとヒュームは,実定法理論に反して,法によって根拠づけられている正義の規定の他に「自然的な正義」を主張し,ヒュームはホップスと違って「社会と正義は国家に先んずる」ことを発見した上で,次のように結論をうちだす。「政府のない未開社会を維持するのは人間にとって可能であるが,正義のない如何なる社会も維持することは不可能であろう」³⁰⁾。 このようにして,正義は国家並びに法に先立って機能し,実定法そのものを評価する基準ともなる。法は「社会のあらゆる利益を妨げるほど悪質になれば」権威を失ってしまう。ミルは,実定法理論の短所を指摘して「一般的に認められているように,不正な法(悪法)はあり得るし,従って法は正義の最終的な基準ではない」と結論をまとめるのである³¹⁾。

3. 正義は全面的社会から導き出され、最終的に社会福利を促進することに存する。

正義は社会的な基準である,という基本的な特徴に,全ての正義理論が一致しているが,社会福利理論は更に進んで「正義の起源と基盤は社会の福利、すなわち個人的な福利よりも幅広い福利にある」と主張する。全ての法と権利は、社会福利を促進するか妨げるかによって、その正邪が決まってくる。従ってもし仮に、人間にとって社会から離れて生きることが可能であるとすれば、そこには正義もなければ道徳もないことになる。このようにして、ヒュームが指摘しているように、正義の起源は「一種の申し合わせ、契約にある。すなわち、全ての人びとに共通であると思われる利益感覚である。各々の行動は、他の人びとも同じように行うだろうという期待のもとに実行される」322。 ロールズが、社会福利理論を支持しなが

²⁹⁾ J. Mill, Utilitarianism, Liberty and Representative Government (New York: E. P. Dutton & Co., 1951), pp. 58-59.

³⁰⁾ D. Hume, A Treatise of Human Nature, ed. L. A. Selby-Bigge (Oxford: Clarendon Press, 1955), p. 541,

³¹⁾ J. Mill, op. cit., p. 54,

³²⁾ D. Hume, op. cit., p. 498,

ら、正義を分析するにあたって明瞭な形で契約に言及していることは興味深いことと思われる³³⁾。まず、理性的に自分の利益を求める幾人かの人間を想像しよう。彼らは、自由な現象状態におかれ、理想的な社会を左右する原則を定めようとするわけである。そこで、おそらく二つの基本的な原則において、一致するであろう。社会政治の組織に所属する人なら、同じような自由を有する全ての成員に反しない限り、自由の権利を主張できるであろう。基本的な平等を強調しながらある程度までの不平等を許しているのは、それによって全ての成員が利益を得るのと同時に、その機会が全ての成員に与えられることが前提となっているからである、と主張する。

注意すべきことは,同じ契約説を唱えながらも,ホップスは実定法理論を,ロールズは社会福利理論を,ロックは自然法理論を支持しているということである。ホップスによれば,正義は法と社会契約の後に生ずるが,ロックにおいては,むしろ正義の原理が社会契約に先立って存在する。それに対して,ロールズは,正義が契約そのものに含まれていると主張する。

正義は社会福利を促進することに存する、という命題は、社会福利理論の一貫した考え方である。シジウィックは、更に、正義の意味を功利主義に還元する。法を遵守する、という義務の限界は、功利主義的な考察によって決定しなければならない。ところが、人間と人間の間に、ある程度の不平等が存在するのは、必ずしも不正ではない。なぜかと言えば、自由というのは幸福の重要な要素であり、有効な社会の刺激だからである³い。ミルは、一見して自然法理論に接近しているかのように「正義の概念の本質は、個人に宿る権利にある」と主張するが、権利の概念は、自然法理論と異なって基本的でもなければ正義に先立つものでもない。「権利を持つと

³³⁾ Otto A. Bird, op. cit., p. 90,

³⁴⁾ H. Sidgwick, op. cit., pp. 440-446,

いうことは、その権利の所有のために社会が私を守らなければならない、 ということである」350。

4. 正義は、人間の行動の客観的な規範である。

社会福利,あるいは有用性は、正義の客観的な規範を用意する。「Xは正義に即する」という判断は、Xについて客観的な何か、すなわち社会福利に即する、ということを意味するわけである。シジウィックのような思想家は、正義に関する判断の中に含まれる道徳的是認が「フィーリングに過ぎないが、それは主観的で全く個人個人に依存しているのではなく、共同体が客観に正しいと承認する感覚である」と主張するのである。「正義の定義は恣意的ではない」360。 社会福利に対する感覚は、主観的に見えるが実はそうではなく、「人間並びに人間の生きている世界の本性に、侵しがたく確立されている」。ヒュームは、これについて詳細に分析を行っている。シジウィックは、ヒュームよりも理性の役割に重点を置いて、正義を見極めるのは実践性の業であり「結果を別にして、一定の行動が、正しく理に合うものであると見ぬく洞察力である」と強調する370。

5. 正義は、社会福利に基づいて道徳的な義務を負わせるのであり、主 として法的制裁に依存するものではない。

どうして、社会福利を意味する正義を、促進しなければならないのか? ミルによれば、正義の要求は他の道徳規定よりも「人間の本質的な福利とじかに関わっているので、人生の他の規定よりも、より絶対的な義務」を 要請する³5°。しかし、これではっきりした答えが与えられたと は思え ない。シジウィックは、「Xを行うべきである」という表現が、四つの意味に理解できると説明を加えている。要するに、当為を、目的論的、是認的、刑罰的、絶対的義務の四つに分けることができるにすれば、ヒュームは、

³⁵⁾ J. Mill, op. cit., p. 73_o

³⁶⁾ D. Hume, op. cit., p. 484

³⁷⁾ H. Sidgwick, op. cit., p. 200,

³⁸⁾ J. Mill, op. cit., p. 79

正義の要請する義務を社会的な是認に解釈し、ミルは目的論的・刑罰的な当為として主張するのに対して、シジウィックは、むしろ根本的な直観に訴えている。「功利主義的な方法は、この根本的な直観なしに、理に合うものではあり得ない」⁵⁵⁾。 このような実践理性の根本的な洞察によって理解できるのは、社会福利を意味する正義の一般的な当為であって、それは具体的に何を意味するのかを見極めるのは、あくまでも功利主義の方法であることをシジウィックは強調する。

6. 正義は、社会福利のために働くように勧める独特な徳であり、博愛 (benevolence) に似ている。

社会福利理論は実定法理論に反して「正義は、秩序と法を守るという義務,並びに徳と呼ばれているものと区別されなければならない」と、一致して強調する⁴⁰⁾。言葉を換えて言うとすれば、正義は、ただ法に従う従順ではない。ベンサムは、正義と博愛との同一性を乗り越えようとするが、しかし、結局のところ「博愛を要請するところの一部分に過ぎない」と確認することになる⁴¹⁾。ミルによれば、正義は、一般的に言えば、権利と義務という関係を規定するのに対して、博愛は必ずしもそうではない。権利が存在するか、しないかということは「正義と、寛大並びに博愛との本質的な相違」となっている、と言えるのではないだろうか⁴²⁾。

IV 自然法理論

自然法理論は実定法理論に対して,正義は適法であることを否定し,社 会福利理論に対して,社会の福利が正義の基本的な意味を与えることを拒 否するが,肯定的に言うとすれば,正義が,人間そのものに基づく権利で あることを主張する。他の二つの理論と同じく,六つの命題で自然法理論

³⁹⁾ H. Sidgwick, op. cit., pp. xvi-xvii,

⁴⁰⁾ Ibid., p. 265,

⁴¹⁾ Otto A. Bird, op. cit., p. 113,

⁴²⁾ J. Mill, op. cit., p. 61,

を簡単にまとめることにする。

1. 正と不正は、全面的に実定法に依拠しているわけではない。

この命題は、社会福利理論と一致するが、自然法理論の特徴は、正義の定義にあると思われる。"suum cuique"(各自にとって自分のもの)という定義が、それである。トマス・アクィナスは、「各自に自分の権利を与えるということは、正義に特殊な対象であり、その意味である」と主張しているが、これは、自然法理論の典型的な言葉であると言えよう⁴³。現代において、マリタンは権利とは、自分に与えられるものとして、ある主体者から生ずる要請、あるいは訴えであり、他の道徳的な主体者は、その権利を妨げないようにする良心的な義務を負わされている」と主張しているが、それは、彼がトマス・アクィナスの伝統に従っている証拠である⁴⁴。このようにして、権利について語る場合、与えられるべきもの、その権利の主体者、相手の主体者に負わされる義務、という三つの側面を考えなければならない。

2. 正義は、法の良さの基準を提供する。

既に、アリストテレスは、法が「立派なものか、また正しいものか」分らない、と述べて⁽⁵⁾、法そのものに挑戦している。一般的に言えば、「法に従うことは正しい行いである」と言えるだろうが、しかし、法そのものは、正しくなければ法としての効力を失ってしまうのではないだろうか。「書かれたが自然法に反する何かを含むとすれば、不正であり強制力を持たない。……法というよりも法の堕落と呼ぶべきである」とトマス・アクィナスは主張する⁽⁶⁾。法の目的は、いわゆる社会の秩序を守ることの他に、

⁴³⁾ St. Thomas Aquinas, Summa Theologica (Ottawa: Commisio Piana, 1963), 2-2, 58, 10

⁴⁴⁾ J. Maritain, Neuf Leçons sur les notions premières de la philosophie morale (Paris: Pierre Tequi, 1949), p. 167.

⁴⁵⁾ アリストテレス「政治学」(『アリストテレス全集15』 岩波書店, 1969年, 1282 b8)

⁴⁶⁾ St. Thomas Aguinas, op. cit., 2-2, 60, 5 ad 1.

全ての人びとのニーズに平等に応える――どちらかといえば、弱い立場にある市民の権利を実現する――という共通善にあることは言うまでもないことであろう。このような共通善を無視する法は「法というよりも暴力である」ということになる⁴⁷⁰。マリタンは、自然法に根ざしている権利としては「生きる権利、自由への権利、道徳生活の完成を追求できる権利」を教えている⁴⁸⁰。このような基本的な権利に反する法は、悪法に他ならない。

- 3. 正義は、自然法に基づき各自に自分のものを与えることに存する。場合によっては、正義は適法、あるいは社会福利と内容的に一致することもあるが、つきつめて言えば、正義は人間そのものに根ざしている諸権利である、と主張するのが自然法理論の特徴であると言えよう。自然法に基づく諸権利は社会的であるが、最終的に社会によって与えられるのではない。H・L・A・ハートが述べているように「そのような権利は、選択能力を持ちさえすれば、全ての人びとが所有できるものである。それは、ある社会の成員であるから、とか、お互いに特殊な関係にあるから、とかではなく、人間であるが故に所有するのである。このような権利は、人間の自由な決定によって与えられているのではない。1490。
 - 4. 正義は、人間の行動の客観的な規範である。

「Xは正しい」という判断は、Xを評価できる、という是認の表現ばかりではない。その評価に是認は、自然法に基づく客観的な根拠を持っているはずである。それは、法に従うとか、あるいは、社会福利に必要であるという意味に限ったものでもない。要するに、Xは、もともと、人間そのものに、人間であるが故に与えられるべきものなのである。如何にして、自然法に基づく権利を理解するようになるのか、直観によるのか、経験に

⁴⁷⁾ St. Thomas Aquinas, op. cit., 1-2, 96, 4,

⁴⁸⁾ J. Maritain, Man and the State (Chicago: University of Chicago Press, 1951), p. 100,

⁴⁹⁾ Otto A. Bird, op. cit., p. 129,

基づく理性の働きによるのか,実践理性の働きによるのか,種々の立場にあろうが,おそらく,マリタンが一番適切に指摘しているように,他の実践的な規定と同様に,「理性的・歴史的な意味合いを含む」ものであるう。本論の最後でもう一度触れるつもりだが,人権に対する自覚は,歴史を通じて徐々に深まり,拡大されて来た,と言えるのではないだろうか。最近の公害に関する裁判や,世界に広がる貧困に対する醒めは,その具体的な例であろうと思われる500。

5. 正義は、社会的・法的な制裁の他に、それ自体義務を負わせるものである。

トマス・アクィナスが述べているように、「それなしに人間の社会が存在し得ない事柄は、人間にふさわしいものである;各自に自分のものを与えるべきであり、他者を傷つけてはならないというのは、そのような事柄に属する」⁵¹⁾。マリタンは、トマスに従って、「正義を行う義務は、物理的ではなく知的な要請である。『各自に与えるべきものを与えないような行動をとれば、私は悪い人間である。私は悪い人間であってはならない』という意志に対する見解からの要請である」と強調する。正義は、社会的な規範として、それ自体義務を負わせるものである。たとえ如何なる社会的な制裁も存在しなくても、である。

6. 正義は、他の徳と異なっている。

⁵⁰⁾ 拙稿「人間仲間と国際倫理」(『未来の人間学』 理想社, 1981年, pp. 241-295) 参照。

⁵¹⁾ St. Thomas Aquinas, Contra Gentiles, 3, 129,

Vまとめ

以上の考察から、「正義は、実定法理論によれば『法に従うこと』であり、社会福利理論によれば『社会福利を促進すること』であり、自然法理論によれば『自分に与えられるべき権利を守ること』である」というふうにまとめることができる。実定法理論はいちばん単純で、「正義」という言葉で指す事柄はことごとく「適法」で言い尽せるほどで、実際には正義理論はあまり重要ではない、ということになる。自然法理論は、「正義」は、場合によっては「法に従うこと」であり、あるいは「社会福利を促進すること」であるが、根本的には、それらを超えて「人間に根ざす、生まれつきの権利である」と強調する。社会福利理論は、正義の重点を「社会福利の促進」に置きながら、場合によっては自然法理論に接近しているように思われる。

実定法理論の難点を言えば、正義を「適法」として定めることによって、保守的な傾向を含む一種の"独裁主義"になりかねないことである。社会福利理論に関しては、それを特に功利主義的に解釈すれば「大多数の幸福」の名目で個人の権利が蹂躙(じゅうりん)される恐れがある、と指摘できよう。自然法理論に対しては、しばしば「自分に対して与えられるべき『権利』の概念があいまいであり、なかなか規定しにくい」との批判がなされる。確かに、多くの場合確定的なことは言えないかもしれないが、"奴隷制度"などの歴史を通して、経験と実践理性の働きによって徐々に

理解されてくることもあろうし、現時点で決定しにくい事柄はあっても重要な事柄に関して一定の立場をとることは可能ではないだろうか。非常事態においてある程度まで制限することは許されるにせよ、永年に渡って国民の信教の自由や言論の自由を著しく踏みにじることは、明らかに自然法に反するであろう。また、国内において、あるいは国際社会において、一方ではぜいたくすぎるほどの生活をしている人びとがいるのに対して、他

方ではベイシック・ヒューマン・ニーズ (B.H.N.) さえも満たされていない人びとがいるのは、許されないことであろう。これらの主張を「習慣的なフィーリングでしかない」と片付けるのは、人間の理性を狭い意味にとっているか、あるいは、極端に言えば、人間の理性を悔辱していることである、と言えなくもないように思われる。

(筆者は上智大学社会正義研究所長,文学部人間学研究室教授)

A STUDY ON JUSTICE

Anselmo Mataix

SUMMARY

The concept of justice is one of the most used in the Western Tradition, sometimes in very many different meanings. Following Otto A. Bird in his "The Idea of Justice" I try first to elaborate the common notes to most of the conception about justice, namely, that it is a social norm for guiding man in their actions toward one another, that justice is approbative, and finally that it is obligatory; and then to summarize the fundamental issues related with the problem of justice and try to examine the way the Positive Law Theory, the Social Good Theory and the Natural Law Theory answer to the different issues. At the end I try to reflect on the need for our present times of rethinking the natural law theory and apply it to the pressing problems of today.

<研究メモ>

コミュニケーションと民衆参加

エドワルド・ホルヘ・アンソレーナ

この論文は、貧しい人びとの住宅問題における非政府機関及び民衆参加に関してのものである。いくつかの具体例を示しながら、私の関係している組織が、このような参加をいかに支持しているかを紹介してみたいと思う。これは、ラテンアメリカ及びアジアで、低価格住宅にかかわる何百人もの人びとと共に働く国際 SELAVIP の経験に基づいて書かれたものである。

序

- A) 金やテクノロジーがスラム街を改善するための唯一の手段ではない。
- C) 彼らと共に働いている有能な人たちは、この力がいったん解き放たれると、いかに彼らが互いに協力し、自分たちの足で立ち、己が成長に 責任をとるようになるかということに気づいている。
- D) このような参加によって, 更により広範囲の人びとのために, 彼らの 力が役立つようになる。
- E) 我々の社会の貧しい人たちの生活環境の改善を真剣に考えているなら, 次のことが必要となって来る。
 - 1. 改善過程の中に、用いることの出来るすべての人的資材を巻き込んでいく。

- 2. 新しい協力者を養成し、仲間にする。
- 3. 人びとの住宅建築活動を支持するために、政治、経済、立法の諸 組織を常に検討し改良を心がける。

I 民衆参加における政府機関の役割

- A) プログラムを始めるに当たって、政府機関の記録作りは複雑なものであった。例えば、インドのハイデラバードでは、非常に献身的な役人たちが、貧しい人びとの活動を支持するために、市の銀行や非政府機関等の力を結集しようと、何年も努力し、素晴らしい仕事を行って来た。しかしながらある場合には余りうまくいかなかった。官僚たち自身にとっての地方特有の問題の他に、人びとは政府の計画にそれ程応じないということも明白なことである。貧しい個々の家族による参加を重点として計画に着手することは、非常にむずかしい。特に彼らのバートナーが、経済的、技術的資力の上に強力な管轄権を持つ国家機関である時に。
- B) 政府機関のより適切な役割は、支持しながら励まし、より小規模の草の根的民間団体が組織した参加プログラムの調整をはかることであろう。政府機関ができることは住宅設備やコミュニティ及びその環境改善の実現に、人びとが参加することを妨げている不必要な拘束を、とり除くことである。ウルグアイに見られる建築協同組合制度の合法化と国家経済制度に、生活協同組合を導入したことは、このよい例である。この種のもう1つのケースは、パプア・ニューギニア大学の教授たちが行ったように、自国の経済、文化に見合った適当な建築法規を作ることである。これは多くの国で政府が行える非常に必要な1つのステップである。外国からとり入れた土地の保有権、建築規準、法規等のモデルは余りにもしばしば僅かの持てる少数派が自分の家を建て、このために銀行ローンを手に入れるのに役立つのみである。貧しい大

多数派はそのような法律に疎外され、自分たちのエネルギーを住宅建築に用いることができない。皮肉にも結果は逆で、その法規によって、 施政者が妨ごうとしているスラムの悪化が助長されてしまう。

- C) 政府は貧困者に土地や現金での補助金、建築資材等を供給し、彼らが自力更生、相互扶助等ができるように助けることができる。現在インドやスリランカで行われているのは、このよい例であろう。即ち、スリランカ政府はスラム居住者に公有地を譲渡し、また、経済的事情のためそれも不可能なスコターのためには、助成金制度を設けている。インドでは、貧困者のための大規模な住宅プロジェクトで、土地や建築資材を供給している。
- D) まだ比較的開拓されていない政府の役割は、コミュニティが自分の土 1 地を改良し自信を持たせ、非政府機関に代わり、より活発になるよう に励ますことであろう。これはこの分野で実績を上げた仲間組織の活 動に資金を与えることを含む。例えば、アメダバド研究活動グループ (ASAG) のように。この非政府機関は,政府の計画を実施すること を何回も依頼された。かつてグジャラト住宅建設局から, 「1日1ル ピー節約を」や「自分の住宅計画を」等のグループのため、5,000家 屋のプロジェクトを頼まれたり、アメダバド都市共同組合から、洪水 の被害を受けた2,250世帯の復興作業に手を貸すことを頼まれたりし た。これに対し ASAG は設計、コミュニティの建物、建築作業、財 源管理、コミュニティ・オーガニゼーション、収入補足、反響調査な どに手を貸した。非政府機関によるこれら一連の動きは、コミュニテ 機関を刺激し実施奨励へと導くことができた。そのような行動を通 して更に多くの創造的な専門家が、今は部外者であっても自分の専門 職とエネルギーを、ますます拡がる色々な地域の貧しいコミュニティ の人びとと分かち合うことができるようになるだろう。

Ⅱ 非政府機関の役割について

コミュニティに近づき、触媒的役割を果し、彼らの信頼を獲得し、彼ら 自身のために組織作りをした非政府機関の正当性及びその柔軟性は、種々 の経験によって証明された。

- A) 貧しい人びとの住宅作りを支持しようとする政府の計画が、彼らを救 うのに不適当な場合、スリランカのヌワラエリヤで、テオドル・ピエ リス師が関係している国際共同体奉仕グループのような民間団体は、 政府並びに民間の奉仕団体や寄付者からの資金を人びとの住宅計画に 用い、このギャップの橋渡しをすることができる。
- B) 非政府機関はまた、貧しい人びとのために擁護し、コミュニティを自立更生に導くことができる。マニラのフィリピン連合組織は、このよい例であろう。このグループの特徴は、
 - 1. スラム街リーダーたちの大きな組織であること。
 - 2. スラム居住者やスコターに関係のある法律についての情報を彼らに 伝達する。
 - 3. 法律専門家を招いて討論会を計画し、話し合いを通しスラム居住者 を助けられるような法の改正を提案する。
 - 4. この改正案の承認を国会に働きかける。
 - 5. コミュニティの現存の問題では、政府と交渉しながら他の可能な解 決を探す。
- C)1. フィリピンのカビテ州にあるダスマリニヤスの Freedom fo Build 及び,
 - 2. ダバオ市の Gawasreng Pagbalay Inc. は、安価な適正資材を再定 住者に入手できるようにし、彼らの建設活動を奨励している。
 - 3. バンコックの Building Together はテクノロジーとコミュニティ・ オーガニゼーションが、いかに相互扶助と自立更生プロジェクトを

推進できるかをよく示している。

- 4. アメダバドの VIKAS はスラム居住者の環境問題に関し、いかに政府と折衝し、その助けを得るかについて彼らに情報を提供する。
- D) 民間機関の益になるよう働いている他の要素は、いろいろな創造力に 富む独立した専門家たちの存在である。その複雑な社会機構や人びと のエネルギーが慢性的に腐食しているために、コミュニティが非常に 機転のきく創作的なアプローチを必要としているので、その存在は大 切である。官僚たちがどちらかといえば通常会議志向なので、行動を とるのがむずかしいが、他方、動いたことのある機関は、施行上の幅 や哲学的に裏付けられた献身、カリスマ的な人材を持って居り、必要 なコミュニティにかなり深く巻き込まれる。民間機関はコミュニティ に時間と体験を分かち合い、メンバーをそこに入り込ませて彼らの文 化的背景をよく理解することにより、コミュニティの善意とエネルギ ーを開発し、自分たちの生活改良に参加させるよう導くことができ る。当然そこから現れる結果は、その機関の能力やコミュニティによ るのである。民間仲介組織の真価と根本的な魅力は、コミュニティに 継続的な活動をさせることであろう。フィリピンの民間低価格住宅協 会、スリランカの社会経済開発センター、インドネシアのい くつか の大学や、バンコックのアジア工科大学、また、 国際教育の ための Bouw Centrum や SELAVIP のような全国的な連合体を通し、ある いは、地方集会や、特別なトレーニングコースを通して、民衆参加の プロジェクトは新たな識見を広め、よりよい人間的なコミュニティを 目に見える形で実現するために直接に役立つ機会を得るのである。
- E) 貧しい人びととの最初のプロジェクト

インドネシアには国によるカンプン改良プログラムのよいものがあるが,非居住地域の路上生活者やスコターは,その都市で身分証明書を所持しないために,その恩恵を受ける対象にならない。このような

人びとのために、幾つかの民間団体はマラン、ジョグヤカルタ、セマラン、ジャカルタ等に小さなプロジェクトを実施した。

1. セマランの Yayasan Sugyapranata プロジェクトには、二つの顕著な特色がある。

即ち

- a 首尾一貫して社会の最も貧しい地区で働く。
- b 安価な住宅プロジェクト
- 2. このプロジェクトの対象は、輪タク運転手、街路清掃人、もく拾い等を職業とする橋の下に住んでいる人やスコターで、彼らは通常3×2㎡位の小屋に3名~10名で住んでいる。彼らのほとんどは合法的な住居に住む人に交付される身分証明書を所持していない。従って永続的な職にも、政府の住宅政策の対象にもされないのである。
 - 3. プロジェクトによる住宅は簡素なものである。
 - a 木造 4×6 m²
 - b 竹の柱とタイルの屋根
 - c 土間の床
 - d 敷地 100㎡
- e 家屋のコスト\$146
 - f 地代100㎡ \$115
- g 家と土地で合計 \$ 261 であるが、土地と建築資材は無料で配布 される。新しいプロジェクトでは、人びとは一部を負担し、自 分の手で建てる。
- h 多くの民間及び政府機関が多額の補助金を出しているが、社会 の底辺にいる人びとに新しい生活を始める機会を与えるものと して、この程度の投資は理屈に合ったものと思える。
- i ここを訪れる度に次のような改善が進んでいる。
- a)家屋の前面が竹で編んだ壁から木材へ

- b) 他の側面も木材へ
- c) 窓にガラスが入る
- d) ベランダがつけ加えられる
- e)壁がプロックに
- f) お手洗いの改良
- g) 家具

まだ自分たちの家を改善する余裕のない人たちもいるかも知れないが、社会における彼らの身分や可能性は以前と同じではない。今では市民権を認められ、身分証明書を保持するようになったのである。

F) 他の例

1. ヘンリ師 (カプチン会士)

彼はパキスタンで、被差別民のキリスト教徒のために、専門技術と資金を調達して2,500の家屋を建てた。家はソイルセメントのブロックとプレハブのコンクリート・ルーフィングでできている。一戸は約\$604であるが、この三分の一は自分たちが支出し、残りを融資機関が負担してくれる。

2. フィリップ・スミス司教 (オプレート会士)

フィリピンのスールー諸島のホロに、市の貧しい人たちのために 100 戸以上の低価格住宅を建てた。

(伊従直子・訳)

〔筆者は SELAVIP (ラテンアメリカ・アジア住居奉仕団) のアジア代表として、韓国からパキスタンに至る主要都市で増加の一途を辿るスラム居住者の住宅改善をはかっている。この六年間大小 200 を越える低価格住宅のために働くグループと協力し、民衆参加による生活改善と民衆の成長を心がけて来られた。この骨の折れる、地味なアプローチの中に、人間開発の最も根本的な問題点が含まれていよう。即ち、人間の尊厳、可能性に

対しての飽くことなき敬意である。これこそ社会正義の原点であろう。この小論文は、師の豊かな体験の氷山の一角を示すものである。訳者」 (筆者は上智大学社会正義研究所客員研究員) (訳者はベリス・メルセス宣教女会修道女)

COMMUNICATION AND CITIZEN'S PARTICIPATION

Eduard Jorge Anzorena

SUMMARY

This paper deals with Non Governmental Organizations and people's participation in housing the poor. Through concrete examples, I want to suggest areas in which this participation could be supported and encouraged by our institutions. This paper is based on the experiences of SELAVIP INTERNATIONAL in Latin America and Asia with hundreds of practitioners involved in the housing of people with low income.

南北間の情報の流れ

武 市 英 雄

Ⅰ 情報をめぐる南北の対立

世界的な大きなできごとが起きると、よく「ニュースが世界中を駆けめぐった」などという表現が使われる。戦争の突発とか、世界的に有名な政治家の暗殺などの大事件では、たしかに短時間のうちにニュースが世界のすみずみにまで伝えられる。ところが、ふだんはどうであろうか。それほど大きくないできごとのニュースや情報は、世界中を"平等な形"で伝わっているだろうか。どうも、そうとはいえないようである。水は高いところから低いところへ流れるが、ニュースも先進国から発展途上国への流れのほうが、その逆の方向への流れよりも圧倒的に強いのが現状のようである。しかし、現状がそうだからといって、それが望ましい姿とはかならずしもいえないであろう。

とくに1970年代になってから、南北間の情報の流れの不均衡について南側からの不満の声が高まっている。南側の諸国は、情報量が北側から南側へ圧倒的に多いことを不満に思っているだけでなく、おもに北側の特派員によって報道される南側のニュースが、とかく汚職とか天災などマイナス・イメージの内容が多いことにも不満をいだいている。このため、南側は、ゆくゆくは南側独自の国際通信社を設立するなど情報の流れの"ゆがみ"を是正したい、と望んでいるのである。

これに対して北側諸国は、あくまでも言論の自由を主張、むしろ南側諸

国ではとかくマス・メディアが政府の権力のもとに管理・統制されている 傾向を懸念し、南側の新しい国際通信社の構想に対しても、国家統制色の 濃いものにならないか心配している。

このように、南北間の情報の流れをめぐって、先進国側も第三世界側も それぞれの"大義"、"正義"を主張しているといえよう。しかし、結局は、 両者のうち片方が一方的に正しいとか、一方的にまちがっているともいえ なく、互いに理解、協力し合っていく必要があると思う。

Ⅱ 「世界コミュニケーション年」の目的

1983年は「世界コミュニケーション年」(World Communications year)である。国連が定めたもので「国際児童年」(1979年)とか「国際障害者年」(1981年)のような国際年だが,ここ十年近く,とくに第三世界が「新国際情報秩序」(New International Information Order)の名のもとに主張している南北間の情報の不均衡を正そうとする運動とあい通じるところがあるといえよう。この国連の呼びかけに対して,世界のいろいろな団体や組織が協賛の運動を展開している。例えば,カトリック教会では毎年5月に「世界広報の日」を設定して、コミュニケーションの重要性を認識するようにしているが,とくに,ことし(1983年5月15日)の場合は,"マス・メディアと平和の促進"(Social Communications and Promotion of Peace)というテーマで,コミュニケーションが平和の促進に不可欠であることを理解し合っていこうと計画している。

日本のカトリック教会でも、この趣旨 を 受けて、ことし (1983年)の「広報の日」(日本の場合は5月8日)のテーマを"コミュニケーションと平和の促進"とすることをすでにカトリック広報委員会で決めている。 聖書の中で語られている"平和"の意味にたちもどるとともに、その視点から現代の社会を見直していく考えで、「カトリック新聞」をはじめカトリック系のメディアを使って、一般の人びとにも、現代における平和の意 味を呼びかけていく予定である。

教皇ョハネ・パウロ2世は「世界広報の日」のテーマの選定にちなんで 昨年(1982年)10月1日のコミュニケの中で次のように語っている。

「コミュニケーションは今日,諸国民の真の発展と連帯に不可欠な手段として,ますます人びとと 社会の関心 を 占め, "平和を望むなら, あなたがたの兄弟とコミュニケートせよ"と確言してもいいほど で ある」」。

国連の提唱は「世界コミュニケーション年」といっているのに対して、 バチカンは一歩進んで"平和"という要素を入れている点が興味深い。つ まり、コミュニケーションは一体何のためにするのか、という点をずばり 指摘しているのである。

コミュニケーションは個人間,グループ間,国家間などいろいろなレベルがあろうが,一口に何のためにコミュニケーション行為をするのかというと,究極的には人間同士の友好,平和を維持,促進するためであろう。とくに核兵器による恐怖がつのっている今日ほど,コミュニケーションの原点に立ちもどって考えなければならないといえよう。

Ⅲ 日本での協賛運動

日本のマス・メディアも、「世界コミュニケーション年」のPRに一役買っている。ことし(1983年)の元旦号の全国紙をみると、このテーマについて特集を組んでいる。例えば「毎日」新聞は「情報は宇宙から」、「朝日」新聞は「Now コミュニケーション」、「サンケイ」新聞は「まあるい友達ふれあい世界」、「日経」新聞が「花開く高度情報化社会」と題する別刷りの特集号をそれぞれ組んでいる。

しかし、実際に掲載している記事内容は通信衛星の話とか文字多重放送

^{1) 「}カトリック新聞」(1982年10月17日付け)。

などニュー・メディアの紹介などもっぱら技術革新の話であった。つまり、ハードウェア面の記事が中心で、新しい技術が人間にもたらす影響などいわゆるソフトウェア面の記事があまり見られなかった。「朝日」の特集の中で"高度情報化社会、夢と不安、暮らしどう変わる"と題する座談会が、数少ない例の一つで、ほかの記事は新しい技術革新をバラ色ムードで紹介していた。新しい技術がはたして人間同士のコミュニケーションをどれほど促進し、相互の理解に役立つのか、あるいは北と南との間のコミュニケーションがどう変容していくのか、などについて本格的な記事が見られなかった。

このような現象は、日本のマス・メディアが「世界コミュニケーション年」の意味を十分把握していない、ということを物語っているのではないだろうか。たしかに、この国際年の目的とか関連領域はだだっ広く、一見とらえにくい面もある。技術革新の問題も、北側の南側への技術協力という点で、この国際年には関係はあろう。

たしかに、国連もこの国際年の目的を「コミュニケーションの発展に関する政策の深い考察および分析を行うための機会とし、通信インフラストラクチャー(下部構造)の発展を促進する」²⁰ ことにあると説いている。そのかぎりでは、ニュー・メディアのハードウェア面をいろいろ紹介していくのは、それ自体としては妥当性はあろう。通信施設面での社会の下部構造がどう整っているかをマクロの視点でみていくことはどの国にとっても必要だが、それが一人の人間にとってどういう意味合いをはらんでくるのか、あるいは国内や国を越えて、一人の人間ともう一人の人間との間のコミュニケーション、理解にどのような関係がでてくるのかというレベルまで下ろさないと、「世界コミュニケーション年」の真の意味はつかめないと思う。単なる技術論だけでは十分とはいえない。

²⁾ 郵政省発行の「世界コミュニケーション年」の紹介パンフレットから。

第三世界がおもにユネスコの場を通して、ここ10年近く主張している南 北間の情報格差の是正の問題との関係をはっきり焦点にしぼったうえで、 この国際年をとらえていく必要があろう。このような観点から日本新田協 会研究所は1983年2月24日、東京のプレス・センター・ホールで「国際コ ミュニケーションの課題と展望」と題するシンポジウムを開催したのは, この国際年の意味するところを理解するうえで役立ったといえよう。とく に、この日の催しの中で 行われた「情報の国際化とマス・メディアの役 割」と顕するパネル・ディスカッションでは、日本と欧米諸国やアジアと の間で起きている経済・文化摩擦問題に関して、日本からの情報発信がこ んご積極的に行われる必要性があると大いに論じられた。つまり、日本は 明治以来、おもに欧米から先進文化を学び取ることに追われ、自国から外 へ情報をアウトプットすることを軽視していたことが今日の経済文化摩擦 問題や教科書問題などの発生につながったのではないか、と指摘された。 このように、日本は先進国でありながら、情報という観点では発展途上国 と同じような悩み、不満をいだいている国でもあることが浮きぼりにされ たのである。

IV 新国際情報秩序の経緯

そこで次に、日本とも一脈通じるところのある第三世界の情報格差への 不満とはどのようなものであるのか、もう少し詳しく、その経緯、内容を みてみよう。

第二次大戦後、かつての欧米列強の植民地が次々に独立をなしとげ、米ソの超大国などの勢力下から離れ、しだいに新興諸国としての意識を高めていった。その最初の象徴的な会議は1955年4月インドネシアのバンドンで開かれたアジア・アフリカ会議(AA会議)であろう。29か国の代表が集まり、反植民地主義と平和共存を樹立するバンドン宣言を決議した。これを機に新興諸国は国連やいろいろの国際機関で協力し合い、しだいに発

言力を強めていくようになる。

一方、情報・通信関係の技術の発展に伴い、地球は意味論的には縮まってきた。国境の垣根を越えて、情報が活発に交流されるようになってきた。しかし、同時に、"情報洪水"によって起きる誤解や対立、宣伝や世論形成など情報操作の活発化など弊害も出てきたのも事実である。とくに、南と北との間では、マス・メディアの発展状況が大いに違い、情報の流れが、圧倒的に北から南へと片寄ってしまうようになった。

このような情報の流れの片寄りは、世界の政治指導力の片寄りにも関係していくことになり、新興諸国の先進国への対立意識がしだいに高まっていったといえよう。そして新興諸国同士の団結の 機運が高まっていく。1961年には第三世界21か国の首脳たちがベオグラードに集まり、米ソ対立に対する中立の堅持、"帝国植民地主義"への反対などを唱えるなど非同盟運動を展開する。

1973年アルジェで開かれた第4回非同盟諸国首脳会議では、世界の資源を発展途上国にも有利な形で再分配することをめざし、その目標を達成するために、各国の通信社を強化し、情報の交流を活発にし、欧米の国際通信社(イギリスのロイター、アメリカの AP, UPI, フランスの AFP) のニュースに依存するのを減らしていく必要があることが強調された。これは「新国際情報秩序」の提唱である。

つまり、南北間の経済格差を是正しようという「新国際経済秩序」(1974年, 国連採択)を推進, 世界に訴える手段として新国際情報秩序が必要なのである。第三世界にとって、経済秩序と情報秩序とは表裏一体の問題なのであった。

1976年7月にはニューデリーで非同盟諸国の情報相会議が開かれ、12の参加国が西側の"コミュニケーション帝国主義"と戦うことを誓っている。このような背景には、現代のコミュニケーション手段が少数の国ぐにに集中し、多くの国ぐにが、そこから発せられる情報を受動的に受け入れ

ていることへの不満がつのっているわけである。領土としての植民地主義 はなくなっても、情報による支配、情報による"植民地主義"は生きてい る、との意識が第三世界諸国に根強く残っている。

この情報相会議では次の五点が討論されたという。第一は,国際的な情報の流れが不均衡であるのは,情報の大部分が欧米大国の通信社によって独占されているためであること。第二は,このような不均衡な情報資源の配分は植民地時代の名ごりであること。第三は第三世界の国ぐにが他の国を知るには欧米の通信・報道機関を使わなければならない状態であること。第四は,情報は少数者によってばらまかれており,大多数が受け手にまわっていること。第五は,非同盟諸国や第三世界は世界的に重要な役割をになうようになってきたのにもかかわらず,欧米のマス・メディアから軽視されており,これを是正するには,非同盟諸国,第三世界自身の通信社が必要であること。。

このニューデリーでの非同盟諸国外相会議に続いて、1か月後の1976年8月にはスリランカの首都コロンボで、第5回非同盟諸国首脳会議が開かれ、先のニューデリー会議の基本方針が正式に決議された。とはいえ、決議文そのものは格調の高いものでも、具体的な実行案がどこまで煮つめられたかは疑問で、建て前と本音との使いわけがあった面もある。例えば、第三世界独自の通信社設立構想も、ぼう大な費用がかかるうえ、国情のちがう国ぐにの間の調整もむずかしいためか、ニュース・プール制度に"格下げ"され、さらにそれも「地域的にやれるところからニュースの交換をしよう」というくらいのところに落ちついた、といえよう。高い理想と現実との間から生まれた路線といってよいだろう。

ユネスコが舞台の中心へ

一方、第三世界の新しい情報秩序への主張の場は、いろいろな国際機関

³⁾ 西川潤「新しい情報秩序の可能性を求めて」 (『潮』1978年7月号), pp. 124-125。

の舞台に広がっていった。その中心的な舞台となっていくのがユネスコの 場であった。

1976年夏,ナイロビで開かれた UNCTAD (国連貿易開発会議)の総会で,新国際経済秩序の要求が前面に出たが,同年秋,同じナイロビで開かれたユネスコ総会では,新国際情報秩序が強く主張された。

この総会では、とくに二つの問題について議論が自熱した。一つはソ連・東欧諸国から提案された「平和および国際理解の強化、ならびに戦争宣伝・人種差別およびアパルトヘイトに対する闘争における、マス・メディアの貢献を律する基本原則の宣言案」であり、もう一つは第三世界から出された「自由かつ均衡のとれた情報交流」と題する提案であった。両方とも、"情報資源"の格差を是正するために西側に対抗していこうとする点では共通しており、西側に対して南側と東側が協力した形となった。

とくにソ連・東欧の"マス・メディア宣言"案には「国は、その管轄下にあるすべてのマス・メディアの国際活動に責任を有する」という条文が含まれていた。これは、自国の中で働いている外国報道機関の記者たちの行動を監視、制限するのを正当化するおそれもあり、西側諸国から「言論の自由が侵されかねない」と反対された。結局、西側諸国は、南の国ぐにに、マス・メディアの発展のための援助を約束することによって、この二つの提案を事務局にさしもどさせ、2年先のパリ総会(1978年)への継続審議事項にするのに成功した。

マス・メディア宣言が採択

1978年11月パリで開かれた第20回コネスコ総会では、懸案の"マス・メディア宣言"はほぼ西側諸国の要求を入れた形で可決された。つまり、宣言は前文17節と本文11条から成り、前文で「新国際情報秩序の確立」を求める「発展途上国の願望に留意」することをうたっている。しかし、当初、

⁴⁾ 小西昭之「"情報の流れ"の構図」(『新聞研究』1977年8月号), pp. 55-56。

ユネスコのムボウ (Amadou-Mahtar M'Bow) 事務局長案にあった国家 機関のマス・メディアへの介入につながる表現は削除された。

つまり宣言本文の第10条 3 項に「諸国家は、適切な条件と資源の確保に便宜を図ることが必要」と表現しているが、当初のムボウ案にあったマス・メディアの行動に関する"国家の義務"規定や、"国家か団体・個人・による"反論掲載権の主張は削られた50。第10条 3 項の内容は次のとおりである。

「このため諸国家が発展途上国のマス・メディアの適切な条件と資源の 確保に便宜を図り、彼らの発展、強化を可能にし、かつ彼ら同士および先 進国のマス・メディアとの協力を支援することが必要である」。

国のマス・メディア管理の色合いの表現がひっこめられたのは、アメリカを中心とする西側諸国が、発展途上国の主張する「新国際情報秩序」の確立を認めるかわりに、発展途上国側に「報道の自由」や「人権の推進」を認めさせるのに成功したためとみられる。このような"妥協"の背景には、「新国際情報秩序」でいう南北間の情報格差も、それを解決するには、「南側の情報・通信の基盤整備で先進国側の経済・技術協力が必要であるという"本音"の部分が先進国側も発展途上国側も互いに認識するようになったという事実があるのであろう。

マクブライド委員会の報告

一方、国際情報秩序の実態研究をするために、ユネスコのムボウ事務局長の諮問機関として「マス・メディアに関する国際委員会」(ショーン・マクプライド委員長)が先に設立され、1977年12月から会合をかさねてきた。マクプライド (Sean MacBride) 委員長はアイルランドの元文相で、ノーベル平和賞とレーニン平和賞の受賞者でもある。委員はフランスのユベール・ブーブメリ(ルモンド紙創立者)らいずれもジャーナリズムや教育界の第一人者16人で、日本からは永井道雄元文相が含まれており、委員

^{5) 「}読売新聞」(1978年11月23日付け)。

会は通称「マクブライド委員会」と呼ばれた。

この委員会は1980年2月に約500ページに上る最終報告をまとめ、発表した。「コミュニケーションと社会」「今日のコミュニケーション」「共通な関心の問題と争点」「制度的および職業的枠組み」「明日のコミュニケーション」の五部から成り、南北間の情報不均衡を中心に今日の世界的なコミュニケーションの問題をマクロ的な視点で取りあげている。

この報告書は『Many Voices, One World』というタイトルでユネスコから刊行され、日本でも『多くの声、一つの世界』(永井道雄監訳、日本放送出版協会発行、1980年12月)という題で翻訳された。

報告書では、結論部分として82項目にわたる提言が記されている。その 第一番目の提案は次のように述べている。

「コミュニケーションの現状を世界全体についてみると、それぞれ異なる国が――いろいろな伝統・社会的・文化的生活のパターンやニーズと可能性に応じて――さまざまの解決策をとっていることがわかる。こうした多様性は貴重なものであり、尊重せねばならない。あらかじめモデルを想定して、これを画一的にあてはめるわけには決していかないからである。そうはいっても、コミュニケーションの領域における共通の目的なり価値を、相互依存の世界における共通の利益という観点に立って、おおまかに設定することは可能なはずである。現在、人類はひとしく軍備競争の脅威にさらされ、全地球的にはびこっている許しがたい不平等におびやかされている。軍備競争と不平等は人類の将来のみならず、その生存さえも危うくする緊張を生み出しているからである。こうした現状をみるとき、より公正なより民主的な社会秩序の確立と基本的な人権の実現は絶対に必要である。この目標を達成するには、理解と寛容によってはじめて可能であり、その理解と寛容は自由な、開かれた、均衡のとれたコミュニケーションから主として生まれるものである」。

⁶⁾ 永井道雄監訳『多くの声,一つの世界』日本放送出版協会,1980年,pp. 453-454。

V 南北の主張と問題点

「マス・メディア宣言」が出たり、マクブライド委員会の報告書が発表されたことは、南北間の情報格差問題を解消する手がかりになったとはいえ、発表されたことによって、現実に、問題が解消されたわけではない。いまもなお、情報の流れをめぐっての南北間の対立意識は根強くあるといえよう。そこで南北の主張点を少し整理してみる必要があろう。

まず南側の主張をみてみると、北側が「新国際情報秩序」を十分理解していない、との不満をいだいている人がいる。例えば、国連の開発プログラムのアジア・太平洋地域情報事務官のナリンダ・アガワラ(Narinder K. Aggawala)氏は次のように不満を述べている。

「あるョーロッパの編集者は、新国際情報秩序というものは、第三世界の暴君どもが私腹をこやすために西側の援助をひき出そうとするかたわら、自分たちが安泰におさまって、人民たちを食い物にするために、自分たちのどん欲さや無能さや搾取をおおいかくすためのイチジクの葉である、と最近述べている」⁷⁰。

また、イギリスのあるジャーナリスト兼小説家は、言論の自由のある国のメディアは、権力あるものを恐れることなく問いつめようとするが、第三世界では、政府が人民に、子どもは6人も生まないで2人にしておけ、といったようなことを説得させる道具としてメディアを使おうとしている、と述べており、アガワラ氏は、このような言及は新国際情報秩序の像をゆがめるものだ、と非難している。さらに、同氏は、西側のメディア指導者たちは、新国際情報秩序というものは第三世界の政府が自国のメディアを抑える計略であり、国を越えて情報を流すジャーナリストをしばる策略で

⁷⁾ Jim Richstad and Michael H. Anderson (edited), *Crisis in International News: Policies and Prospects* (New York: Columbia University Press, 1981), pp. xv-xvi.

ある、とみなしている、と批判している。

また同氏は、ある国際通信社の編集長が、第三世界へ情報通信技術の援助をしても、それは政府の情報コントロールのために使われてしまうだけだ、といっていることに対して「あまりにも第三世界をじっぱひとからげに同一化して見てしまっている。第三世界といっても、政治、文化、思想面で単一な地域とはいえないのだ」と不満を述べている。。

このように、まず、一部の北側の人びとが「新国際情報秩序」に対して 一方的な解釈をしていたり、第三世界を画一化してみていることに対して、 アガワラ氏は不満をいだいているといえよう。

さらに、「言論の自由」の概念について、地域によって発展の違いがあるのはしかたのないことで、この点の理解が必要であることを同氏は主張している。つまり、次のように語っている。

「マス・メディアの指導者は言論の自由を最大限求めようとする。それ自体は正しいことだが、ある国で、言論の自由がどれほど認められるかということは、その国の指導者が政治、治安上の必要性をどのように認識するかということに大いにかかわってくる。このような例はヨーロッパでもあるわけで、ヨーロッパでも言論の自由は歴史の発展段階において、その度合いはさまざまに違っていたはずである」100。

つまり、この言葉の中には、西欧の言論の自由の概念で、世界のすべての国の言論の自由を律していこうということへの反発が感じられる。言論の自由はその国の政治・経済など社会の発展状況と"相関関係"があり、現実に治安が悪く、中央政府の力の弱い国に、欧米並みの言論の自由をただちに一律に導入できない、という自分自身への悩みをこめた不満であるう。

⁸⁾ 前掲書, p. xvi.

⁹⁾ 同上, p. xvii.

¹⁰⁾ 同上, p. xviii.

言論の自由抑圧への懸念

これに対して、北側の主張はどういうものだろうか。先のアガワラ氏の 不満の声の中にみられるような、言論の自由が十分に認められていない南 側への不信感が底流にあることは事実だろう。

例えば、1978年のユネスコ・パリ総会で採択された「マス・メディア宣言」に対しても、西側のジャーナリストの団体には、懸念の意を示すところがあった。例えば米州新聞協会(IAPA)は1979年3月の理事会で、ユネスコの「マス・メディア宣言」は報道の自由を侵害する手段として、一部の国で利用される恐れがあり、ユネスコなどの関連機関が報道人の任務を規定しようとする行為は情報の自由な交流を阻害する、との批判がでている 10 。

国際新聞編集協会(IPI)でも、第三世界の指導権で動きがちなユネスコへの批判が高まった。例えば、1979年のIPIアテネ総会では、ユネスコのフェデリコ・マホール (Federico Major) 事務次長の基調演説に反発するIPI会員が多く、ユネスコ批判の総会になった。具体的な発言を一、二紹介すると、例えば、ロンドンの「サンデー・タイムズ」編集長のハロルド・エバンス (Harold Evans) 氏は次のようにユネスコを批判している。

「ユネスコ事務局のなかには被害もう想狂がいて,第三世界は常に受け身で,自由先進国の国際通信社から洗脳されている,などとナンセンスなことをいいふらしている。マホール氏の基調演説は,そうしたナンセンスや虚偽に満ちていた。また危険な取材活動に従事するジャーナリストを保護しようとするいかなる試みも実際的ではない。新聞社または政府が記者証のようなカードを発行しても,それがなんの役に立つだろう……」122。

^{11) 「}新聞協会報」(日本新聞協会発行)(1979年3月27日付け)。

^{12) 「}新聞協会報」(1979年7月24日付け)。

またロイター通信社総支配人のジェラルド・ロング (Gerald Long) 氏 も次のようにユネスコ批判をした。

「情報の国際交流は、国内でも情報が自由な国ぐにの間においてのみ可能で、国内では抑圧しておきながら国外では自由にしようというわけにはいかない。また私は情報を力としてみる説には同意しかねる。ユネスコは情報を権力としてみるから、それを制御しようと考えるのだ。ジャーナリストの保護という名目で、実は統制しようという意図が、衣の下からヨロイがちらつくように見受けられる | 130。

ユネスコのマクブライド委員会の最終報告書がまとまったあとも、一部 西側ジャーナリストのユネスコへの不信は消えていない。例えば1981年5 月マドリードで開かれた国際新聞発行者協会 (FIEJ) の 第 34 回 総会で、「UNESCO などの国際機関がニュースの内容を規制し、プレスに対する規範を定めるような試みをやめるよう求める」とか「記者を保護することを名目に記者をコントロールすることに反対する」など 6 つの決議を採択した110。

しかし、西側ジャーナリストは批判をしているだけではなく、建設的な意見を述べている人もいる。例えばAP通信社の副社長であった故スタンリー・スウィントン (Stanley M. Swinton) 氏は、まず発展途上国が識字率を高める努力をするのが第一である、と指摘している。まず一般市民が広く、情報を利用できることが問題解決の根本であるという。次にラジオを普及させ、全家庭がラジオを聴くことができるようにすること。そして次は新聞の充実。発展途上国では新聞は首都や大都市にしか普及していない国が多いが、地方にも普及させること。さらに国内通信社やカリブ地方といった地域ごとの通信社網を整え、国際通信社はこの地域通信社などを通してジャーナリスト育成面での協力をする。両方の協力体制は先進国に

¹³⁾ 前掲書。

^{14) 「}新聞協会報」(1981年6月2日付け)。

とっても発展途上国にとっても、ともに有益である、とスウィントン氏は 主張している¹⁵⁾。

やや理想論で、具体的な実行方法は説かれていないが、南北間の情報格 差の解消は両者にとって大切であるとの主旨の発言は傾聴に値しよう。

VIまとめ

以上、「新国際情報秩序」の経緯や、これについての南北の主張点をみてきたわけだが、こんごの方向づけについて少し考えてみよう。

まず、南側の不満点は大づかみにいうと三点に要約できるであろう。第一は、南北の間のニュースの不均衡である。つまり情報量が北から南への方向が圧倒的に多く、南から北へが少ない、という事実。第二は、情報の流れが西側の国際的なチャンネルによって左右されていること。これはニュースがロイターや AP, UPI, AFP といった国際通信社によってもたらされており、とかく西側の価値観によって報道され、発展途上国側の視点がとかく欠けがちであることの不満である。また、映画やテレビ番組など先進国側で製作されたものが"圧倒的"に多数はいってくることによって、自国の伝統的な文化が影響をうけないか、という懸念もあろう。また西側の国際通信社や映画・テレビ界に対抗して、同じようなものを作ろうとしても、資金的にむずかしいことのあせりも含まれていると思う。

第三は情報の質に対する問題である。西側のジャーナリストが発展途上国のニュースを報道するさい、汚職とか災害などのニュースをとかくセンセーショナルに報道しがちであることへの不満である。南から北への情報の量が少ないうえに、内容が南側にとってマイナス・イメージのものが多いという。これは単なる印象による批判であってはならなく、実証的な裏づけが必要だが、例えば日本の新聞をみると、最近でこそアジア報道に力

¹⁵⁾ Jim Richstad and Michael H. Anderson, op. cit., pp. xiv-xv.

を入れてきたが、とかくいままで海外のニュースは欧米のものが中心であり、発展途上国のニュースは断片的で、そのつどそのつどの珍しい話が中心だったといえないこともない。日本のジャーナリスト自身1982年の教科書問題に関して、次のように反省している人もいる。

「一しかし、この"教科書"関連ニュースについて卒直な感想をいうと、われわれにとって最も迫力に満ちたニュースは、やはり近隣アジア諸国の厳しい反響ではなかっただろうか。新聞の海外ニュースが、とかく欧米に厚く、アジアに薄いという批判はこれまでにも耳にしていたが、この"教科書"報道を通じて、改めてアジアのなかの日本の現在位置を知らされた思いがする。政府外交の欧米偏重を批判し、アジア重視を唱えてきながら、われわれのつくる紙面はその主張にふさわしいものだったのだろうか [16]。

南側にも必要な努力

ただ、南側の不満点はうなづける点があるにせよ、南側自身が自力で努力しなければならない面もある。例えば、識字率の向上のために教育を充実していく必要があろう。現在でも発展途上国では教育施設が十分整っていなく、二部授業をしている小学校があったり、義務教育年次の学童でも家庭の貴重な労働力として働かなければならなくて就学していないケースも決して少なくない。

まずマス・メディアの恩恵を受けることのできる人びとをふやすことは、すべての問題解決のスタート・ラインであろう。マス・メディアは一部エリートのもちものではなく、ましてや国家のためにあるのでもない。発展途上国はいっきょに先進国並みの言論の自由を享受できないかもしれないが、少しでも自由の間口を広げるよう市民やマス・メディア自体がコミットしなければならないだろう。中には政府のスポークスマンになりきって

¹⁶⁾ 志位素之「政治記事のスタンスを見直すとき」(『新聞研究』1982年12月号), p. 12。

いるマス・メディアもあるが、こういうところでは南北の情報格差の解消を論ずる資格はないと思う。

北側が配慮すべき点

次に、北側にとってもやるべきことはいろいろあろう。まず第一は、南側の諸国を自国と同じ価値観で見なすのは無理であろう。南側の国ぐには、権威主義的なマス・メディアから自由主義なマス・メディアにゆるやかに推移している時で、先進国と同じ社会的、時代的背景としてとらえるのはむずかしい。この点、日本新聞協会の専務理事、江尻進氏は次のように述べている。

「われわれの基本的な立場は、われわれが持っている自由の観念、自由の社会というものが世界的に普及することを理想とするものである。しかし、その理想に到達するまでの道程においてはある程度の妥協もやむをえまいし、第三世界諸国の経済的・文化的条件の向上をまって、漸次、"自由"の理想が広まるものと期待するという態度はとれないものか。そうした態度に立って、過渡的な政策を実施していくことが、事態を発展させる現実的な方策ではないか――という考え方もあり得ると思う」「170。

ニュース価値への反省

北側がやるべき第二の点は、ニュース価値への反省であろう。南側は、 北側特派員の報道による南のニュースはとかくマイナス・イメージでセン セーショナルだと非難している。この非難は額面通り受け入れることはで きないにしても、たしかに、南側には、もっと報道すべきことがらはあ る。例えば農産物の収穫で増産できた事例とか、かんがい用水路が整備さ れたとか、品種の改良に成功したとかのニュースがあるはずなのに、この

¹⁷⁾ 江尻進「マクプライド委員会報告書に対する内外の新聞界の反応」(日本新聞協会研究所『国際コミュニケーションの課題と展望』〈国際コミュニケーション研究会記録集〉, 1983年), p. 4。

種のニュースはあまり北側へ伝わってこない。

つまり、この手のニュースは、飛行機の墜落事故のような'動きのある" ニュースではない。静かに、ゆるやかに移行している社会現象のニュース なので、伝統的な異常性、新奇性のニュース価値基準からみると、ニュー スになりにくいのである。しかし、発展途上国においては、このような事 例は社会の発展に大きなインパクトを与えるできごとであるはずだ。

とくにフリーランスで第三世界に駐在しているジャーナリストにとっては、掲載された記事量で報酬を受けるため、雇われ先である欧米のマス・メディア機関責任者のニュース価値観に合うものしか取材しなくなる。要するに、「おもしろ、おかしく、珍しい」ストーリーをあさるわけだ。異常、危機志向の記事しか追わなくなる。実は、アジアやアフリカの小さな村の片すみで、静かに起きつつある社会変化が21世紀の世界を変革するようなことと直接、間接関係があっても、それは"目先の異常事態"でないために、無視ないし軽視されがちなのである。しかし、これからは、ダイナミックに動くジャーナリズムだけでなく、静かなジャーナリズムをも重視していく必要がでてこよう。

北側がやっていかなければならない第三の点は、南側への援助であろう。一つは人物交流で、地域別、国別のジャーナリストの交流、研修面で企画、資金面の援助をする必要がある。南側のジャーナリズムに、先進国とまったく同じ概念の言論の自由をいますぐ普及できなくとも、言論の自由とは本来どういうものであるかをたえず南側のジャーナリストや政府関係者に分かってもらう努力を北側のマス・メディア指導者たちはすべきであろう。

1982年12月フィリピンで、反政府的なタブロイド判隔日紙「ウィー・フォーラム」の社主兼編集長、ホセ・ブルゴス (Jose G. Burgos, Jr.) 氏が政府転覆罪容疑で逮捕された。同氏は1981年9月筆者のインタビューで「フィリピンの新聞はほとんど全部が親政府的で、若い記者は仕事を始めた時

から、当局への批判性を欠いたジャーナリズムに浸りきり、それをあたり前と思ってしまっている。たとえ将来、政府が言論統制をゆるめても、そのような記者は言論の自由の何たるかを知らないために、何をどうしたらよいのか分からなく、かえってとまどってしまうのではないか」。フィリピンの言論統制の根は深いという趣旨の話をしてくれた。南の国での良心的なジャーナリストの国を憂える言葉であった。

また北側の援助は技術面の援助も必要であろう。マス・メディアの基盤 強化に手を貸す必要があり、「新国際情報秩序」の実現は、基盤の整備・ 充実がなければ可能とはいえない。

万いに理解への努力

このように、情報をめぐる南の「大義、正義」も、北の「大義、正義」 も根本的には互いにあい入れないものではなく、共通点、妥協点があり、 互いに歩みよる必要な領域があるわけである。

南と北との間のコミュニケーションは一体何のためにあるかといえば、 やはり互いに理解し合うこと。意見の一致する点と、一致しない点を確認 するだけでも理解の第一歩である。そして、そのコミュニケーションの究 極的な目的は、平和の維持、促進ということになろう。

南北間の情報の流れの問題は、ジャーナリズムや関係政府機関だけの関心事ではなく、広く一般市民も大いに関心をもってほしいことである。情報の流れは、何もニュースの流れだけではない。一市民と一市民との間のコミュニケーションにも通じる問題であろう。マス・メディア、市民、政府などすべてを含めた国際理解の問題に関係する。

とくに日本の場合,二つの課題がある。その一つは,従来のように欧米だけでなく,アジアをはじめとする第三世界とのコミュニケーションを活発にすること。第三世界の政治家だけでなく,とくに地方の農家の人びとら一般市民がふだん何に喜び,何に悲しんでいるか,を日本のマス・メディアは伝える責任があると思う。つまり第三世界の日常性を報じる必要が

ある。もう一つは、日本からの発信を活発にすること。最近の経済・文化 摩擦を解消するために、日本からの発信がもっと活発になることが望まれ る。

日本には、共同通信社と時事通信社の二つの通信社があり、海外への英文記事の送信サービスも行っている。共同通信社の場合、国内の英文テレプリンター・サービスは1日約3万語だが、その他、有線、無線、航空便による海外への送信を入れると全部で1日あたり約13万語におよぶという。しかし、ロイター、APなど海外からはいってくるニュースは1日あたり60~70万語といわれており、インプットの方がアウトプットよりも圧倒的に多い 18 。

政府・与党の中には、国の運営による海外向け放送の構想や、国際通信社の機能強化が話題に出ている。1981年7月、自民党政務調査会の国際交流特別委員会(平泉渉委員長)がまとめた「国際放送・通信政策に関する提言」はその一例である。しかし、情報通信業務はあくまでも民間でやらないと、言論の自由は保てないし、能率も悪い。この点がこんごの日本のマス・メディア界にとって一つの大きな課題となるであろう。

以上、情報の南北間の格差について多少論じてきたわけだが、「世界コミュニケーション年」を契機として、一人でも多くの人びとが、この問題に関心をもつことを望みたい。

(筆者は上智大学社会正義研究所員,文学部新聞学科教授)

^{18) 1983}年2月24日東京のプレス・センターで行われたシンポジウム「国際コミュニケーションの課題と展望」の席上、共同通信社から配布された資料による。

INFORMATION FLOW BETWEEN THE DEVELOPED AND THE DEVELOPING WORLD

Hideo Takeichi

SUMMARY

One of the present problems in the world is the imbalance in the exchange of information between developed and developing countries.

With the emergence of former colonies as independent states since the end of World War II, developing countries came to look upon Western news agencies like AP and Reuters as instruments of neo-colonialism and cultural imperialism.

In the early 1970s, they began to call for a so-called New International Information Order. They wished to rectify the imbalance in the flow of information between the North and the South.

In 1976, they tried in vain to adopt the so-called Declaration of Mass Media, but Western countries objected especially to the article stating that "States are responsible for the activities of all mass media under their jurisdiction."

However, at the 1978 UNESCO General Conference in Paris, the revised draft of the Declaration of Mass Media was finally adopted. At the 1980 UNESCO Conference in Belgrade, the MacBride Commission report was given, in which there were 82 recommendations calling for cooperation of technology, training, and research.

However, developed countries showed a strong opposition to the report. They condemned the potential threats to press freedom. But it is clear that developed countries should try to share the flow of information and give a more balanced coverage without sensationalism in reports about the Third World. At the same time, developing countries should try to decontrol their domestic mass media and increase literacy among their people.

The United Nations declared 1983 "World Communications Year" It is to be desired that as many people as possible will come to be interested in a better understanding between the North and the South.

働きすぎなのか?

ブルクハルト・ヴェクハウス

序文

- A. 西洋からの非難
- B. 日本の労働時間
- C. 労使関係
- D. 日本人の価値思考
- E. 余暇の意味

終りに

序文

数年前から国際貿易関係で、日本はいろいろの非難に直面している。ここでは、このような非難がこの20年間にわたってどのように生じてきたかを検討してみたい。特に現在いちばん強く強調されている問題、つまり日本人が余りにもたくさん働いているということがどこまで正当な批評であるかを検討してみたい。

A. 西洋からの非難

去年あたりまで、日本に向けられる非難は主としてその押し込み輸出に向けられており、従って日本への要求は、何よりも輸出の自主規制であった。このような非難は数年前から聞かれていた。過去にさかのぼると、日本は既に、1955年に木綿のブラウス輸出で自主規制を実現したことが明確である。

¹⁾ R. Sinha, "Western outcry against Japanese import restriction does not have much justification" *The Japan Economic Journal*, June 1982, p. 20.

1961年になると、日本から輸出される木綿織物のほぼ3分の1は自主規制下で輸出された。10年後には、これらの制限は全体として73の品物に及び、中には織物、鋼鉄、自転車、傘、野球のグローブ等が含まれた。さらにその後、自動車、光学器械と電気製品もそのリストに加えられた。

現在では、日本からの輸出のほとんど全部がある程度の自主規制を受けている。例えば鋼鉄の輸出は、価格規定においてトリガー法に従わなければならない。いわゆる『秩序を守る市場契約』(Orderly Marketing Agreement, OMA)は、日本から輸出されるカラーテレビセットの販売を制限する。そして自動車輸出は自主規制によって制限されている。IM Fによると、1978年末には、アメリカ合衆国へ輸出される鋼鉄生産物のうち80種類以上がトリガー法機関によって取り扱われた。複数繊維についての協定は、繊維と洋服の販売のほぼ80パーセントを統制した。そして、酪農製品の輸入、魚、牛肉、じゃがいも、ピーナッツ、砂糖、木綿と綿などもそれぞれ完全に、あるいは部分的に統制された。このような制限措置は、現在E C諸国において70項目を占めている。しかし日本では、これは27項目しかない。日本における現在の輸入制限措置は、主に農産物に適用されている。しかし、全く同じ農産物の分野ではアメリカ合衆国とE C諸国において、かなり強く政府から指示されている。

日本は、ある程度まで西洋の貿易相手からの要求に従ったが、貿易の国際的なバランス(均衡)を再編成することはできなかった。ある意味ではアメリカ合衆国とEC諸国の輸入制限は皮肉的であるようである。これらの国ぐにも、以前と同じように差別的な関税、品物の検査、健康の基準、尺度とパッキングについての要求において輸入を制限しようとしている。従って、日本のやり方だけが新しいものというわけではない。更に「日本

²⁾ R. Sinha, op. cit.

の品物を買いなさい」などのような輸出促進計画についても同じことが言 える。

量的な制限は計画された効果をあげられなかったために、日本における市場制度を完全に自由化しなければならないという要求が強くなってきた。確かに日本における市場は自由ではないという批判には根拠がある。 虚産物の輸入制限だけでなく、日本では輸入された生産物に対しての関税、消費者税などのような別な障害も存在するからである。

しかし、もしこれらの輸入に対しての障害が完全になくなっても、現在 においては国際的な貿易摩擦はなくならないだろうと日本の多くの関係者 が思っている。なぜなら、以上の問題以外の要因が世界の経済的不均衡の 原因となっていると思えるからである。よく指摘されてきた要因として、 日本的な労使関係があげられる。この問題について別のところで述べてき た。もう1つの要因は、M・チママン元日本駐在のアメリカ商工会議所長 から指摘された問題である。同氏は日本の生産物の質、パッキング状態に ついてかなり評価しているが、その中には彼の要求として次のニュアンス が示されている。つまり、外国のメーカーが品物の質を改善したければた らないということではなく、逆に日本の消費者は、基準の高い品物だけで はなく、高い基準を満足させられない外国の品物をも買い入れる必要があ るということである。この問題は確かに貿易摩擦の1つの原因になってい るようであるが、このような要求を正当化するのはかなり難しいだろう。 さらにもう1つの原因をここで指摘してみよう。それは、「日本人は働き すぎる」という非難である。この非難はどの程度まで正当化されらるだろ うかという問題について, これから検討してみよう。

B. 日本の労働時間

初めて日本に来る人びとは、すぐに日本人は長くよく働くという感じを 受けるようである。しかし、その働きが多すぎるか どう かの判断は難し い。なぜなら、こういう判断は比較する態度から出てくるので、妥当な比較根拠を明確にしなければならないからである。1年の労働時間はかなり長いと多くの日本人はよく認識しているが、しかし、話をするときに、彼らは次のことを指摘している。つまり、収入が比較的低いので長く働く必要がある。そして、とにかく大人にとって働くことは最も普通のことだ。それでは、まず最初に実労働時間数の統計を見よう。

1日及び1ヵ月当たりの労働時間を調べてみると,1日8時間労働の制度が日本の労働法において一般的に認められている。しかし,民間活動においてほとんど守られていないことも確かである。従って,所定内実労働時間と総実労働時間を区別しなければならない。所定内実労働時間は,昭和35年の週当たり41.7時間から昭和56年の37.3時間まで減っている。同時に総実労働時間は,その期間に46.8時間から40.4時間まで減少した(第1表)。これだけの労働時間を他の先進国の労働時間と比べれば,それほど

第1表 実労働時間数の推移

(時間,日)

	総	実 労	働時	間	所为	出 勤			
年	1ヵ月 当たり	1 当たり	週当たり	年 間	1ヵ月 当たり	1 日当たり	週当たり	年 間	日数
昭35	202.7	8.38	46.8	2 432	180.8	7.47	41.7	2 170	24.2
40	192.9	8.17	44.5	2 315	176.4	7.47	40.7	2 117	23.6
45	186.6	8.15	43.1	2 239	169.9	7.42	39.2	2 039	22.9
48	182.0	8.09	42.0	2 184	166.6	7.40	38.4	1 999	22.5
49	175.5	7.98	40.5	2 106	162.9	7.40	37.6	1 955	22.0
50	172.0	7.93	39.7	2 064	161.4	7.44	37.2	1 937	21.7
51	174.5	7.97	40.3	2 094	162.9	7.44	37.6	1 955	21.9
52	174.7	7.98	40.3	2 096	162.7	7.43	37.5	1 952	21.9
53	175.2	8.00	40.4	2 102	162.9	7.44	37.6	1 955	21.9
54	176.2	8.01	40.7	2 114	163.0	7.41	37.6	1 956	22.0
55	175.7	8.02	40.5	2 108	162.2	7.41	37.4	1 946	21.9
56	175.1	8.00	40.4	2 101	161.7	7.38	37.3	1 940	21.9

出所 労働大臣官房統計情報部編,『労働統計要覧』1982年, p.161。

第2表 ILO労働統計報告による週当たり 労働時間(製造業)

(間 胡)

年	日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
1 9 7 0 1 9 7 5 1 9 7 6 1 9 7 7 1 9 7 8 1 9 7 9 1 9 8 0	43.3 38.8 40.2 40.3 40.6 41.1 41.2	39.8 39.5 40.1 40.3 40.4 40.2 39.7	44.9 42.7 43.5 43.6 43.5 43.2 41.9	43.8 40.4 41.4 41.7 41.6 41.8 41.6	44.8 41.7 41.6 41.3 41.0 40.8 40.6
①定 義	実労働時間	支払労働 時間	実労働時間	支払労働 時間	予定労働 時間
②対	常用労働者 男女計	生産労働者 男女計	生産労働者21 才以上の男子	生産労働者 男女計	生産労働者 男女計
③期 間	毎月月間	毎月の特定週	労働週	1, 4, 7, 10 月 を含む給与支 払対象期間	3,6,9,12月の 最後のフル労 働週
④基礎データ	事業所の 賃金台帳	同 左	同 左	同 左	事業所の就業 予定表
⑤調査方法	事業所調査	同 左	同 左	同 左	同 左
⑥事業所規 模	30 人以上	全 規 模	全 規 模	10 人以上	10 人以上

出所 第1表と同じ, p.219。

大きな差が表われてこない。つまり、ILOの資料³⁰ によると、製造業だけを見れば(第2表)、1980年において日本では30人以上の企業の場合、週当たりの労働時間は41.2時間、アメリカの場合、同じ規模で見ると39.7時間、また、同じようにイギリスの場合は41.9時間となる。さらに西ドイツの場合、30人以上の企業では41.6時間、そしてフランスの場合も同じ規模で40.6時間となっている。要するにこのILOの資料によると、週当たりの労働時間は、イギリスとドイツでは日本より高い。

(注意・第2表の下に指摘されているが、この資料は規模の違う企業から得たものであるので、正確な比較は困難である。)

もっと正確な比較を可能にするために、日本の労働省から5つの先進国

³⁾ 労働大臣官房統計情報部編『労働統計要覧』,大蔵省印刷局,1982年, p. 161, 219 参照。

第3表 週当たり実労働時間

(推計值, 製造業, 生産労働者)

(時間)

年	日本	アメリカ	西ドイツ	イギリス	フランス
1975	39.3	36.3	32.3	37.0	35.2
7 6	40.7	36.6	33.1	37.7	35.1
7 7	40.8	36.8	33.3	37.8	34.8
7 8	41.1	36.9	33.2	37.7	34.6
7 9	41.6	36.7	33.4	37.4	34.4
8 0	41.6	36.3	33.2	36.3	34.3

出所 第2表と同じ。

の生産労働者の労働時間が推測されている(第3表)。この資料によると、1980年において日本の週当たりの労働時間は41.6時間,アメリカは36.3時間,西ドイツ33.2時間,イギリス36.3時間,フランス34.3時間である。

週当たりの労働時間に加えて1年間の労働時間を検討しなければならない。ここでもまた2つの現象が目立っている。1つは年間休日の日数である。週休2日制は、日本では企業規模によって導入がまちまちである。1,000人以上の企業でも、昭和55年において企業の30.6パーセントしか完全に週休2日制を実現していない。しかし、100人~999人の規模の企業の場合10.7パーセントである。また、30~99人の小企業の場合2.5パーセントしか実現されていない。

この統計を見ると、次の点を強調する必要がある。30人以下の労働者を雇っている企業とそこで働いている常傭者の数はかなり多い。これは全労働者の3分の1以上になる。同時に規模が小さくなればなるほど労働時間、賃金などの労働条件が悪くなる。しかし、これらの条件は以上に指摘された統計には現われてこない。この事実は、日本の統計資料を外国のそれと比較するときにかなりの困難をもたらしている。そのことを、週休制の状況について言わなければならない。

⁴⁾ 前掲書 p. 30, 172 参照。

第4表 労働者1人平均の年次有給休暇の付与日数 取得日数及び消化率(企業規模30人以上) (昭和55年9月)

	産ぅ	类	企	業	規	模		平 均付与日数	平 均取得日数	平 均消化率
調	7		産		業		計	14.4 日	8.8 日	61.3 %
1	0	0	0	人	1	以	上	16.6	10.4	62.7
	1	0	0 ~	9	9	9	人	13.7	8.4	61.2
		3	0 ~		9	9	人	12.1	7.1	58.6
絋							業	16.2	14.7	90.6
建			設				業	13.9	7.0	50.6
製			造				業	14.9	9.8	65.9
卸	5	壱	小		売		業	12.9	6.8	52.4
金	Ā	独	保		険		業	16.8	7.5	44.6
不		動	i	卢	Ē		業	14.0	9.1	65.1
運	1	输	通		信		業	14.3	9.9	69.3
電	戾	ガ	ス;	水	道	熱	菜	18.9	14.4	76.3
サ		-	F.		ス		業	13.2	8.0	60.2

出所 第1表と同じ, p.176。

年次有給休暇を見ると(第4表),1,000人以上の企業は平均的に16.6日を与えている。それが100~999人の企業の場合,13.7日である。30~99人の企業の場合12.1日になる。また,それ以下の企業規模についての資料は与えられていない。そこで,もちろん計画された日数も低いし,実際に消化された有給休暇も低い。平均の取得日数は,1,000人以上の企業の場合10日,それが30~99人の企業の場合7.1日になる。つまり,平均消化率は,30人以上の企業だけを見ればほぼ61パーセントである。ところがこの61パーセントをもう少し詳しく見てみれば,その中に,多くの場合病気の時間も計算されている。つまり,まず2日あるいは3日以上の休暇を取るのは非常にまれなことであり,小さな病気,つまり1日,2日あるいは3日ぐらいは休みが必要であるときに,病気による休暇ではなく有給休暇を代用しているのである。結果として,1年間の労働時間を外国と比べれば,西

洋世界の先進国の労働時間はほぼ1,700 ないし1,800 時間であるが、日本の場合、現在のロボット化を考慮しても、1年間の労働時間はまだ2,100時間ぐらいであると考えられる。

最近では、労働時間を減少する代わりに逆に被雇用者の数を減らし、労働時間の増加が見られるようになっている。この事実は特別な研究の対象になる値うちがある。なぜなら日本型の労働時間は、多くの場合西洋のような緊張した労働時間と違って、労働時間内の休憩や職場での満足感を強める労働以外の活動や社交的な義務をも含んでいるからである。こういう事実は、恐らく日本人の職場での満足度と、その結果としてアブセンティイズム(欠席率)の低いことの1つの原因である。この事実は、必ず労働時間の長さと一緒に見る必要がある。

C. 労 使 関 係

1980年10月,産業労働談話会に出席した鈴木首相は,「わが国は天然資源には恵まれないが,優れた労使関係という,世界もうらやむりっぱな資源を持っている」と述べて,「信頼と協調に裏打ちされた健全な労使関係」こそ日本経済の発展の原動力である,と説いたのである。

確かに多くの人びとは、日本経済の良好なパフォーマンスは対話の促進と健全な労使関係によるものだと思っているが、現場で働いている労働者は、労使関係はそれほどよくないと感じている。しかし外国と比べると、日本の職場では共同体の精神がかなり強い。この事実はいろいろの現象として現われてくる。1つは日本の企業内労働組合である。もう1つは終身雇用制度である。その結果、日本の労働者は他の企業における労働者との連帯感は薄い。また、国際的な連帯感も薄い。従って、工業の市場原理は日本の歴史には定着できなかったのである。

⁵⁾ 占部都美『経営参加と日本的労使関係』, 白桃書房, 1977年, p. 187。

しかし、この共同体の精神は、企業にとっても被雇用者にとってもかなりの影響を与えている。日本の労働者は他の先進国の労働者と比べて企業に対する帰属意識が強い。この事実はアプセンティイズムの低いことと職場での満足感で現われてくる。この共同体の精神によって労働時間が長くなったり、いろいろの社交的な義務を果すようになったりするのである。これはかなり個人の負担になる可能性もあるが、企業に対する帰属意識が労働者の労働意欲の高揚、特に雑業(シャドーワーク)などを行う上で役立っていることもあきらかである。

しかし、日本の労使関係にもかなりの摩擦がある。日本の労働人口はアメリカ合衆国の労働人口のほぼ半分で、また、イギリス、西ドイツ、あるいはフランスの労働人口の2倍である。そうした中で、労働力の組織率は国によってもかなり違う。日本の場合、それはほぼ30パーセントであるが、アメリカ合衆国ではほぼ24パーセント、イギリスではほぼ59パーセント、西ドイツでは42パーセントになる。労働人口の大きさとその組織率は、労働争議の件数に影響があると考えられる。そして、その背景に基づいて1980年の労働争議の統計を比較してみよう(第5表)。

日本では1,133件の争談があり、参加者は56万人、争議の日数は100万日であった。アメリカでは、件数は3,914件、参加者は134万人、日数は3,106万日であった。イギリスの場合、件数は1,330件、参加者は83万人、日数は1,196万日であった。西ドイツの場合、件数は132件で、5万人が参加した。そして13万日かかった。フランスの場合、件数は3,542件、55万人が参加し、167万日かかった。

これらの数字を見れば、1980年の西ドイツにおける争議活動は非常に小さいものである。日本の場合、件数はアメリカ、イギリス、フランスと比べて比較的少なく、イギリスの件数とほぼ同じであった。参加人員も、労働人口が2倍であるのにイギリス、フランスとそれほど差がない。しかし争議の日数を見ると、イギリスやフランスより短期間である。この現象は

第5表 主要国労働争議統計

年	日		本	ア	メリ	カ	イギリス			
-1-	Α	В	С	A	В	С	A	В	С	
1970	(件数) 2 260	(万人) 172	(万日) 391	(件数) 5 716	(万人) 331	(万日) 6 641	(件数) 3 906	(万人) 180	(万日) 1 098	
7 5	3 391	273	802	5 031	175	3 124	2 282	79	601	
7 6	2 720	136	325	5 648	242	3 786	2 016	67	328	
7 7	1 712	69	152	5 506	204	3 582	2 703	117	1 014	
. 78	1 517	66	136	4 230	162	3 692	2 471	104	941	
7 9	1 153	45	93	4 827	173	3 475	2 080	461	2 947	
8 0	1 133	56	100	3 914	134	3 106	1 330	83	1 196	
	西西	ドイ	ッ	フ	ラン	ス				

年	西	ドイ	ツ	フランス					
_	Α	В	С	A	В	С			
1970	(件数) 129	(万人) 18	(万日) 9	(件数) 2 942	(万人) 108	(万日) 174			
7 5	201	4	7	3 888	183	387			
7 6	1 481	17	53	4 348	202	501			
7 7	81	3	2	3 302	192	367			
7 8	1 239	49	428	3 206	71	220			
7 9	40	8	48	3 104	97	364			
8 0	132	5	13	3 542	55	167			

出所 同上, p. 222。

興味深い事実を表わしている。つまり、ストライキの件数は比較的多いが、 ストライキは数時間、あるいは2日、3日以上かからない。

どうしてこれほど短期間で解決されるかという質問に対し、多くの人びとは次の答えを出している。第1に、労働組合は企業の組合として長いストライキのための財政的な力を持っていない。しかし、この答えだけでは、労働者はなぜもっと広く組織化しないのかという疑問を残すだろう。この疑問に対して、間接的にここで第2の答えが明確になる。つまり、労働者は一時的な不満を感じているとしても、企業に属するという強い意識を持っている。この帰属意識、あるいは当然の忠誠心は日本の国民性の一部ではないかと考えられる。その点について次に述べていきたい。

D. 日本人の価値思考

すべての日本人が上述の帰属意識当然の忠誠心を持っているか,または それを認識しているとは断言できないだろう。しかし,その傾向が比較的 強いと思われる。ほとんどの日本人にとって,忍耐を持って勤勉に働くの は普通である。多くの若い人びとが余暇という概念をますます重要にし, 場合によって,彼らにとって残業と日曜日の勤務あるいは休暇のない1年 間の労働は辛いかもしれない。しかし,仕事に対する不満や不平を持つ若 い人びとが増えても,彼らもその仕事をしなければならない,仕方がない と思っている。つまり,日本人は,ある一定の仕事が嫌いだとしても,日 本の社会,それは企業であれ学校であれ家庭であれ,あるいは政治的生活 であれ,とにかく協力しない人はその社会の中で脱落した人と見られ,そ の人は社会から除外されてしまう。このような孤独,あるいは自分の私生 活に対して全責任を取らなければならない状態は,ほとんどの日本人にと って耐えられないことである。

長い残業時間は賃金が低いから(あるいは生活費が高いから)必要だと 説明する意見も多いが,職場の同僚がまだ働いているうちに1人で家に帰 るのは考えられないという意見もかなり多い。そしてほとんどの被雇用者 が労働規則によって与えられた有給休暇を取らない,あるいは必ず一度に 全部取らない理由としてもまた,職場の同僚の負担になるから長い休暇が 取れないというように説明される。もし休暇を取るならば,この休暇を2 日あるいは3日ずつ取るようにする。しかし多くの場合,短期の病気も有 給休暇として取り扱われている。

グループのメンバーとしての日本人の協力精神は、現在の日本の経済のパフォーマンスにおける1つの重要な要因だと思われる。この点は恐らく労働時間の長さよりも重要な意味を持つであろう。労働者と労働組合の立場は、最終的に企業と同じ立場である。この点は西洋の労働組合にとって、

極めて理解しにくいことである。この事実から考えれば、賃金上昇、職場の条件などについての闘争、あるいは合理化反対運動の中にさえもこの精神の位置が強い影響を及ぼしている。

そのほかにもう1つの特徴を指摘することができる。これは実験の繰り返しと知識を生かす関心である。このような関心は、グループの中で新しい方向、新しいやり方を探す原動力であり、進歩へ刺激を与える。このような傾向は、生産の弾力性と生産性の上昇の1つの要素にもなっている。

こういった価値思考を背景にしながら、日本の経営者が不公平だという、 しばしば外国から聞こえてくる批判を検討していきたい。この批判はもち ろん生産方法と労働時間についての基準についてである。西洋世界では、 自分の専門以外の仕事を頼まれる場合、あるいは残業を頼まれる場合、監 督者が勝手に強制するのではないかという疑問が現われてくる。

しかし日本人の場合,監督者の命令あるいは希望に従うのは当然だと思われている。仮にこの命令に対して反感を抱いたとしても,日本人は,黙って特別に与えられた仕事または残業を行うだろう。

こういう態度は、職場の共同体の原理から理解する必要がある。このような共同体精神は必要または大切であると西洋でも言われている。しかしこのような精神は、日本人にとって生活に浸透しているものである。もし西洋世界が共同体精神を理想的だと考え、それを習得したいと考えるなら、日本人の生活常識、あるいは生活の仕方を体験することが必要であるかもしれない。

この事実の中で最も大切な価値は調和である。しかし、調和というと、 西洋でよく行われている個人主義の正反対の生活の常識である。別な言葉 で言えば、日本人にとって個人が考え、行動するのではなく、グループの 中の個人あるいは社会の中の1人として社会の立場から考えて行動するこ とである。

E. 余暇 (レジャー) の意味

「働きすぎ」という言葉は、恐らく労働の集中度よりも労働時間の長さを指している。日本人は余りにも長く働いているということは、誰がどんな理由で日本人に対して言うことができるだろうか。この主張はあくまでも1つの価値大系から、つまり西洋の価値感から言われた言葉である。そこで、労働時間について1つの哲学のようなものが現われてきた。この問題について少し述べていきたいと思う。

原始社会では、睡眠、食事と休み以外の時間は労働時間である。その労働はたいてい農業の労働であるから、自然のサイクルに従って非常に忙しいときもあるし、忙しくないときもある。しかし、レジャーという言葉は1つの特別な言葉として現われてこない。産業革命の結果、工場での仕事が増え、電気の発見が24時間の労働を可能にしてから初めて、労働時間の制限の問題が登場してきた。19世紀の末頃のことであった。

19世紀前半から、イギリスで初めて労働時間の短縮についての運動が始まった。最初は児童労働は14時間あるいはそれ以上であったのが、10時間に減少された。次に婦人労働についての法律が現われてきた。それ以降、男子労働者の労働時間も制限された。最初は12時間、その以降10時間になった。8時間労働は1930年代から盛んに労働運動の対象になった。そのときから、レジャーという言葉が重要な言葉となった。つまり、身体の再生産以外の時間、また、労働以外の時間はどのように使うかということが問題となった。労働時間は身体あるいは家族、人口の再生産のために必要なものとして見られるようになった。しかし同時に、必要なものであるから、ある程度まで短くし、避けなければならないような生活の中の必要悪として見られるようになった。

このように、労働時間が必要悪として見られるようになると、やはりレジャーの時間が本当の生活時間として理解されるようになる。つまり、

「労働が終わってから生活が始まる」という言い方も普及している。結果 としてレジャーの時間は1日のうちに必ず望まれている時間となり、また、 1年間で最も詳細に計画されるべき時間となる。

先進国の勤労者の毎日のスケジュールを見ると(図1を参照)身体の再生産のための時間、労働時間、レジャー時間はそれぞれが小さな構成要素として日に配分されている。日本ではレジャー・アクティビティとして可能な活動はまだ比較的少ないので、1日のスケジュールの中で労働のための時間、あるいは労働の関係で人に会う時間は比較的長い。レジャー・アクティビティの範囲が増えれば増えるほど(この現象は西洋世界でよく現われてきた)、人びとは自分の車、自分の家、自分の庭、自分の自転車、自分のカメラ等々を楽しむためにますます長い時間を取るようになるだろう。そして、まとめて長期にこのような自分の趣味、あるいはホビーを楽しむことができるように、年内の有給休暇を延ばす(拡大する)試みもだんだん強くなってくる。

日本の場合,このようなレジャー・アクティビティは今までそれほど大きくなっていないが,ゴルフ,テニス,海外旅行などの宣伝の結果として少しずつ長くなる傾向も既にみられる。

生活の習慣,あるいは今までの伝統の結果であるのか,とにかく日本においてゴルフやテニスを楽しむ人びとがかなり増えたとはいえ,レジャー時間のいちばん大きな部分を,自分の家でテレビを見て過ごす日本人が多い。もっと活動的なレジャー時間の活用を要求する声もあるが,現在の社会の組織または労働力の組織から見れば,レジャー時間を大きく増やすことは考えられない。

いろいろの面から見ても、日本に おいてレジャーの時間は下級財 (inferior good) のような印象を受ける。つまり、日本人は上述のように労働時間においても仕事のストレスを解消することができるので、適当にお茶を飲んだり同僚と話したりすることを通してレジャー時間の代用物を作

÷...

	45	すいみん	郑宝	-	12						-21	m
	張と会話 お茶	<u> </u>	- X-	===	-=	-		74	::2	ب	-=	日本家政学会,『日本型福祉社会』p. 52~53
	₩	・車で揺宅	¥ 3	-		1		ţnak	17.F.	JÆ	-	22
			4	<u> </u>	ង	1		·			-≘	ņ.
		記下と雑誌	(Esten)	ス数回	-6			子供と连びながら罪る準備	33.3	7	-6	₹
		就將機器	Œ	Ê	6,	١	T 44 (子供と道なる法	1	表子	٥,	比社
	5	中で営業所へ	*	-	-∞	1] []	子供と遊ぶるほとより	田田田	=	-∞	踵
	# コーヒー タ刊をよびます # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 #						一・デンピー	ا ا ا	43	基于		**
	2	<i>→</i> #	CL TO THE	遊回		1		.1 410	E			Ш
	- H	##	∄	<u> </u>	- 9		1 22	子供と並ぶ	田田	ħ	۰	તાંતે
噩	 	# N				Ì	保存国	* #	;≡ ≄	1 7		1
弫	111	部下と想該	故	不象影图	-10	Ì		At 104	144	-	-10	松
#	e of	来客と話す		Ī		1			1			₩ <u></u>
E	お茶お茶をのむ	决策		Г	7						4	
計	**-		35	7	-m			∺	1		- 65	出所
6		决策		``				#	l			. ==
急		<i>™ー</i> ル ∠ ソ ダ	鈴	る拠回	-22				蒜	N.	- 63	
氷	トイン: 年も/	W-94 - NA	#	ĿĒ.								
男子労働者の平日の生活時間	新聞をよれ	出せ		٦.,] ,	٠,		お弁当女人と諸族	≒	*		
		かった		る海回	127	≆ T		44.42.21	#	Œ	-21	
镫	777	正で営業所へ	*	Ͱ	4 5 6 7 8 9 10 11 12 str. str. str. str. str. str. str. str.	١			ļ			
က	-47	11日本教史(恭		-	<		∺			=	
袋		钛 铬	# #	17	2 5	ĸ		#			-=	
7 -	(A) (A) (A)		#	_	-6	H	神经				_6	
7	海太	声を 語合む	=	1 人 1	j	ž	洗着 安子と雑ぱ 前件 ノバ語	# * #	*	Ξ	Γ".	
9	* 家族と会話 	正で出訪	**		-∞ }	Ŝ	1%. (コーヒーを飲む	台所	ŤΫ	-∞	
美	× –	朝食	台派	ÆŢ		\leq	洗頭、		-	17%	1.	
ידו ידו	**	0.74		13		=				.~	Γ".	
₩ 10±3					9	ž					- 6	
联					1,77	?						
重.				1	-10 7-	Ţ,		→ →	ĺ		-23	
1		マヤ	154		-4 1	X		**	ĺ		-4	
: Z	22Z	2		17	د ا	Z		٤		ļ	l	
41)			33	ŀ	3.00	Š		<u>+</u> ~		1	-10	
買		·			-01	ž					-23	
河					#	#4						
Ì					[" "	1					Γ"	
₩			-	24	- +	K	<u> </u>		-	<u></u>	-	
例1 夫一管理職41歲 茲一無職40歲 子供2人一7歲, 3歲	11 ※信	主な行動	場所	いたよい	0 1 2 3 0 1 2 3	7	二、六行行的	主な行動	北京	人をよって		
₩.	<u></u>	L		15]	_	.,	l	1.	12_	1	

— 67 —

<u>⊠</u>

っている。従って、労働時間が長いということは、ただ緊張する時間が長いということを意味しない。

労働時間内でも、日本人はかなりの満足を得ているため、労働時間をできるだけ早く終わって満足できるような活動に入りたい(帰りたい)という希望はそれほど強い希望でもないと思われる。しかし、レジャー時間は不必要な時間だという考えも存在しない。ただ、長い時間をあけて個人あるいは家族の全く自由な活動のために使うという計画は、まだ日本人にとって少し考えにくいことのようである。

終りに

以上、労働時間の現在の長さについて述べてきた。そしてまた、労働時 間の長さとレジャー時間についての考え方を指摘してみた。特に、労働生 活の関係で現われてくる行動とその背景になっている文化的、思想的な影 響を明確にするようにしたつもりである。そこから、繰り返して「日本人 は働きすぎなのか」という質問を考慮すると、答えはかなり難しくなる。 日本の社会の組織、また、労働の組織あるいは教育の組織から判断すれば、 このような努力は当然期待された努力である。別な文化、別な思想から見 てみれば、日本人はレジャーのような重要さよりも生産活動の効果、別な 言葉で言えば,個人の楽しみあるいは満足よりも社会の調和的な協力,社 会の中で役に立つ活動を現実として大切にする。この態度の結果は、少な くとも今のところ,高い生産性,国際的な競争の中の勢力をもたらしてい る。この競争力によってどんどん輸出し、自分の思想にとって当然な活動 の結果、ほかの国ぐにに、経済的に攻撃されたという印象を与えることに なるのは悲劇のようであるが,その悲劇の根本的な根拠は,恐らく違う文 化圏の衝突である (cultural shock) と言っても差し支えない。この問題 を解決するために、恐らくかなりの交渉の時間が必要であろう。

(筆者は上智大学社会正義研究所員,文学部社会福祉学科助教授)

参考文献

- 1) 天野鉄夫『労働組合と経営参加』 <入門新書>, 教育社, 1979年。
- 2) 安藤喜久雄,石川晃弘編『日本的経営の転機』,有斐閣,1980年。
- 3) イヴァン・イリイチ & 玉野井芳郎対談「文明への警告」(『エコノ ミスト』 1982年 6 月22日号)。
- 5) Klose Alfred, Katholisches Soziallexikon: Arbeitszeit (Wien: Tyrolia Styria, 1980).
- Michael Poole, Worker's Participation in Industry (London: Routledge & Kegan Paul 1978).
- 7) 日本家政学会家庭経営学部編『「日本型福祉社会」と家庭経営学』,新評論, 1981年。
- 8) 大橋昭一, 奥田幸助ほか『経営参加の思想』, 有斐閣, 1979年。
- 9) 大内力「貿易摩擦を生む基本構造は何か」(『エコノミスト』 1982年 5 月11日 号)。
- 10) 占部都美『経営参加と日本的労使関係』, 白桃鸖房, 1977年。

DO THEY REALLY WORK TOO HARD ?

Burghard Weghaus

SUMMARY

Once the exports from Japan grew so that the developed countries could no longer compete in several branches with goods from Japan, reasons like cheap labor, long working hours etc. were brought forward. But some of the reasons were true at a time, are however obsolete now. The discussion here makes the criticism of long working hours its center. We find, that working hours per work day are in Japan often not longer than in Western countries.

But in working hours per year, Japan is about 300 hours higher than other developed countries. The longer working hours alone do not prove higher productivity. But other statistics show, that there are more justifiable reasons for the high output: relatively good industrial relations, low absenteeism, relatively high working moral and others. The criticism that Japan uses cheap labor hits Japan nowadays not more than any other industrialized country.

アジアにおける開発と人権 ーアジア隣人からの挑戦と日本人の責任—

山田経三

目 次

序

- I アジアの現状と日本
 - 1. アジアの一般状況
 - 2. アジアの政治・経済・社会的分析
 - 3. アジアの地域的分析
 - 4. アジア隣人の現状
 - 5. 日本人への挑戦
 - 6. 日本人のアジア隣人へのこたえ
- Ⅱ 現代社会におけるカトリック教会の課題
 - 1. アジアにおける教会の歩むべき道
 - 2. 現代社会におけるキリスト者

序

1970年以来,アジアの隣人と共に「アジアにおける日本の責任」を問いつづけてきた。その間,国内外の多くの人びととの出会い,現場に出向いての体験などを通して学ばせていただいた数多くのことの中から幾分でも,この機会にまとめてみたい。

Iではアジアの現状と日本の関わり¹⁰, Iでは現代社会におけるカトリック教会の課題に焦点をしぼって論じてみたい。

¹⁾ Iの内容は1979年以降,アジア・太平洋地域各国から参加して「正義推進,人権擁護」をめぐって討議された,キリスト者による10余の国際会議の討議内容を中心にまとめたものである。

Ⅰ アジアの現状と日本

1. アジアの一般状況

アジアの人口の約60%は25歳以下といわれる。工業国日本、オーストラリア、ニュージーランド、中進国シンガポール、香港、台湾、韓国以外のすべてのアジアの国が政治・経済的に開発途上の農業国で、第三世界に属する。いずれも貧困、文盲、失業など共通の悩みをもっている。少数の「持てる者」と大多数の「持たざる者」との間の格差は大きく、後者は前者に搾取されている。

政治・イデオロギー・経済・宗教的理由からアジア全土には住む場所がない人びとが数多くいる。これは難民の問題だけでなく、政府の政策や経済的理由によって自分の土地を失い、都市に流浪せざるをえない農民の問題である。都市ではスラムを作り、近くの工場で働きながら、安い労働力によって莫大な量の輸出を可能にし、国家の「開発」に貢献することになる。こうした人びとの存在はアジアの国ぐににとって、不安定な状態の原因となっている。

アジアは無理強いされた貧困に打ちひしがれ、苦悩している。その生活は、何世紀も続いた植民地主義と、現代の新植民地主義によって、無視され一方的に犠牲を強いられてきた。アジアの文化は疎外された文化であり、その社会的関係はゆがめられている。

このような極端な不平等は、各国の政府と癒着して進出する先進国の企業活動という内外からの圧力の、アジアに対する絶え間ない支配の結果である。その結果、一般国民の時間、労力、生活まですべてのものが商品化してしまう。ごく少数の持てる者が、労働者、農民などの生産者に対してかれらの労働力、技術、頭脳やこれらの維持に必要なものすべての価格を決定し、生活の質そのものを左右する。何が、どれほど、どのように、どこで生産されるかはすべてその国のエリート・テクノクラートの圧力に対

する軍隊, 警察の暗黙の, あるいは明白な支持と癒着した先進国の進出企業の決定によるのであって, 国民には参加の可能性はない。

アジアの国ぐには大国の利害関係の葛藤のはざまにおかれている。米国, ソ連,中国,日本の力関係の浮き沈みに伴い,またイデオロギーと政治・ 経済的利害の対立が烈しくなるにつれ,各国の立場はいっそう不安定なも のとなる。

そこでアジア各国の政府は国民に向かって警告をくり返す。「我々は内外から危険にさらされている。我々の現状は不安定である。我々は第一に強くならねばならない。我々は軍事的にも政治的にも強くならなければならない」。

強くなるには「工業化」が必要だというのがかれらの結論である。工業化の効果的維持に不可欠の要素は政治・経済・社会的秩序の維持である。この秩序は上から与えなければならない。したがって人権は制限され,人間の問題はあとまわしにされる。結果として国民は「国家安全」の悪循環の中に入ってしまう。すなわち体制維持のためには権力と抑圧の手段が使われなければならない。国家の安定,安全という目的のために,不安と不穏をますます助長させる手段が使用される。これは緊張と不安定をもたらし、さらに抑圧を招くことになる。工業化は人間の生活の改善のために始められたにもかかわらず,その過程と結果において人間は非人間的にされてしまう。これは現にアジアに,その国民に起こっていることを見る時,明らかである。人間自身が今危険に瀕している。

「この開発と近代化の目的は何か。誰のためのものか?」と自問せざるをえない。開発は人間のためではなかったのか? 現実は開発のための開発で、人間はその道具になってしまっている。

アジア・太平洋地域の各国は政府の政策と国民のかかえている問題において驚くほど似ている。国内・国際両レベルにおいて貧富の差が大きいこと,「経済的開発」を政策の最優先にあげていること,この「開発」のた

めに人権,人間の尊厳が無視されていること,「開発」の結果としては貧富の格差がいっそう拡大し,貧困,搾取,家族や伝統の価値の崩壊が増大していることである。

これらの国ぐににおいて共通にみられる、平等を求める願いはとくに若い人びとの間で見られる。かれらは今自由、平等、人間としての充実の新しい可能性に目覚めている。そしてそれを熱烈に求めている。

アジアにはさらにイデオロギーによる分裂の問題が中国,北朝鮮,ベトナム,ラオス,カンボジアなど共産圏に属する国ぐにとの関わりにおいてみられる。アジアの未来に関して「果して一つのアジアは実現するのか。あるいはアジアは二つに分かれるのか?」という疑問をいだかせる。

2. アジアの政治・経済・社会的分析

アジア諸国を歴史, 政治,経済社会,文化レベルで分析してみたい。

(1) 歴 史

日本,タイを除いてすべての国は植民地であった。香港はいまだに植民地であり、他は政治的に独立を得たといわれるが、実態は独立を得ていない。植民地の結果は今もアジア各国に残っている。たとえば植民地に根強い封建的価値観、少数エリートによる支配などがあげられる。

(2) 政治

軍事強化はすべての国に共通である。軍隊は自らの利益を守るため、自 らの権力を行使する。その軍隊は自国民の抑圧に向けられる。一般国民、 反政府勢力が組織化することをかれらは抑圧する。シンガポール、フィリ ピンなどでは軍備費の増大は顕著で、人口との比率でみても予算に占める 軍備費は最高である。

多くの人びとが生活の基盤を奪われ、いっそう疎外されつづけるという 事実は単なる偶然や国家的破局の結果ではない。パキスタンから韓国まで アジア大陸東南アジア全土に日本を除いていずれの国も議会政治ではなく、 軍事体制ないし何らかの独裁政権体制をとっている。これらの国ぐにでは 政治的権利だけでなく、労働者のストライキ権、農漁民の統一行動権など も抑圧されている。支配階級に対して反対の政治的見解をもつ多くの指導 者、民衆が裁判もされずに長年、投獄されている。

(3) 経済

経済面は政治と密接な関係にある。国の発展度合はGNPでしか計れない仕組になっている。日本の工業化、高度経済成長、企業海外進出がこの地域に大きな影響をおよぼし地域を支配している。1974~78年を見ると日本を除くアジア諸国は外国への借金が増大する一方である。前述のように、少数の工業国、中進国を除いてすべての国は農業国である。

いわゆる「法と秩序」という仮面の背後には安い労働力とエリートに好都合の法律,「合法性」がある。,それが外国資本による無制限に近い搾取を歓迎する。その結果,利益が極めて少数のエリートに吸いとられてしまう仕組がアジア各国共通の経済構造である。アジアの国ぐにには経済二重構造の論理が現存する。つまりその国のエリートに独占された産業部門が,国民のニードに全く適応しない外資導入,自由貿易地域など輸出指向経済政策の線で発展する。しかもそれが外国の資本と技術に強く依存させられている。こうした均衡のとれない取引関係の結果,これらの国ぐにの負債と依存は収拾のつかないものとなり,国民がその犠牲を強いられる形になっている。

このようにして海外進出企業や国際銀行がアジアの政治と経済の新しい 主人になったのである。

(4) 社 会

貧困,不平等,差別,抑圧された文化を特徴としてあげることができる。地域によってはこれらが民衆にはあきらめの心で受けとられている。

各地域,各国間の草の根レベルでの連帯,協力体制確立のためには,諸 問題の奥にある共通の根にまで迫る必要があるところから,経済構造の分 析がここでも必要となる。米・ソいずれの陣営にも資本主義的支配という 実態がある。

経済力が支配の最大要因である。米国を例にとれば政治,経済の合致した利害関係のもとに,第三世界のエリートを完全に支配下におき,多国籍企業の進出を通して利益を自国に持ち帰るのである。日本もこれと同様である。この体制のもとでは各国の民衆だけでなく,エリートたちでさえも自決は不可能である。

この国際経済秩序の体制には3つの特徴がある。

- ①先進国としてはこの秩序を維持することが最大の利益につながるので、発展途上国のエリートに種々の影響を与える。たとえば海外進出企業にとって必要な低賃金労働力、豊かな資源、土地などの確保のために、米国は軍事基地の援助を継続させる。70%以上の資源を輸入に頼る日本は発展途上国エリートの軍事強化を「開発援助・経済協力」の名のもとに助ける。
- ②先進国は発展途上国との間に支配的関係を維持させた上で、次のような 利潤確保の場を堅持する。たとえば川崎製鉄の例にみられるように、国内 事情で増設不可能の公害産業を発展途上国に輸出する。原発も同様にアル ゼンチン、韓国、フィリピンなど独裁政権の国に建設する。さらに発展途 上国を先進国の余剰製品の市場拡大のために利用する。
- ③先進国は「ひもつき援助」の形で支配構造の固定化をはかり、先進国の 政財界共通の利益確保を維持していくのである。

文化の輸出も見逃がすことができない。テレビ番組に米国のプログラムを盛んに導入することによって、無意識のうちに「アメリカの消費主義」を国民に浸透させる。これによって一般国民の考え方、生活様式を米国型消費主義になじませ、市場拡大の機会をつくる。同時にその奥にある根本問題から国民の目をそらせるのである。

情報、報道も先進国に支配され、巧みに操作されている。自由を享受しているようにみえる日本など先進国にあっても、他国の報道は政財界に好

都合のフィルターを通してしか、国内には伝わらないような仕組になって いる。

社会の分野ではとくに①都市化と農村,②スラム,③青少年,④女性,⑤少数民族,⑥難民,⑦報道機関,⑧開発・公害,⑨宗教,⑩教育,の問題があるが,これらについては紙面の関係上割愛する。

3. アジアの地域的分析

(1) 東アジア (韓国, 台湾, 香港, 日本)

この地域の4か国の経済状態は中進国から高度に工業化された先進国まで大きな違いがあるが、次の諸点では他の地域の国ぐに同様、共通している。

- ①富は少数の富裕者に掌握されており、富の配分は不平等である。
- ②いずれの国の政府も隣国との烈しい競争と他国の犠牲の上に,工業化を 推進する政策をとっている。

③国の富の大半を享受する少数の人びとは、政府の政策に大きな影響力を もっている。反面、大半の一般国民は国の政策決定に参加することができ ない。たとえば韓国では、農民は生産物を安価で商人に売ることを強制さ れ、商人は何倍もの値で市場に出している。日本では農民は大企業優先政 策のもと高額の農機具や肥料を買わざるをえず、借金経営を余儀なくされ ている。香港ではそれがもっと厳しい状況にある。行政面で影響力を有す る者は商人自身である。

いずれの国でも経済力を掌握している少数者は、同時に政治・社会的力も握っている。注目すべきことはこの地域の教会は往々にして富裕者の協力者になっており、国民の立場を代弁するという動きが無に等しいということである。

東アジアの国ぐにでは、とくに海外進出企業の問題がある。隣国への「開発援助」という名目で日本の海外進出企業は韓国、台湾、香港の社会・経済・政治構造に大きな影響をおよぼしている。結果としてこれらの

国ぐにの日本の投資に対する依存度は増すばかりである。換言すれば日本の企業はこれらの国ぐにの市場を支配している。こうした日本企業に対する過度の依存は各国の地場産業に打撃を与えている。たとえば韓国政府が日本企業に恩典を提供することはその裏返しとして韓国国民に犠牲を強いることになる。つまり隣国国民の犠牲の上に日本企業の繁栄は成り立っている。

この地域における最大の問題は国内のエリートと日本の政財界との間の 緊密な協力が、一般国民の基本的権利と福祉を脅かしているということで ある。

日本の企業進出は他の国ぐにの地場産業の発展を脅かすだけでなく,他の多くの弊害をもたらしている。「買春観光」の組織的進出はまさにこの典型例である。

(2) 東南アジア (タイ, インドネシア, フィリピン, シンガポール)

ASEAN諸国から成るこの地域では、シンガポールを除いて、他の国 ぐには農業に基盤をおく経済である。外国勢力による支配的経済構造のも とに工業化が進みつつあることも共通点である。

①歴史

タイを除く諸国は欧米の植民地であった。植民地からの政治的独立後も、 根本的解決がもたらされていない。支配統治構造は外国勢力から国内のエ リートに移されただけのことで、投資・資産はエリートが受けつぎ、かれ らの独占となった。しかも今や他の経済勢力がこの地域に攻撃的に侵入し てきた。日本がそのさいたるものである。

②経済

人口の大半を占める小作農にとっては土地、耕作のための土地支配、土地利用という3つの農業基盤の経済が最大の関心事である。農民が国内で最も搾取され、また保護されていない人びとである。結果として、これらの国ぐにでは資源や耕作地が豊かであるにもかかわらず、ほとんどの国民

は貧困に苦しんでいる。

フィリピンでは人口の約70% が "Poverty line" 以下の生活を強いられている。タイでは人口の80~90%が国の富の30%しか得ていない。インドネシアでは40%が富の19.5%を得ているにすぎない。シンガポールでさえも人口の25~30%が Poverty line 以下の生活をしている。

こうした農業基盤経済は、封建制を大部分残したままで小作人の搾取の 上に成り立ち、ごく少数の大土地所有者の富が一方では莫大なものとな る。

農業基盤と並行して、あるいはその犠牲の上に、工業化による経済開発が成り立っていること、しかもそれが外資導入に基づく資本主義方式の開発であることがこれらの国ぐにの共通点である。

このことは当然の帰結として低賃金労働力と市場拡大だけをめざして侵 入してくる外国資本に対して, 寛大な恩典を提供することになる。

こうした経済発展戦略が成功するためには、日本など先進国から企業の活動を援助する国内の政財界エリートの存続を必要とする。しかもそのエリートは政治権力を掌握したり、政治家エリートとの協力を緊密にする。 このようにして、軍事力を伴う政財界の癒着は強化されていく。

③政治

外資導入への依存は国内のエリートに「現状維持」と低賃金労働力の確保を最優先事項とさせる。そのために国内の徹底的な統制強化を目的として軍事力を増大させるということになる。

国内エリートと先進国企業相互の利害関係が一致しているために、両者が互いに恩恵を提供し合うことが種々の搾取を生み、一般国民とくに弱者に犠牲を強いる結果となる。ここにこの地域の国ぐにの共通問題がある。

④文化•宗教

少数民族に対する扱いも正義、人権に反するものである。タイでは国家

の利益のためという偽りの名目のもとで山岳民族が先祖代々住んでいた土地から追われた。フィリピンでも「開発」を大義名分として,政府は山岳民族から土地を奪う。かれらの犠牲の原因は各国政府の外国企業に対する恩恵提供である。

今まで述べてきた状況において、カトリック教会は果してどこに位置しているのであろうか。「神の民」という信徒とは区別された制度としての教会が社会変革の妨げになっている点は各国共通である。教会は「現状維持」に固執しているため、人びとの下からの盛り上がり、動きに対する反応は極めて鈍く遅い。タイの教会は国内で2~3番目の土地所有者である。

教会は自らを為政者と一体化する。その結果、教会の責任者はかれらと 意見を異にする者を直ちに共産主義者ないしその同調者と決めつけ、信憑 性を失わせ、孤立させてしまう。

フィリピンでは正義の推進,人権の擁護,解放のために闘う信徒と共に働く人びとが聖職者の中に増えつつある。これは国民が抑圧され,非人間的扱いを受けている状況にあって希望のしるしとみなされる。こうした動きに基づいて,正義と平和実現のための種々の組織が互いに連帯を強化していく必要がある。

(3) 南アジア (インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ)

この地域の国ぐにはすべて17世紀以来英国の統治下におかれていたという点で、諸地域のうちで最も同質的である。1947年、インドとパキスタンは分断され、1971年バングラデシュはパキスタンから独立したが、インド同様、教育や法体系は英国のものが残されている。

これらの国ぐには次の4点でアジアの他の国ぐにと異なっている。

①封建的土地制度:スリランカを除く国ぐにはザミンダリ制度をとっている。これは植民地統治者が小作人から年貢をとりたてるやり方である。独立後ザミンダリ制度は廃止され、小作人には土地が支給されたが、封建的な権力者、地主はそのままを受けついでいる。

- ②宿命論の精神:一般民衆の間には貧困と,権力者による支配の長い歴史に基づいた「宿命論」が残っている。これは国民が現状に甘んじ,あきらめの気持で耐え忍ぶ基盤を作ってしまっている。
- ③少数エリートによる支配:少数の産業界の支配者が地方の財界有力者, 大地主, 農民のすべてを支配している。
- ④政治目的への宗教の利用:権力者はその権力保持と反政府勢力弾圧のために, つねに宗教を巧妙に利用する。

他の地域の国ぐには経済問題を最優先させるが、この地域の最大の問題はむしろこうした社会的文化的問題である。伝統の強さは想像以上で社会変革の最大の妨げになっている。

この地域に共通の課題としては次のような問題がある。

①社会底辺の最低生活を強いられているグループ

経済・社会・政治的にギリギリの生活を強いられている人びとが増えている。スリランカでさえも12%,インドでは54%,バングラデシュでは80%である。このような社会底辺の人びとは国の開発過程から置き去りにされ無視されている。

②地方の犠牲の上に成り立つ都市化

人口の大半を占める農村地域に犠牲を強いる形で都市の開発が成り立っている。都市の美化運動は少数エリートのためのもので、大都市の古い体制は旧来のまま放置されている。

③農地制度

小作人の苦境は想像を絶する。農民の収入は最低である。かれらには組織がないので生産価格については無力。農地制度の中では小作人制度が最も不正なもので、地主による不正な年貢制度がいまだに行われている。

④労働者の組合組織

これらの国ぐにでは工場労働者の搾取は農民についで厳しい。労働組合 が政党別に作られているので、各労組は分断されているのもこれらの国ぐ にには共通している。現場の労働者は実際の問題を知らないまま, リーダーに盲従しているのが現状である。

⑤学生

この地域の政治問題に対しては学生がつねに強い力を有している。各国の独立運動の指導者は学生であった。他方では政治家は自分たちの目的のために種々の操作的方法で学生を利用している。

⑥女性の差別

就職や結婚における女性の不平等は大きな問題である。女性差別の原因はイスラム教自体よりも教義の濫用にある。多くのことが宗教上の名目で正当化されているところに問題がある。

⑦中東への出稼ぎ労働者の搾取

種々の恩典を約束しながら中東への就職をあっせんする仲介者がふえている。出稼ぎ労働者の犠牲がつのるばかりで、かれらを送り出す国ぐにも迎える国ぐにも大きな問題をかかえている。

(4) 太平洋 (オーストラリア, ニュージーランド, フィージー, カナダ)

この地域においては他の国ぐにとくらべてフィージーの状況が異なっている。一人当りのGNPも非常に低く、工業化されていない発展途上国である。したがって以下の諸点もフィージーにはあてはまらない。むしろミクロネシア、パラオなど南太平洋の諸国はフィージーと類似している。

①植民地

すべての国は英国の植民地であった。フィージーはごく最近までそうであった。政治的植民地からは独立したが、現在は米国、日本、英国、西独の経済植民地となっている。フィージーもまたオーストラリア、ニュージーランドの植民地である。新植民地ということでは他の地域の国ぐにと同じである。

②消費主義

フィージーを除く他の国ぐにでは消費主義が国民に対して決定的な影響

力をもっている。消費主義は資本主義イデオロギーの実現のために戦略的 に利用される。これは人間の身体だけでなく、頭も心も支配するので、規 制や拷問よりも有効な方法である。

③不平等

オーストラリアでは人口の10%が国の富の50%を独占しているように, 富の配分が不平等である。国民にとって教育,就職,住宅を得る機会が不 平等である。地方や都市の労働者や農民の貧困,抑圧問題は深刻である。 貧しい人びとの間に意識の欠如という問題もある。これは前述の消費主義 と密接につながっている。

④決定からの疎外

国の重大な政策決定に参加しているのは、資本投資の大部分を支配している外国の企業、軍事的に結合している外国政府、国際資金援助機関、外国企業や政府の利害と合致している国内のエリートである。

あらゆるレベル,とくに国の重要な事項に関して、国民の参加は拒否されている。これはとくに最近では「国家安全」に対する反勢力という決めつけで、集会、デモなど市民の自由の権利が抑圧されていることと密接につながっている。

体制批判が個人批判がという二者択一に陥る極端はさけねばならず, 両者とも批判されねばならない。上述の幣害をもたらしているのは確かに体制全体であるが, 同時にこれらの決定をしているのは個人なのである。

⑤土地の問題

他の地域同様,この国ぐにでも土地は重要である。この国ぐにではとくに原住民にとって土地は重要である。オーストラリアのアボリジニー,ニュージーランドのマオウィー,カナダの先住民。

「土地は我々の母。土地は我々の存在、宗教、主体の源。土地は生きているもの。我々は土地の一部であり、土地は我々の一部である」。

原住民はヨーロッパ人によって土地から追いたてられた。今から2世紀

前,オーストラリア,カナダでは白人がかれらの土地を占有したいために,かれらを土地から強制退去させた。かれらは砂漠,不毛の寒地に追いやられた。しかも今では,その土地がウラン鉱など資源が豊かで,かれらが搾取の対象となるから,そこからさえもまた追いたてられようとしている。

⑥失業問題

この国ぐには約10%という高い失業率に苦しんでおり、事態はいっそう 悪化している。その理由はおもに3つである。(a)無計画に技術が導入され た結果、毎年莫大な数の職が失われていく。(b)外国資本、海外進出企業に とっては今や国境はなく、「政治的安定」、低コスト、高利潤など良好な経 営環境がありさえすれば、どこへでも移っていく。(c)アシア諸国の低賃金 労働者の搾取とこの国ぐにの高い失業率の間には密接なつながりがある。

この国ぐにには政府による労働組合の抑圧が推し進められている。

⑦その他の問題

(a)ひもつき援助:この国ぐには援助を与える側でもあり、受ける側でもある。ひもつき援助の実態は「援助」によって支配一従属関係を固定化させ、「援助」する側にいっそうの利益をもたらすことである。

(b)海洋国際法:長い海岸線を有するこの国ぐににとって海洋法は非常に重要である。とくに多くの小島から成り、海産物に依存度の高いフィージーにとっては重要である。海洋法は増強されている軍事力と深くつながっている。海洋法によって日本、韓国、台湾の近代化された漁法からどの程度守られるかが問題である。

4. アジア隣人の現状

今まで述べてきたアジアの一般状況,政治・経済・社会的分析,地域的 分析を要約しているなまの声をここに紹介し,その背景を探ってみたい。

- ①「私たちは豊かであるのに、なぜ貧しいのか?」
- ②「『発展途上国』といわれながら、なぜ生活は後退していくのか?」

③「『自由主義国』といわれながら、なぜ抑圧が厳しくなっていくのか?」 このことばはアジアには次の3つの矛盾が存在することを指摘している。

「①天然資源が豊かであるのに、そこに住んでいる人びとは貧しい。②発展途上国と呼ばれ、GNP、輸出こそ上昇しているが、人びとの生活の質は後退している。③アジア諸国は第二次世界大戦後独立しながらも、人びとの多くは不自由の中に生活している」。

アジアにおけるこの3つの矛盾に日本が深く関わり、日本に対する依存・従属関係をいっそう深化させている現状にまず注目する必要がある。すなわち①「開発援助」の名目で日本はアジアに対する支配一従属関係を強めている。②日本はアジア諸国の国内の貧富の格差を拡大する援助を行っている。③日本は各政府の軍事化を強化することに援助し、支配一従属関係を深化させている。③

これを今少し詳しく説明すると次のとおりである。

①資源も労働力も富んでいるのに人びとが貧しい理由は、各国の上層部にいる少数のエリートが国の経済力政治力を牛耳っており、その人びと密接につながっている日本の海外進出企業が、各国の富んでいる部分を本国に持ち帰る仕組になっているからである。その結果日本はいっそう経済的に発展する。相手国の国民にその分だけますます犠牲を負わせるという形になっている。

②そこで、豊かな労働力も資源も自分たちの自立、つまり自分たちが参加し、下から盛り上げて発展させていくという動きが抑えられたままで、それらの富は外国に持ち去られてしまう。

③それに対して人間のギリギリの死活問題として,人間としての基本的権利を守ろうとすると,いっそう増強された軍隊がかれらを抑え,逮捕,拷

²⁾ R. アビト師の報告「開発と軍事化」(『人間尊重の世界秩序をめざして』上 智大学社会正義研究所, 1982年, p. 61)。

³⁾ 山田の報告「東アジア世界の現状と展望」前掲書 p. 63 参照。

問して各国政府は「政治的安定」を守るという仕組になっている。

このようにアジア隣人の3つの叫びの背景には各国政府と日本政財界に 次のような対応関係がある。

〈実態〉 〈各国政府の〉 〈日本の政財界〉

- ①貧富の格差の増大 = 「開 発」=「開 発 援 助」
- ②先進国への従属の増大=「国家安全」=「経済協力」
- ③軍事力の増大 = 「政治的安定」=海外進出企業の保護

5. 日本人への挑戦

韓国の池学淳司教はアジア隣人のこうした声なき声を代弁して述べている。「かつて日本はアジアを自らの軍事力で治め、土地を自分のものとした。第一次侵略である。今は同じことを巧妙な方法で行っている。アジア各国の政府に自国の経済力を与え、各政府の軍事力を使って治めている。そして自分の土地として、企業でも観光客でも何でも自由にできるようになっている。第二次侵略である」と。

フィリピンのホセ・ジョクノ元上院議員は述べている。「…日本に来てアジアの人権抑圧の根,従属的国際経済体制の根がこの国にあることを私は改めて学んだ。『カマガサキ』と『カワサキ』にその典型を見た。人が人間としてではなく,数としてしか扱われない釜が崎に人権侵害の行きつくところを見た。千葉市の行政機関をはじめ政治,経済,社会体制全体が川崎製鉄に有利になるように仕組まれている。その結果,会社は労働者と市民を支配している。これと同じ形で,川崎製鉄はフィリピン,ミンダナオを支配一従属関係に抑えこんでいる…」と。

「私たちは日本人を私たちの仲間,アジア人とは考えていない」という厳しいことばもある。これは私自身10余年来耳にしつづけていることばであり、アジア隣人の「日本人観」を代弁することばである。何の注釈も弁解も加えず、すなおにこのことばの背後にある実態を受けとめる必要があろう。かれらは次のようにも呼びかけている。「今、日本に必要なのは『富』で

はなく『友』です。アジア隣人のことを考えるとき、何をしてやろうかと 上から見下すのではなく、いっしょに学び合っていこうという姿勢を出発 点にしてほしい」と。

6. 日本人のアジア隣人へのこたえ

こうしたアジア隣人からの挑戦を受けとめる日本人自身, そして日本社 会の実態はどのようなものであろうか。

後半において、アジアにおける日本の役割、責任、とくにキリスト者と しての日本人の使命、責任を論じる。その前に、若干日本人の意識、姿勢 と日本社会を考察してみたい。

約2か月間、フィリピンと韓国に滞在し、種々の体験をして帰ってきた約10名の神学・哲学生は次のようにその感想を述べていた。「…日本に帰って来てフィリピンと日本、韓国と日本両国間の違いを痛切に感じると共に、日本人が日本国内にある問題を知らないうちに忘れさせてしまうような日本社会の雰囲気、価値観にどっぷりつかっているのではないか。その底に一体何があるのか真剣に考えなければならない」と。

①アジア隣国に対する日本人の態度

アジアにおける諸問題に対して関心をもつ日本人の態度は大別して 4つの型に分類されよう。

- (a)自分の利益 (interest) に資するものである限り、関心を示す態度。 (例:海外進出企業、資春観光など)
- (b)欧米先進国志向であって、アジアが貧しいのは怠け者だからとする無関 心な態度。
- (c)アジアの現状に同情し、あわれみの心をもって援助を行おうとする上から下を見下す態度。
- (d)アジアの現状を自分の問題として痛みをもって受けとめ、アジアの人び とと連帯し共に取り組み、共に解決へ向けて努力し、それによって自らも 学び変えられようとする態度。

出発点としての(c)の態度は評価できるが、それを終着点としてとらえ、それ以上は関わらないという態度ならば、それは不十分であろう。あくまでも(d)の態度で、前半に述べてきたアジア隣人の現状を理解したいものである⁴)。

では実際に日本社会の特徴と日本人の意識はどのようなものであろうか。紙面の関係上詳細な説明は割愛し、要約的に述べてみたい。

- ②日本社会の特徴と日本人の意識
- (a)「中産階級意識」:総理府統計局の調査によれば日本人の約90%が中流 意識を持っている。
- (b)「競争社会」:各家族が中産階層であることを保つために、またはせめて子供がそうなるために、懸命に働かざるをえず、競争に明け暮れる。幼い時から受験戦争を経なければならない。
- (c)「わが社意識」:家内安泰を維持するためには、村八分にならないよう、 どのようなことがあっても、魂を売り渡してまでも愛社精神旺盛にわが社 に忠誠をつくさなければならない。
- (d)「管理社会」:会社に限らず、何事にもすみずみまで管理が行きわたっており、人間はいつの間にか組織の一歯車、手段になり下がっている。
- (e) 「閉鎖社会」: しかもどの組織も、日本全体までもが「身内意識」の旺盛な閉鎖体系になっている。
- (f)「消費主義」:社会全体が物質的繁栄を土台にした消費主義に陥っている。つまり、商品、所有、利益をもっと欲しいという絶え間ない欲求と、ぜい沢品を必需品とみなすくせが当り前のものとなってしまう。この衝動の結果、人びとは共同体として協力し合うよりも、個人として互いに相手を蹴落とすという競争に慣れてしまう。さらに恐ろしいことには、消費主義は互いに連帯して問題解決に取り組むはずの労働者、貧しい抑圧された

⁴⁾ 拙稿 前掲書 p. 62 参照。

人びとに、体制内での改善を夢見させながら、いつの間にか巧みに隣人に 対する関心、根本問題に対する意識をそらせてしまい、互いに他の人びと の問題を見えなくさせてしまうのである。

- (8)「広告主義」:これがいっそう消費主義を助長させ、資本主義イデオロギーの実現、浸透のために、戦略的に利用される。その結果、物的繁栄をめざす「現状維持」の価値観が、拷問など外的脅迫よりもさらに有効な方法で、人間の頭も心も支配し、広く深く浸透していく。
- (h)「資本主義」:このようにして、資本が労働に、物が残に、組織が人間に優先するという価値観が浸透する。以上の特徴を英語で表現すると次のように 8 Cでまとめられる。(a) Consciousness of Middle Class (b) Competitive Society (c) Company Oriented Society (d) Controlled Society (e) Closed Society (f) Consumerism (g) Commercialism (h) Capitalism.

このようにして現代の日本の大企業は、従業員に対して、 市民であるよりも前に社員であることを要求するがんじがらめのシステムとなる。

「企業内の人びとは自分自身を殺し、資本の奴隷となり、近視眼的に当面の利益に狂奔する。個人的な良心を売り渡すことによって、生活の安定を買っているわけである。

恐ろしいことに資本の奴隷となったよき社員が同じ論理をもって海外活動に進出する。すべてを経済合理性で割り切ってみようとする日本人社員の目は、産業化の遅れを民族的な劣位とみることなど朝めし前である。

現地の文化に知的関心を示そうとしない日本人は経済のことにしか興味がなく、またいかに利用できるかということにしかその国の人びと、風土には関心がなく、利益のことしか考えないエコノック・アニマルといわれてかえって軽蔑されることになってしまう。5°。

⁵⁾ 土屋守章『企業の社会的責任』, 税務経理協会, 1980年, p. 58。

「私の見る限り今日の日本社会で、キリスト教や仏教のような宗教は学問、文学、政治と同じように企業の前では単なるアクセサリー的な位置においやられてしまっている。企業が現代日本の宗教になっている。インドでは一人一人の人間の内に聖なる世界が含まれているのに、日本では企業が聖なるものの象徴になっているから、ひとたび日本人が会社という宗教から離れれば、いとも簡単に企業の外の人間を『物』化してみることができる。観光族行と称して大量にはき出されている『性的人間』の姿態や、日本企業の進出の仕方の中にも、現地人を『物』化する日本的な『会社教』の構図がありはしないか…』。

現代社会における日本人の意識としては「六無主義」をあげることができる。すなわち無気力、無関心、無関係、無感動、会社が意図的につくり出す無思考の人間、さらには組織を背景とする無責任の体制である。こうした六無主義に陥り責任の所在がわからないままに弱肉強食という強者の論理、力の論理が働き、国内ばかりでなく国外にもその弊害がおよんでいるのである。

Ⅱ 現代社会におけるカトリック教会の課題

1. アジアにおける教会の歩むべき道

「白人にとって黒人はそばにいながら、見えない存在である」というキング牧師のことば、「飢えや病気が悲惨なのではなく、それによって孤独に追いやられることが現代の不幸です」というマザー・テレサのことば、「アジアのキリスト教会が社会正義・愛の証人とならない限り、アジアの心はキリストに開かれない」という世界キリスト教協議会(WCC)の声明文が私たち日本人、キリスト者には挑戦として迫ってくる。いつの間にか、しいたげられ貧しく苦しんでいる人びとが身近にいながら、私たちに

⁶⁾ 藤沢高治「若者はなぜインドへゆくか」(『朝日新聞』1979年4月24日付)。

は見えない存在になっているのではなかろうか。

日本企業の海外進出がアジア隣国の少数エリートによる軍事強化と人権 抑圧を助け、貧しい者をますます貧しくさせ、富める者をますます富ませ ている現代、「人間尊重」の中味が「強者の論理」を貫く富める者、強者 にとって役立つ限りの人間を尊重するにすぎないものになってしまっている現代、政治、経済、社会いずれの次元においても「力」、「権力」があらゆるものを支配している現代、しかもその力が今や国境を越えて緊密に協力し合っている現代、緊急に必要なことは発展途上国、先進国を問わず抑圧され、非人間的に扱われている人びと同士、そしてかれらと共に問題に取り組んでいる人びと同士が国境を越えて、草の根レベルにおいて連帯することである。アジア、太平洋諸国の一般国民の間に密接な協力関係と連帯を強化していくことである。

ここにアジアのカトリック教会は大きな役割をになっており,正義推進, 人権擁護の領域において積極的に遂行すべき使命,責任がある。日本の教 会もその例外ではない。

激動するアジアにおいて、各国のキリスト教会は二つの道のうち、どちらを選択するのかという大きな挑戦を受けている。一つは、その国の政治的社会的力をもった勢力の保護のもとに働く道であり、今一つは人びとと共に諸問題に取り組み、つねに「苦しむしもべとして仕える」下からの道である。

さてそれでは、こうしたアジア隣国からの挑戦に対して、日本の教会は 具体的に何を、どのようにすべきであろうか。その積極的役割を考える前 に、少なくとも教会がしないように注意すべきことがある。それはアジア 隣人の要請にこたえるよりも、むしろそれを裏切り、逆にかれらを圧迫す る恐れのあることに協力しないようにということである。アジア侵略のイ デオロギーとして「天皇の神格化」、政治の右傾化と宗教のそれへの利用 が巧妙に、顕著に進んでいる。教会としては断固としてこうした宗教右傾 化政策に巻きこまれてはならないということである。さらにアジア隣人を 傷つけている事, 真実をかくして過ちを反省しないまま, かつて歩んだ強 者の論理を推し進めようとする「教科書検定問題」に対しては断固たる姿 勢をとるべきである。「靖国神社問題」,「軍拡・核兵器問題」に対して毅 然たる姿勢で取り組んだ日本カトリック司教団は, さらに正義に基づく平 和の建設をめざしてアジア隣人と共にさらにその道を前進しつづける必要 があろう。

今一つ注意を要することは、日本の教会が何をすべきかと発する問い自体の中にひそむ危険がある。司教団ないし教会の責任機関、いわゆるお上からのお達しを待つという受身の姿勢では何もことは始まらない。日本の教会とは要するに神の民一人一人のキリスト者である。今まで述べてきたような問題を各自でどのように受けとめ、どのようにそれにこたえ、行動に移していくかが重要なのである。

韓国の金寿煥枢機卿は述べている。「教会が自己の立場や施設,既得権を外部勢力に侵されると声高に抗議する。ところが他の人びとが間近で抑圧されているのを見ても沈黙し,動こうとしない態度を私たちはどのように理解すべきでしょうか。教会の経営する学校が課税によって廃校に追いこまれたり,接収されたりする時…教会の抗議は世界のニュースになる。ところが民衆が抑圧され,搾取され,基本的人権を守ろうとして闘ったというだけの理由で投獄される時,私たちはしりごみしてかれらの運動に関わろうとしない」。

「私たちは言葉と行動によって、人権擁護の仕事に携わる人々を励まし、 権限ある立場の人たちに人権と正義の促進を呼びかけ、人権侵害に悩む人 々に希望を与えることを熱望する」8°。

教皇ヨハネ・パウロ2世が回章「レデンプトール・ホミニス」で述べて

^{7) 1974}年シノドス(世界司教会議)での発言。

^{8) 1974}年シノドスでの共同発表。

いるように、「人間こそ教会の歩む道」なのである⁹。 なぜこの人間の道を歩まなければならないのか。キリストが歩まれた道だからである。現代、まさに人間自身が重大な危機に直面している。人間が問題なのである。

人間が真に人間となるために、私たちは周囲だけでなく、私たち自身の 内面に起こりつつある「非人間化」を直視し、関わなければならない。

今こそ私たちはキリストにすなおに立ち帰るべき時である。キリストの目をもって人間を見、情報を読み、社会を見ることである。キリストの目とはすなわち、いつも自分を最も弱い人びと、不正義によってしいたげられている人びとのところに身を置き、その立場から問題を見ることである。キリストが身をおかれた場所に自らおもむき、自ら身体で参加し、そ

⁹⁾ 人間を考える場合,次の4つの次元でとらえる必要がある。

Intra-personal:個人の内面のレベル

② Inter-personal:対人関係のレベル

③ Public Social-personal:社会人として種々の社会問題に関わるレベル

④ Meta-personal:人間の良心・善意をこえた社会構造のレベル

したがって福音,信仰の内容を考える場合も,①②に限定せず,③④も含める必要がある。①②だけが教会の関する領域で,③④は俗世間の「政治的」問題であると片づけるならば現代社会における福音の真の証しからはほど遠いものとなる。

教会組織という狭い枠組の中に福音、信仰の全領域を閉じこめるならば、神が人間となり、しかも最も小さい人の友となったキリスト、受肉の真の意味をとらえきれず、教会に助けを求めている現代社会の多くの人びとにとって、教会は隣人ではなく、道の反対側をさけて通った祭司、レビ人になってしまうのである。(ルカによる福音書、第10章25~37節)

そして先に考察した企業組織同様、キリスト者は市民であるよりも教会員としてだけの存在に自らを閉じこめ、教会組織の保護のもとに「ウチの家庭」「ウチの教会」の安家だけを求め、宝の持ち腐れに終る危険がある。

アジア隣人からの挑戦をすなおに受けとめ、私たちとしては7つの疑問符を自らに問いかける必要がある。すなわち (1)「いつ?」今の「時のしるし」をどのように読みとるか。(2)「どこ?」自分はどの立場に立って問題を見ているのか。資本の論理か、弱い立場におかれている人びとの視点か。(3)「どのような?」価値観は社会のすう勢に乗る強者の論理か、人間尊重の論理か。(4)「誰を?」大切にしているのか。(6)「何を?」大事にしているのか。(6)「どのように?」既得権に固執し、安全第一の道を歩むのか、あるいは新しい挑戦を積極的に受けとめて自らを変えていく生き方を選びとるのか。(7)「誰?」現代のこうした状況に生きる私自身をどのようにとらえるのか。

の場で自ら体験しない限り、真実とは何かがわからないという こと である。

2. 現代社会におけるキリスト者

「隣人を大切にする」真の実践は具体的に苦しんでいる人のところに出向き、その必要性にこたえようとする姿勢から、さらに次の行動へと移る。隣人の立場から問題をとらえ、問題の根に迫るまでに隣人の要請にこたえていくことはたやすいことではない。キリストの教える「隣人愛」は隣人の必要事に巻きこまれ、深入りしていくことである。実際にはそれがむずかしいために、種々の口実を設けて、なかなか行動を起こさないのである。

逆に自分なりの発想,条件づきの隣人愛でなく,自分の出会う隣人,社会不正に苦しみ,しいたげられている人からの要請のうちにキリストの招きを見出し,隣人愛を行動に移すならば,豊かな実を結ぶことになる。当初は一人でやっても始まらないと思った行動も,思いがけないところから多くの協力者が現われ,苦しむ人に連帯する多くの人に出会うことによって自分が変えられ,豊かにされていくことに気づく。一人でやっても仕方ないと思えたものが,一人でやらねば始まらないことに気づくのである。

「アジアの隣人からの挑戦と日本人の責任」について考察してきたが、アジアの隣人というとき、海をこえた遠い他の国ぐにのどこかへ行って、始めて何かができるというものではない。私たちの最も身近かなところで、気づかないうちに、弱い立場におかれている人、しいたげられた人がいるという事実に気づくところから隣人愛は始まる。その人びとの身になって、その人びとといっしよに問題解決に取り組み、福音を問いつづけ、発見してゆく。それこそ「幸いなるかな、平和をつくり出す人」100の歩みに

¹⁰⁾ マタイによる福音書, 第5章9節。

他ならない。それは「社会の福音化」というよりも「社会における福音の発見」であり「社会と共に歩む教会」¹¹⁾ の姿である。聖霊はどこからどこへ吹くかわからない。日々の出来事,人との出会いの中で,人びとと共に福音を見出していくのである。

アジアの隣人からの挑戦にこたえる日本人、キリスト者の役割とは「アジアにおける日本」の責任を自覚し、日本人としてもっている長所をアジア隣人の真の利益のために活用することである。つまり、「ウチさえよければ」という心でソトの犠牲の上に物的繁栄をむさぼるのではなく、「ウチ」を形づくる境界線を日本に限定せず、アジア、世界、全人類に広げ、隣人のために、隣人と共にその長所、宝を活用するのである。

ここにキリスト者,カトリック教会の現代世界における役割がある。国のちがいをこえ、民族、人種のちがいをこえ、宗教、思想、主義、体制のちがいをこえて、唯一の神の子としての人間、兄弟姉妹として隣人一人一人を受けとめ大切にし、人類の共通問題の解決に具体的に真剣に取り組むか否かが、私たちに問われているのである。

(筆者は上智大学社会正義研究所員,経済学部経営学科助教授)

^{11) 「}京都教区ビジョン宣言文」(『京都教区時報』京都カトリック教 理 セン ター・アネックス, 1981年11月)。

DEVELOPMENT AND HUMAN RIGHTS IN ASIA

—The Challenge from Asian Neighbors and Japanese Responsibility—

Keizo Yamada

SUMMARY

The nations of Asia are in many respects quite different. However, in one respect, namely, the existence of what we call the "North-South" problem there is something common to all the countries of the region.

In recent years at the diplomatic level there have been many contacts between the countries of this region. Leaders of governments have come to know each other better. Likewise the managements of big enterprises have made effective efforts to have close contacts with the political leaders of many of the countries involved. The closer government and enterprise work together in their common efforts it can be observed that great amounts of information are exchanged. But at the same time the peoples of the different countries are becoming less knowledgeable of the conditions in other countries. At one level there are closer contacts …at another level…fewer. Distasteful information is suppressed. That leads us to the conclusion that we must take concrete steps to establish;

develop and expand communication among peoples at the grassroots level in the countries of Asia.

"What are Japan's responsibilities in Asia?" "What is the role of Japan in the world?" These are questions that are being seriously asked nowadays. It is important to take another look at how Japan ought to be as seen from abroad. The view of Japan will differ, however, depending on where one puts his focus. If the focus is from the vantage point of those connected with governments in the neighboring countries of Asia who wield power over the people, one would see that Japanese government and financial circles are expanding overseas as one entity and would greatly welcome the "economic cooperation" of this so-called Japan, Inc. even though they recognize the dangers involved in the "heart to heart contact" that is stressed by the heads of government in the "Pacific Rim" structure and in the emphasis being placed on ASEAN.

As a result of skillful manipulation of the news, international relations are promoted in deplomatic circles in such a way that one wouldn't know what the above slogans mean. As far as cooperation among governments is concerned, the real situation is that the elites and technocrats of the various countries in Asia are using military force under high sounding names like national security and development to drive people and small tribes who are suffering from poverty from their lands and to rob them of abundant natural resources.

Moreover, they present as a special favor to the big enterprises from Japan the resources and political stability that have been thus obtained. In this way, the substance of "economic cooperation" and "development assistance" is in reality the advance of Japanese industry abroad and a prosperity that is realized through the sacrifices of the peoples of Asia and the Pacific nations.

In the course of further strengthening cooperation within diplomatic circles, a strengthening of military forces in the countries of Asia and the Pacific has become noticeable recently.

The main process of the Articles is as follows:

- I The sitution of Asia and Japan
 - Socio-Economic and Political analysis of Asia
 - The Challenge from Asian Neighbors to Japan
 - Japanese Response to Asian Neighbors
- II The Role of Catholic Church in Modern World
 - The Responsibility of Catholic Church in Asia
 - The Mission of Christians in Our Society

<特別寄稿>

難民救援活動のあり方 ーオーストリアと西ドイツ 両国の『カリタス』の場合一

渡部 清*

目下、オーストリアに滞在しているこの機会を利用して、オーストリアと西ドイツ両国の「カリタス」の難民救援活動を調べることができたのでわたしたちにも参考になる点があるかとも思い、調査の一端を報告してみたい。

オーストリアについては、この国の難民救援および受け入れが古くからの伝統をもち、いわばそれが国を挙げての年中行事化している点を特に指摘し、この国に住む人びとに広く浸透し、そして常に見られる救援への準備態勢ないしは待機の姿勢とも言えることに触れてみたい。

西ドイツのカリタスについては、その大きな国力を背景にして、国内的にはもとより、外国に常に積極的に、ある意味では果敢に進んで出て救援活動にあたる実際例をいくつか紹介してみたいと思う。

* * *

東欧の共産主義諸国に国の半ば以上を囲まれたオーストリアは、人口750万の中立国である。しかし、その歴史的・政治的、そしてなによりもその地理的事情から、この国は東欧諸国との間に――望むと望まぬとにかかわりなく――常に大きな緊張関係をもちつづけてきている。これは、特

^{*} 筆者は、本研究所の実践活動のひとつである「世界の貧しい人々に愛の手を」の会に所属し、二度のアジア、アフリカ難民調査(1981年3月、1983年2月)に参加した。本稿はオーストリア・西ドイツでの在外研修中(1982年9月より1983年3月まで)に執筆したものである。

に政治体制を異にする国ぐにと地続きに接する国の, 東西の接点の, 宿命とも言うべきものである。 (アジアに一例を取れば, インドシナ半島の西に位置するタイが似た事情にある。)

この「東西の接点」という意味で、オーストリアは、またヨーロッパにおける難民問題の主要舞台で常にありつづけている。数字を挙げながら説明してみると、終戦直後の2年間(1945~46)に、主として東欧圏から150万人もの難民がオーストリアに流入してきた。その内訳は、ナチス政権による強制労働者、東欧圏にいたドイツ語を主言語とする人びと、戦争捕虜、イタリア北東部(南チロル)のドイツ語を話す人びと、そしてさまざまな国からの難民である。この、民族移動とも呼べそうな難民発生に対する教援活動の主体は、当時の連合軍であり、流入した難民の3分の2に当る約100万人はやがてそれぞれの出身地に送還されることになる。45年から54年までの間に、ドイツ語を主言語とする難民が92万余オーストリアに入り、そのうちの4分の1はこの国に定住し、国籍を得ている。また、47年から51年にかけて、東欧圏のソ連化による難民も発生し、15万人がこの国経由で第三国に出国していっている。

その後の大きな政治的事件に関連したものとしては、56年のハンガリー事変に際して18万人、68年のチェコ事変のときは10万人、81年にはポーランドから7,300人、東欧圏から3千余の難民が一時的にせよオーストリアに流入し、カリタスを含む多くの公的、私的機関によって世話を受けている。

その他にも毎年,数百名から数千名の難民が,東欧圏に限らず,アフリカ・ウガンダからの東洋系住民(72年),南米チリから(76年),東南アジアから(75年),イランから(76年),インドシナ半島から(78年以降)の人びとを交えて,あとを絶たずにこの比較的小さな国に移り,ここを第二の故郷として定住したり,あるいはまた第三国にさらに移住していっている。

この国でインドシナ難民がどのように生活しているかは、特にわたしたちの関心を引くことかも知れない。現在までのところ、オーストリアのインドシナ難民を受け入れる枠は1,500名であるが、そのうちの約1,100名が、カトリック教会のいくつかの小教区とそこの信者グループとの共同の援助組織、一種の「里親制度」によって世話され、着実にオーストリアに根を下しつつある。小教区および信者グループによるこの里親制度を直接の媒体として、難民は、ドイツ語の学習、住居、仕事ないし職業訓練、そして経済的援助を受けながら、自立への道を歩んでいる。

カリタス・オーストリアは、1981年7月中旬に、インドシナ難民をひとつの町に招待し、そこで彼らがさまざまな楽しい行事を盛り込んだ一週間の「夏休み」を過せるように取りはからった。オーストリアのインドシナ難民と一口に言っても、実際にはベトナム人と中国系の人びとであり、彼らの間には言語や生活習慣などの違いがあるため、必ずしもすべての点で一致した行事がもてた訳ではないにもかかわらず、この夏休みは、オーストリア側の協力者と難民たちとの共同作業、催物、対話などを通して多くの問題、今後の課題が明らかにされて、双方にとって非常に有意義なものであった。

それにしても感歎させられることは、上で述べた「里親制度」である。この小教区信者グループという集団の「里親」が、カリタスの指導を受け、そしてなによりもその教区の司祭たちの指導を受けながら、その地区に受け入れた難民を「育てていく」様子である。難民とオーストリア人との間には言語をはじめとする多くの相違があるが、オーストリアの協力者たちはそうした相違を十分踏まえた上で、さらに難民たちをオーストリア人の生活の中に積極的に引き入れるのである。この「引き入れ」、あるいは難民に対する「はやくオーストリアという国の本当の一員になりなさいよ!」という呼びかけの透明さこそ、個別の宗教的あるいは政治的、人生観的信条の差を越えて、人びとの心の中に浸透するものと言えるのではないだろ

うか。オーストリア人の多くの人びとの姓は、その出自を東欧圏にもつ。 実際に、この国は初めから国内において「国際的」だったのである。こう した伝統的素地に基づいて、より一層この国の市民とキリスト教会はその 人道的活動の模範を広く世界に向けて、国際社会に向けて示しているので ある。

その他、この国のカリタスは、ポーランドに向けて緊急食糧を81年の末から送り始め、82年10月中旬までに約7千トンがすでにポーランドの各地に届けられている。この食糧輸送は、82年末まで毎週百トンずつ送り続けられることになっている。

オーストリアの報告を一応終えるにあたり、この国の公的な難民収容施 設に収容されている人びとの数(1981年12月31日現在)を挙げておく。こ の報告を書いている82年11月初旬においても、全体としての数に大差は 生じていないということである。ポーランド人(23,419名)、チェコ人 (1,658名)、ルーマニア人(914名)、ハンガリー人(815名)、その他(683 名)、合計27,489名。重ねてもう一度書く。この数字は公的施設に収容されて生活している人びとの数だけである。

西ドイツ国内にも、オーストリア同様、東欧圏をはじめとする多くの国からの難民が、さまざまの機関の援助を受けて生活している。しかし、今ここでは、西ドイツ・カリタスの本領とも言うべき優れた機動力と組織力とが最もよく効果的に発揮される、国外での難民救援活動を紹介したい。従来からのアフリカおよびアジア各地における救援活動と並行して、この国のカリタスは目下のことろ中東(レバノン)と中米諸国に重点を置いている。

レバノンと中米両地域における事情はまったく異なっているが、しかし ひとつの共通点がある。それは、両地域において残酷にくりかえされる軍 事的衝突の最大の被害者が、平隠な生活を願うだけの一般市民だというこ とである。中東、とりわけレバノンと、中米において、数10万人もの人び とが住みなれた土地と家を棄てることを余儀なくされ、外国からの援助な しには生きていけないのである。

レバノンの状況は非常に劣悪であり、(1)〈住居の確保〉間近に迫る冬に備えて数万家族の人びとが住む場所、家を必要としていること、(2)〈孤児の保護〉約4万人もの親を失った子供たちを保護すること、(3)〈家族への援助〉さらにそうした子らを引き受ける家族を中心に、難民となった多くの家族に経済的援助を与えることなどの諸理由から、早急かつ総合的な援助活動が必要とされている。

1982年の夏の数週間にわたって続いた、イスラエルとパレスチナ人(一応「PLO」と呼んでおく)の間の戦闘は、過去7年間にレバノン国内でさまざまな形で行われた武力衝突のすべてに匹敵する被害を出したのである。データを挙げれば、82年6月以前の死者数約2万5千,この夏の間だけで1万8千。この夏以降、片親ないし両親を失った子供3万以上、それに加えて兄弟、身寄りすら失いまったくの孤児となったもの1万。75年3月から82年6月までの間に、レバノン軍、PLOそしてシリア軍の戦闘によって破壊された住居数万、そしてこの夏の間だけにイスラエル軍の砲火によって破壊された住居約6万。ちなみに、レバノン全土の人口は推定350万人である。

82年6月4日のイスラエル軍侵入後、生活物資の流通が停止した南レバノンでは、戦火に焼け出された人びとが動きもならず途方にくれていた。しかし、6月7日には、カリタス・レバノンは、イスラエル軍の許可を得て南レバノンのシドンの町を中心に約30の村々で食糧を配布した。同時に他の国内の機関も難民救援に動き出した。ベイルート市攻略の時期にいったん物資の補給が止まったが、6月中旬以降は再び南部やその他の地方にも生活物資が届くようになる。こうした時期に、西ドイツ・カリタスの関係者はレバノンに入っており、南部とベイルート市を中心に視察してい

た。その結果,直ちに西ドイツ・カリタスは現地で調達できる物資を,日本円に換算して4千万円余購入し,それを難民に配布するとともに,さらに4千5百万円を投じて,婦人,特に未亡人,子供および難民に対して経済的援助を実施した。

ひきつづき西ドイツ・カリタスは、現地からの報告に基づいて、三次に わたり物資を、とりわけ医薬品、幼児用食料、毛布、病院建設用具などを、 総額にして1億2千万円分,輸送したのである。現地で活動するのはやは りカリタス・レバノンの人びとが中心であり,カリタス・レバノンは過去 6年間の実績をもって,具体的計画を立てそれを着実に実行しつつある。 6月から9月までの4か月間に、この国のカリタスは3億円余を難民のた めに支出した。これによって、約2万5千家族(約12万5千人) ——その 3分の2はイスラム教徒――が何とか生活を維持することができている。 西ドイツ・カリタスは、西ドイツ政府からの資金援助も受けながら、カ リタス・レバノンに全面協力し、前に記した三つの重点施策(住居の確保 と補修、孤児の保護および収容施設建設、家族援助計画)に力を注いで活 動している。西ドイツ・カリタスは自らの救援計画に総額13億円余を計上 しており、この中には右の三つの重点のほかに、子供の教育、病人看護、 職業訓練,生活独立用および住居補修用の無利子資金の貸出しなども含ま れている。さらにまた、注目すべき報告として、長年にわたる戦闘の結果 生じた身体障害者に対する医療技術上の援助、たとえば義手、義足の製作 およびリハビリテーションと,戦闘に加わる恐怖を忘れるために麻薬を常 用した結果の中毒者および武器を手にしていないと不安にかられる神経症 者の治療もカリタスが担当している、ということである。

レバノンにおける復旧救援活動は、現実にはまだ多くの障害、例えば、 駐留するイスラエル軍とゲリラ間の局部的戦闘等によって、支障をきたし ているが、その他の点で進展が見られる。それにひきかえ、中米諸国(特 に、エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグア)において 政治的緊張および内戦状態はいまだ渾沌としており、これに従い救援活動は苦難の連続を重ねている。中米地域における最大の問題は、いわゆる物質的援助はもとより、それ以上に、国内外の政治的左右両派間の激しい、しばしば無差別とも言える武力衝突および攻撃から、どうやって一般市民や難民の生命それ自身を守るかということである。そうした苦難を味わう救援活動に、さらに輪をかけるのは、いくつかの国における政府と教会間の緊張関係である。これについては、後に各国別の項で触れることができるであろう。いずれにせよ、中米の目下の情況では、政治的解決および難民の窮状が減少する希望は残念ながら少ないようである。

エルサルバドルでは、82年3月に極右政権が成立し、一見、国内情勢は 鎮静の方向に進むかに見えたが、しかし軍事行動の面ではかえって激化し てきている。その結果、大規模にくりかえされる「掃討作戦」によって、 つねに移動するゲリラ側よりも、むしろまったく無防備な一般住民に多く の犠牲者が出ている。こうした戦火から逃れてさまよう難民の数は国内に 増加する一方であり、そうした人びとは首都サンサルバドルおよびその周 辺に集まり、さらに大きな新しいスラム地区を生み出している。また、多 くのスラム地区が河岸にあったことから、先頃の大洪水による犠牲者およ び被害者のほとんども難民だったのである。

この国の難民の多くは、国際赤十字やカトリック教会の救援組織などにたよって生きており、その意味で首都大司教区の難民救済活動は最も重要なものである。西ドイツ・カリタスは、西ドイツ政府の援助金も受けて、カリタス・エルサルバドルに昨年以来、医療品を中心に7千万円余の援助を実施してきている。

ホンジュラスの難民は、いくつかの地域の収容所に集結され、そこで UNHCRやカリタス等によって援助を受けている。たとえば、メサ・グ ランデ地区の収容所には目下9千名、コロマンカガ地区には約6千5百名 がいる。しかし、こうした難民集結地区が作られたために、そこに以前か ら居住していた人びとにまで多くの支障が続出し、その結果、以前からの居住者が今度は難民としてその地区を離れるという悪循環を引き起している。そのように新たに難民化した人びとをカリタスがさらに援助しようとしても、しばしばこの国の軍部とその武力行使とによって、援助の実施が不可能になっている。

ホンジュラスにおいても、カトリック教会は反政府運動の協力者と疑われており、カリタスの救援活動も思い通りには実行できないでいる。しかし、外国人のボランティアがいるということによって、難民の安全と救援活動が確保されることがあり、この国のカリタスの活動に協力する外国人の存在意義はきわめて高い。ホンジュラスは、北をグアテマラと、西をエルサルバドル、南をニカラグアと接しており、しばしば国境地域で政府軍と反政府グループとの衝突がくりかえされ、国境を越えて隣国に逃避すること及び隣国から流入することはますます困難になってきている。しかし、過去数か月の間に、約千5百名の難民はこの危険な国境地域を通過して逃避に成功している。それも、まさに外国人ボランティアがそこに居て、彼らが難民たちを守ったということによって可能だったのである。

難民救援活動の困難な状態が広く認識されるにしたがい,西ドイツ国内では,中米諸国におけるカリタスの活動に参加したいというボランティア――そのほとんどは若い人たち――の数が増してきている。西ドイツ・カリタスは,以下の三条件を満たすボランティアを歓迎し,各国に送り出している。その条件とは,(1)最低3か月間協力して働くこと,(2)何らかの職業技能をもつこと,(3)スペイン語が話せること,といういたって簡単なものである。西ドイツ・カリタスは,過去一年間に,エルサルバドルからホンジュラスに避難してきた人びとを中心に救援活動を展開し,そのために約7千万円を投入した。この活動は今後も継続されていくことになっている。

ホンジュラスには、またグアテマラやニカラグアからの難民もおり、同

様にカトリック教会の世話を受けている。しかし、ニカラグアからの難民 に対する救援は、主としてプロテスタント系組織が担当している。

ニカラグアにおける。国家と教会との間の緊張は、ニュースなどでよく報道されている。サンディニスタ党政権による人権を無視した政策の遂行をカトリック教会が厳しく批判するところから、この緊張は生じてきている。しかし、難民救援活動の多くの面では、教会とサンディニスタ党との間に良好な協力関係が見られる。カリタス・ニカラグアの活動は、司教区ならびに小教区における最困窮者の救援であるが、とりわけ住居建設が最大の課題になっている。特に、82年5月の大洪水は、最も貧しい人びとに多くの犠牲者を出し、その被害の大きな余波はいまも続いている。西ドイツ・カリタスは、EC諸国からの援助金も得て、住宅建設計画を実行しつつある。

中米諸国の情勢は緊迫を深めている。特にグアテマラの内戦状態は激化する一方である。そうした中米諸国におる大部分の人びとにとって、教会は、政治的意図をもたずに助けと慰めを差しのべてくれる最後の避難所となっているのである。

以上, 簡単にオーストリアと西ドイツ両国のカリタスを中心に, それぞれの難民救援活動と難民の実態の一端を見てきた。実際にこの種の活動は, 単なる「きれい事」でもなければ「美談」でもない。むしろ, 泥沼のかき出し作業であって, 作業がうまく無事に終わったとしても, そこには干上がり, ヒビ割れた地面が出てくるのである。そして, 通常は, そのヒビ割れた土地を今度は難民が自力で耕さなければならないのである。その土地に作物が再び実り, 人びとが安らぎを得るまで, さらに苦しい年月が過ぎていかなければならない。そうした人びとのことを思いながら, またわたしたちも, 本当にささやかながら, さまざまな形で努力していきたい。

終わりに、この報告をまとめるに際して、カリタス・オーストリアの事

務局長カール・シンコ氏、そして西ドイツ・カリタスのギュンター・ヘルター、マルティン・ザルム両氏に大変お世話になったことを、感謝をこめて、記しておく。

(筆者は上智大学文学部哲学科助教授)

The Refugee Aid Programs—the cases of Caritas Austria and Caritas Germany

Kiyoshi Watabe

SUMMARY

This is a report on relief services for refugees by Caritas in Austria and West Germany. I took advantage of my stay in Austria trying to get something which could be applicable to our programs.

Austria has been helping or accepting refugees since the end of World War II. The long history of their relief services makes them always ready for possible disasters.

For Caritas Germany, they are always active and even audacious to carry on their foreign as well as domestic aid programs in collaboration with the government.

This report aims at introducing some of their specific activities.

THE IMPACT OF THE NUCLEAR AGE ON PUBLIC HEALTH

Rosalie Bertell*

I am very happy to be with you here today and I will try to tell you my personal story; the unfolding of my own understanding of radiation health effects and how it took me from the concern about medical x-ray to the concern for nuclear power plants and finally to the concern about nuclear weapons. Perhaps I should have said the basic concern is for nuclear weapons, but my awareness progressed the other way around.

I was originally trained in math, physics and chemistry. This was during the years when all mathematicians were automatically taught physics and chemistry. In 1963, the United States National Institute of Health decided that they would sponsor mathematicians to begin to move their expertise into biology and bio-medical applications and so they offered me a doctoral grant in math. I also worked for the equivalent of a master's degree in biology and biochemistry. After leaving university, I began to work in cancer

^{*} Rosalie Bertell is Researcher of Jesuit Centre for Social Faith and Justice, Toronto, Canada. This article is based on her lecture held at the Institute for the Study of Social Justice of Sophia University, on September 9th, 1982.

research at one of the large national centers, Roswell Park in Buffalo, N. Y. I was asked to analyze a large study that had been done in three states, the Tri-State Leukemia Survey. Information had been collected in New York State, Maryland and Minnesota. Sixteen million people were followed over a three-year period and every leukemia case which occurred over that period was included in the study; we had 2,000 cases and a random sample of 3,000 controls. The information gained from this survey was on 50 different variables for each person. We had detailed information on what parents and grandparents died of; we had mobility history (every place the person lived), and socio-economic status. We had the history of each person's medical ailments, their occupations, whether they lived in rural or urban areas. We had information also on medical diagnostic x-ray exposure, the ordinary chest x-rays, dental x-rays, and so on.

The radiation related data which I studied first was this medical x-ray information. I worked on the Tri-Stata Survey for 10 years and the first five years I did the general screening of the data to find out what were the factors that were influencing leukemia rate. We found a few factors but the way you rate a factor as important is by what's known as the attributable proportion of cases. This is a measure of how important this factor is for public health.

Most of the things we discovered in the first years of analysis would be of slight public health concern. Maybe two to five percent of the cases could be attributable to these factors. They were considered of minor importance though they were associated with some cases of leukemia. However, when we reached the section on

the medical x-rays, the attributable proportions, depending on which section of the data you were using, ranged from 12% to 77%, and we realized that we were talking about the major problem in the data. During the second five years of analysis, we divided the team into groups specializing in the radiation-related health effects. I worked on the adult portion of the data, those over 15 years of age and I worked on the non-lymphatic leukemias. That is an old age leukemia. Acute lymphatic is the leukemia which children get, and the chronic lymphatic is an older old age leukemia. I worked on what's called the non-lymphatic leukemias in adults as related to ordinary medical x-ray exposure.

The information that we used had been taken verbally from the persons when they were interviewed, both cases and controls. Afterwards the public health nurses went to the hospital, to the physician's office, or the dental office where the x-rays examinations were done and they got signed verified reports of what kind of equipment was used, what was the site of the radiation, how many x-ray plates were taken and so on. We had very detailed verified information. We only included medical x-ray that were more than one year prior to diagnosis of leukemia or of interview for the cases. Most x-rays were one year to 20 years prior. The reason we eliminated one year prior was that one year for the cases could have been the diagnostic process of identification of leukemia. They already had leukemia and were going to the physicians and hospitals for diagnosis. Also we wanted to look at the unrepaired damage done by the medical x-rays, and if the body was going to repair the damage it should have done so in a year. So the only x-ray effects we were studying were those one to 20 years prior to the point of the survey.

I should say also that there were three people ahead of me who worked on the radiation data and they gave up on it. It's very difficult data to try to unravel, and I really stumbled into the key to unravelling it by accident.

I had previously in my early screening of the data been looking at the leukemia as an old age disease and noting that the incidence rate increased very regularly with aging at a rate of about 5.3% per year (like compound interest). We have very low probability of having nonlymphatic leukemia at age 15. At 16 it's 5.3% higher; at 17 it's 5.3% higher. It doesn't become a large number or very dramatic until you get to the 50's and 60's, because the rate one starts with is very low.

When I first looked at the medical x-ray information, I noticed the same type of phenomena. If I look at only the males and only one age group, the leukemia rate went up by roughly 5% with each trunk x-ray. The mathematical formula was similar. It was like compound interest. Once your rate went up, with another x-ray exposure, it increased by a percentage of the new rate. It's a compound interest type equation. After seeing that, I decided to ask a different research question. The usual research question is: If people are exposed to a given amount of radiation, how many excess leukemias would you expect? That's the usual question. That's what I didn't ask. The question that I asked was: Since the leukemia rate goes up with age, and it also goes up with radiation exposure, how much medical x-ray exposure is equivalent

to one year natural aging for increasing leukemia. Now when you begin to look at the data that way, it's surprising what one sees! First of all, let me give you an idea of what I did inside the computer. Each person that we had surveyed could be put on a graph, so that they fit into an age category on the horizontal axis, maybe 15 to 25, 25 to 35, and so on, and then onto the vertical scale, by the amount of radiation exposure they had had from medical x-rays. Each person was someplace on the grid according to age and radiation exposure. The normal way of analysing would be in each age group to take a cut-off at maybe 10 rads medical x-ray, and see whether the leukemia rate for those persons with more than 10 rads exposure was the same or higher than the leukemia rate for those persons with lower than 10 rads exposure. When you look at the data that way and you use trunk x-rays (i. e., not counting dental, arms or legs x-ray), you will see that the people with more than ten rads x-ray get 57% more leukemia than people with less than 10 rads x-ray. What I did after that was change the individual ages inside the computer by .05 years for every rad exposure the person had. For each individual, whether they were case or control, I took their personal medical x-ray history, multiplied the rads by .05 and added this number onto their age. They were made a little bit older, proportional to their personal x-ray exposure. Then I did a standard analysis a second time. and I found that the risk came down and the probability went up. I did it again-and this was very consuming of computer time (in all, I think I did 320 analyses of the data), each time aging people slightly more. The second time I multiplied the rads exposure by

.10 and then .15. .20. .25, and so on. What I was looking for was the point at which the ratio of the leukemia rate for people over 10 rads to the leukemia rate for people under 10 rads was one. At the point where the ratio is one the persons who are in the age category because they had high radiation exposure have the same leukemia rate as the persons who are in the age category because of natural chronological aging. In other words, if the ratio was one. it didn't make any difference whether you got into the age category by having a lot of x-ray exposure or by the normal chronological aging process. I'll not go into all the details, but I'll tell you the results of this research. I found that first of all, if the x-ray exposes the major blood forming organs, the pelvic arch. one rad of exposure to radiation (measured as they do in hospitals) is equivalent to one year of natural aging. That one rad is about the dose you receive from a spinal examination. It's about the dose from a barium gastrointestinal examination. It's about the dose from an intravenous pylogram. These are major diagnostic medical procedures, and the increase in leukemia is about equivalent to the increase you would get from one year of natural aging. If the radiation is in the chest area (the lungs, the ordinary chest x-ray), or the upper thigh area, one rad was equivalent to six-tenths of a year of aging-not quite a year. One exposes less of the active bone marrow deposits. With dental x-rays, or arms or legs (i. e., the periphery), one rad is equivalent to a quarter of a year aging. Again, less of the bone marrow is exposed. After I did that research I began to look at low-level radiation in a very different way. I think I should have done this in the first place, but I

took the usual research path for testing the effect of anything added to our environment. For example, if you put mercury in the water you will have an increased rate of Minamata disease very clear connection between the agent and the disease. Swine flu shots result in an increase in paralysis cases. So it's very easy to measure a dose and a response. So much of the hazard results in so many cases of illness. Radiation is different because it is our natural pollutant. Whether we like it or not we are exposed to natural background radiation from the ground, from the cosmic rays, and from building material. Therefore if we make a slight increase in this background radiation we should not expect new and different sickness. We should expect more of those sicknesses we had in the first place. Also, if we stop to think about what chronological age means, it is a very good measure of our exposure to natural background radiation. If you're 35 years old you have been exposed to natural background radiation for 35 years, and you can calculate the amount of exposure. If you're 65 years old you have been exposed for more years and you can tell the difference. One experiences what has happened over the years. When you increase exposure by medical x-ray you really make the same breakdown process go faster. This is part of the aging process-we say part because we're not sure it's connected with everything called aging, but there certainly is a syndrome of old age that is directly connected with the actual background exposure: this is accelerated by medical x-ray exposure. Now, what I'm saying is that the medical x-ray exposure is causing the old-age leukemias to occur at a younger age. This looks startling to us. The leukemias are occurring at an age where they shouldn't be occurring according to our normal experience of aging.

I tried a second approach to see whether there were other indicators of aging that would be connected with this leukemia effect. The aging disease most common in the Tri-State Survey was the chronic ischemic heart disease. I did another study looking at the persons who had had heart disease five years or more before their leukemia diagnosis, to see whether they were at high risk of leukemia. My reasoning was that if a person was 25 years old and had heart disease, in a very real sense he or she was prematurely aged. If leukemia was an old-age disease, he or she was probably at higher than normal risk. It turned out to be true. In general, people who have a history of heart disease are at higher risk of leukemia. The same is true for diabetes, for asthma, severe allergies, and arthritis. There is a very specific set of diseases, which are also old age diseases, which indicate higher than normal risk of leukemia. I found that if you had these diseases, you were roughly twelve times as susceptible to radiation-related leukemia than persons who did not have the diseases. The people who were already showing breakdown were at very high risk for further damage from the x-rays. This has implications for workers who handle radioactive materials. One can say that if a worker starts to show one of these diseases, he or she should be extremely careful or stop totally handling radioactive materials. He or she is at high risk of leukemia. It has implications for hiring for people who will handle radioactive materials. It also has genetic implications, because the diseases which I mentioned, heart disease, diabetes, arthritis, severe allergies, run in families, and they have a genetic component. It has also been demonstrated, and was seen in the Tri-State Study, that these diseases could be initiated in the next generation by radiation exposure of parents. We are talking here about a hazard, namely radiation, which, when parents are exposed, can produce children with asthmas and allergies, or could produce children who have juvenile diabetes or heart disease, who will therefore be more susceptible to radiation damage than their parents were. It was actually that fact which first made me speak out on the nuclear issue. The long-range effect on the species will be much more serious than the long-range effect on the individual.

When I first began to work on radiation I was working very quietly in a research laboratory and I was not really in touch with either the nuclear power or the nuclear weapons problems. I thought nuclear power was the wave of the future; that we would have electricity too cheap to meter; and that the developing world would have unlimited sources of energy. I believed all of the kinds of things that we were being taught. I came right out of that era where we wanted something good to result from the nuclear age, because we felt so badly about Hiroshima and Nagasaki. I think that that was a common attitude in the States. There was a great desire for nuclear potential to turn out to be good-at least good for somebody. My first experience with nuclear power plants was after a proposal to build one near my home in Buffalo, New York. The citizens who lived near the proposed power plant called the hospital where I was working and asked if someone could go to a

public hearing and talk about radiation health effects. I said I would go because the Department Chairperson asked me to go from the hospital, but I made it clear that I didn't know anything about nuclear power plants. It was my first experience. I went to this public meeting, which was quite an experience. I'll tell you a little bit about it. As we went in the door for the meeting. we were handed a list of 12 questions which the local legislature had drawn up, and which we were expected to answer at that meeting. The people from the power company had had the list of questions for two weeks, but they handed them to us as we walked in the door at the meeting. When I got to the front of the auditorium I found that they only had enough seats on the stage for the men from the power plant, and we were asked to sit in the audience. I asked for an overhead projector and they told me they didn't have any. Meanwhile I watched the men from the power plant put their movies on the reel in the remote projection room. This kind of manipulation was happening. Also, the company had a printed program for the evening, and they listed the five speakers from the power plant, with all their credentials and everything they had written, and then they left a space in the program marked 'citizens committee' to cover the rest of us. I was the first speaker after the five speakers from the power plant had talked; I had watched their slick movies in which it looked as if everything in the nuclear power plant was operated by remote control. It was a very clean-looking white building, and a very beautiful movie. The company described the health effects of radiation as nothing. Everyone is exposed to natural background radiation, and this

was only a little bit more. There was no harm to human health Their final radiation story stressed that it was just like a few xrays. Of course, they are 'harmless! I had watched this and it was the first time I heard the public relation's pitch and what the public was being told. When I spoke I went up to the microphone. and the first thing I did was ask if the people who had already spoken would mind going down in the audience, and letting the other speakers come up. That caused a little stir, but they did get up and let the other speakers sit on the stage. There had been five men from the power plant, and when the other group of speakers got on the stage it was obvious that there were four women speaking for the citizens group. I had not even been conscious of that before. I said into the microphone "I am sorry the issue broke down this way, into men and women, may be it was concern for life." I got tremendous applause from the audience. who had not applauded for the whole first part of the meeting. and after that the audience responded to practically everything that was said. It came out in the discussion that this power plant was to be built right next door to the Cornucopia Farms where they grow Gerbers baby food. I mean the impact of this information on the audience was startling. To make a long story short, the next day the Niagara County Legislature voted the first moratorium in the States against a nuclear power plant. It was 1973; I was given the credit for this "victory", and immediately my name was sent all over the United States, and people started calling me up and saying "Would you come to our place and talk about nuclear power". Suddenly, I was in a position where I had

to find out what was being said by this industry. what nuclear power was, what exposures the public was receiving. where the radiation exposure regulations came from, what science was supporting these regulations, and so on. At that point, I was launched into trying to figure out where all this nuclear information came from: how much radiation was routinely released by the industry, what the probability of an accident was, what would occur in the case of an accident. As I searched back to find out where the public relation statements on health had come from, I always ended up with information generated by what used to be called the Atomic Bomb Casualty Commission Research Stations in Hiroshima and Nagasaki. They are now called the RERF, the Radiation Effects Research Foundation. The more I tried to find out about the atomic bomb casualty studies, the more I discovered that they were based on data, basic information on the health of the people and doses they received from atomic bombs, which is classified and secret for national security by the United States. It is still classified and has been so classified since 1945. It was my first experience of secret science. The only papers in the public sector are the ones that were screened for release as not being objected to in view of the national security of the States. When I looked back to see what the regulations were for exposure to radioactive material, I discovered that they were recommended by a committee set up in 1952, the International Commission on Radiological Protection. Of course, 1952 pre-dates any nuclear power plants other than the weapons reactors, which were operated in order to produce the spent fuel rods, the source of plutonium for the nuclear bombs. For example, at Hanford, Washington, eight nuclear power plants were operating from 1943 on, but they never gave anyone electricity. They just operated the plants to get the plutonium from the fuel rods for their military usages. The military had had nuclear plants from 1943. In 1952 a committee was established. It made recommendations for radiation exposures to the general public and to workers in 1957 for external sources, and 1959 for internal sources. The commercial nuclear industry started after that. This commission, which made the recommendations, was called for by the US government. I'll have to talk a little bit about 1950, which was a global crisis year-for you to understand what happened at that point in time. In 1950 Chiang Kai Shek had been ousted from China and China had declared itself Communist. The Korean war was being waged. The Chinese were assisting North Korea and the US was assisting South Korea. In the middle of this crisis the Soviet Union set off their first nuclear blast in Siberia, so the whole world knew that the Soviet Union now had the nuclear bomb. A war was in progress, and the US was afraid of losing military bases in the Pacific where it had been testing nuclear bombs. On January 15, 1952, Truman signed permission for the military to set off nuclear bombs in Nevada, at a test site about 16 miles northwest of Las Vegas. Originally the military was intending to set off four bombs. However, since 1951 they have set off 600-about 200 aboveground, another 400 below ground. They are still setting them off in Nevada! They set off one of the largest blasts on August 6, 1982, an affront to the world, which was holding peace rallies in remembrance of Hiroshima.

Nuclear bombs are being set off now at the rate of one every week or every two weeks. There are about two weeks or ten days in between. They are rather large, and there is a question about whether some are over the 150 kiloton limit. They are certainly close to 150 kilotons. Now 1951 was the beginning of testing on the North American continent. The American public was still nervous-and they had every reason to be nervous about the fallout. The military was telling the public that they now knew how to control nuclear bombs. Fallout wouldn't hurt anybody, so it was possible to set off bombs in Nevada and there would be no harm to human health. I don't know the most recent developments downwind of the test site, but there are many excess deaths. There are about 800 claims in the courts from civilians, and over a thousand military claims. Theirs is also a general lawsuit by the Governor of Utah against the Federal government for the wrongful death of Utah residents. In just one blast, the military wiped out 4000 sheep, so we are dealing with gross stories, the stories of this In the middle of this 1950-51 international radiation damage. emergency, the military thought that it was all right for them to permit random deaths downwind of the test site in order to prevent the dropping of an atomic bomb on US cities. It is a bizarre kind of morality, but given the mentality of the military, that was the decision they made. Some will tell you that rather directly. I've spoken to them. They thought it was justified to do this. They had to have some kind of universally accepted radiation exposure regulations to appeal to and they certainly would have no credibility if the US government set up the regulations for radiation exposure to the US general public for something like a testing ground for nuclear bombs, so the recommendations needed to be international. Moreover, because of the weapon testing many concerned scientists not involved with the military were also calling for the formation of an international body to make the radiation exposure recommendations. The International College of Radiologists was used as the basic group, and the people who had been studying radiation effects in Hiroshima and Nagasaki were added. This group came together, declared themselves the International Commission on Radiological Protection (ICRP), and started to develop the papers that were the recommendations for exposure to the public and to workers from nuclear industries. ICRP has a very peculiar structure. It is not really a scientific society in the usual sense of the term. Since everything that has to do with nuclear affairs was secret for national security, ICRP was set up in such a way that in order to become a member you had to be recommended by a present member and accepted by the present executive committee. They are a closed club. They put theirfriends in, one after the other, and there is no organization in the world, even the World Health Organization, that has the right to put someone on the International Commission on Radiological Protection. It still has that structure. ICRP says quite openly in its documents that it is not directly a public health Commission. It is recommending radiation exposures as permissible or acceptable, given the economic and social benefits of the activity. This means they are not just talking about the health effects, but they are making the trade-offs for us. They are making value judgments

as to what level of damage is accepteble to the public. This is all done pretty much behind closed doors, though some of the papers are available and you can read some of the reasoning. The more I read of the papers that are published by ICRP the more upset I got at the decisions and value judgments that have been made for us. Now this group, ICRP, has a history of never having spoken out on behalf of public health in any major radiological problem since they were founded in 1952. They never even had the courage to speak out about the above-ground nuclear weapon testing. They never spoke for ventilation in the uranium mines, although the mining companies were saving something like \$6.00 a ton by not ventilating the mines. I don't know the numbers elsewhere, but in the States we have 1100 excess lung cancers among the uranium miners-about one out of six has died as an excess lung cancer, because there was no ventilation in the mines. This was a well-known problem, reported in occupational medicine for 100 years. The companies knew it was not possible to mine uranium without being exposed to radon gas, but they saved some money at the cost of lives. This was during the big rush to produce nuclear weapons in the 1950's.

To return to the historical story, ICRP made recommendations in '57 and '59 and we are still using recommendations for worker and general public exposure to radiation now. I'll just tell you what they are: The maximum exposure permitted to the general public from nuclear industries per year is 500 millirem. That is equivalent to the bone-marrow dose from 100 chest x-rays. Now that's the maximum. The industry does not operate at the max-

imum, but the regulation is obviously very protective of the company. It can give the public up to 100 chest x-ray-equivalent a year within the law. Telling the public that the plant operates as only a small percent of the permissible level is outrageous, because even a small percent of the permissible level is too much! A worker in the nuclear industry can receive ten times more radiation per year-a bone-marrow-equivalent of 1000 chest x-rays. This means three to four chest x-rays a day for a year. It's very high from the point of view of protection of health. The risk is not only to the workers, but also to the worker's children and grand-children and great grandchildren. There has never been a formal study of the offspring of radiation workers.

In 1978 I began a study of immature infants, (i. e., infants with birth weight less than 2500 grams) in Wisconsin. Their death rate changes with the release of radioactivity from the stacks of the nuclear power plants upwind from their birth place. This effect is primarily in the immature infant. I think it is a combination of respiratory irritation and a depressed white blood count due to bone marrow damage. The infants get both effects at the same time, and it would probably look clinically like a pneumonia death. I suspect the same thing is happening in the elderly, and it would probably be called a pneumonia death from old age. Similarly, early occurrence of old age diseases is assumed to be "normal". It is very easy to exploit people with exposure to radiation, a hazard which escapes our senses. If I get heart disease I can't say I shouldn't have gotten it for another five years. I don't have anything with which to compare my experience. We rarely keep track

in society of the age at which the chronic diseases are diagnosed, so this could change rather dramatically in a population without it even being noticed or documented. We don't usually keep track of the number of children with allergies and asthma, and yet mild mutations are a very early indicator of environmental problems. So from the point of view of public health we're almost totally unprepared for the nuclear age, and we are almost totally ignorant and unmindful of the health effects that are occurring around us.

I would like to suggest an analysis or a pattern within which maybe we can begin to deal with this problem because what we have initiated hare is a very serious health problem in the species which, if something is not done about it, and done very quickly will soon become a deteriorating situation. It's not going to get better by itself. It's not going to go away. It's going to be producing children physically less able to cope-at the same time that we are giving them a more hazardous world with which to cope-and you can't keep doing that.

The model which I find most helpful is that of the labour union. I think the worker discovered rather early that industrial expansion was taking place and that the cost was the health of the worker. The hazards were in the work space. Frequently the worker did not know the kind of material with which he or she was working. Workers did not know what the hazards of the material were. They were not aware which of the health effects they experienced were connected with their work, and which were natural, until they began to compare notes. We are in very much the same

position, since now technology and industry has so expanded that the hazards are in the living space, and the whole community is at risk, not just the worker. We are talking about the same problem but it's now a much larger population being exposed. It's also not as clear who is negotiating with whom. In the worker's situation, you had the worker and management, and it was rather clear who was in charge, and who was being exploited. When you try to look at the situation from the point of view of the community, the polluter now frequently is the government, and frequently it's the government's military program that is causing it. The usual thing that citizens do is look to the government to take care of them, but if government is the polluter, then you have a direct conflict of interest. What has happened is what we see globallypeople taking to the streets. I see the protest movement as the natural outcome of, or the natural extension of the labour union movement. It's a way for people to say: "We're not all right-we don't know what we are being exposed to-we care about it-we care about our health-we care about our children-we care about the healthiness of the environment." Citizen protest is not anarchy, it is the beginning of a new level of organization in society which is going to be needed if we expect to survive. I think it's the placewhere church people should be. Just as the church stood with the worker, I think the church now has to stand with the citizen in this problem. We can model the structures we need out of the structures the worker had to obtain. We have the right to information about what is being released into the air or the water or the land. We certainly have this basic right to information. We also

need more protective action by public health officials. They are going to have to measure different health parameters. They are going to have to be much more aware of birth defects and chronic diseases. They are going to have to begin to provide the public with what I call base-line health studies before a hazardous industry is moved in, similar to the pre-hiring physical examinations which the worker has. I am frequently asked what happened to the health of the people at Three Mile Island, and I say, show me a piece of paper that documents their health before the accident, and I'll tell you what has happened. The people don't have a piece of paper that reports their relevant health statistics before the accident. They have only death certificates, the first cause of death (a very gross way to measure the full life health history). One might die of an automobile accident, for instance. They don't have any sensitive information on the health of the people of Three Mile Island before the accident. We need methods-we need to develop methods of conflict resolution, of negotiations between people and government. People need to be part of the decisionmaking, not just persons tolerated for show public hearings. They have to be really part of the decision-making, There should be government accountability. There should be binding arbitration. There should be mediation courts. There should be an extension now of the concept of worker compensation so that it covers the children of the workers. It must cover the wife who dies in a spontaneous abortion, and cover people exposed to the plant effluence, those who don't work at the plant but who happen to live downwind of the stack or downstream of the water. We need to revise

all these basic concepts, and extend them to cover the new reality.

That's my most optimistic scenario, the insight that we do have to do all these things. The most pessimistic scenario would be that we destroy ourselves totally in a nuclear war before we can get this kind of societal growth.

I would like just to touch on one part of the issue of nuclear war which was very much on my mind as I moved from understanding medical x-rays to nuclear power plant to nuclear war. There are two events which moved me to conclude that the war issue is an emergency situation which has to be dealt with very quickly before we can begin to prepare for living in a nuclear and space age. One event was being invited to speak at the 1978 commemoration ceremonies in Hiroshima and Nagasaki and at a scientists' meeting in Osaka which preceded that commemoration. The experience of staying in the home of a survivor, of listening to stories of the people, and of seeing what happened there, was for me very deep and very moving.

The second experience, one I found both moving and outrageous, was having been invited by the US State Department to come to a special briefing in 1979 where they explained the SALT II treaty. They invited 500 women from across the United States. We don't know where they got our names, but they invited us to Washington, and we spent the day listening to what their weapons were, what the United States had and what the Soviet Union had. I presume you know some of the gross figures. Of the bombs dropped during World War II, the most used bomb was the block-buster, which literally destroyed a city block. The Hiroshima bomb

was a thousand block-busters in one bomb. The hydrogen bombs which we now have are like 1000 Hiroshima bombs. One bomb now is like a million block-busters. We have stock-piled globally 50,000 of these bombs. It's absolutely unthinkable that these bombs would be used! They shouldn't be built! No one should be threatened with them! They shouldn't exist on the face of the earth! They have the capability of totally destroying not only the people of the earth but the life support system: The air, the water, the land, the atmosphere, the oceans, everything. We have the ability to totally destroy the planet Earth. At the end of that memorable day at the State Department, after we had listened to the MIRVs and MARVs and the ICBMs and the SLBMs, the Backfire Bombers and all manner of death-dealing devices, I asked a question: How many people die every year for the production of these weapons even if they are never used, if you count uranium mining and milling and transportation, enrichment, the nuclear power plants, reprocessing of the fuel rods, the separation of the plutonium, the building of the bombs, the testing of the bombs and so on-How many people die every year for this weapons program? There was great consternation on the stage and everybody was looking at everybody else and finally the Secretary of State came to the microphone and he said: "That's not our department." At that moment I knew that the military which has never counted the cost financially, is also not even counting the cost in lives. They are just spending the lives of the people to produce these bombs. We are on a death-course if we use bombs or if we don't use the bombs. We have already done severe damage to many

parts of the earth.

Probably the United States is the one that has received the worst damage. You don't set off 600 bombs, and build 100 nuclear power plants commercially, and another 100 military facilities. without doing extensive damage both to people and to the biosphere. You can see this damage in the States. I don't know if you can see the generalized damage here in Japan yet. It includes several effects. The best documented is the brain damage to a whole generation. Downwind of the Nevada test site there is more brain damage than there is in other US places. It first showed up with the scholastic aptitude testing in 1967. Above-ground weapon-testing began in 1951, and those children born in 1951 were 16 years old in 1967, and they started to take the exams. The aptitude scores have been going down every year and now there is a statistically significant difference. It's worse downwind of the test siteeven the Navy now has admitted this. The second thing which you see is gross abnormality due to pollution from radioactive iodine. Radioactive iodine tends to concentrate in the thyroid gland to destroy some of the thyroid tissue. If one lowers thyroid hormone in the body, the person gains weight. The American weight now is significantly higher than it was prior to the above-ground. weapon testing and proliferation of all these nuclear industries. There have been two major studies on calorie intake of food. It's lower now than it was, and even though the calorie intake keeps decreasing, the average weight is still increasing. This is typical of what would be expected from radioactive iodine. One can also see an effect in the fertility rate-one out of five males in.

the States is infertile. It used to be one out of 20 or one out of 25. One out of five pregnancies ends in spontaneous abortion. Health effects are multiplied as chemical and biological military pollution is added to the nuclear pollution. These are serious health effects and they are only the beginning. If we keep on causing such gross damage to health as has been done since 1945. We suspect it is the same in the Soviet Union, and will soon become an acute problem for China, Polynesia, Micronesia and other areas. It is not to anybody's advantage to continue the present course of 1930 mentalities in the 1980s, where the weapons are totally different things and where the self-destruction caused by our military survival strategy is becoming obvious even to the ordinary person. The survival of the species is at stake. The only course now offering a viable future is the total renunciation of war-making as human behaviour. Just as cannibalism, slavery and duelling, though once entrenched in human social patterns, are now totally unacceptable behaviour, so, too, war itself must be relegated to the history books. Alternative methods of resolving differences between nations can and must be implemented.

<論文要旨>

核時代における公衆衛生と核の社会的影響

ロザリー・バーテル (編集部・抄訳)

米国で初の原子力発電所モラトリアムが実現したのは、1973年ニューヨーク州バッファローにおいてであるが、モラトリアム発令の裏には、住民パワーに加えて、バーテル博士の力があった。博士は、発電所主催の公開ヒヤリングで、放射線の人体ひいては人類に及ぼす影響を、研究を積んだ科学者の立場で訴え社会に働きかけた。

その博士が、今回の講演で、10年にわたる白血病追跡調査、研究室での 実験、コンピューターなどによるデータ分折で得た一般には知られていな い放射線の身近な危険性を、具体的に数字を示して述べる。また、研究に 端を発して、社会と接する中で得た体験に基づき以下のような問題をあげ る。

- I 被曝量と心臓病、糖尿病、喘息などの一般にある疾患の発病率は比例 関係にある。これらの患者は、健康体の人よりも、放射線による被害を もっとうけやすくなる。つまり被曝で受けた被害は、現世代から次世代 へと、次々に累積されてゆくものである。
- このように放射能は、一個よりも、人類の生存を危うくさせうるにもかかわらず、現在ICRP(国際放射線防護委員会)は、私たちの健康よりも社会経済的利益を優先させて被曝線量目標値(原発周辺地区 500 ミリレムなど)を定めている。

■ 地球を一瞬にして消し去りえる核軍備を増強しその製造過程で多量の 放射線をあびる人びとのことを考えない国に、原発の安全性について信 頼をおいてはならない。私たちは、国が原子力を用いて何を行い、それ によって私たちの生活、健康に、何が起こっているかを知り市民も参加 する意志決定制度をつくらねばならない。

博士は、広島・長崎を訪れ、被爆者と接したり、米国務省の招待で核軍備の説明を受けるなどの研究室外での経験も豊富で、かつては、原子力の未来に希望を置いていた科学者のひとりとして講演する。

上智大学社会正義研究所活動報告

(1982年~1983年)

- I 概 要
- Ⅱ研究活動
 - 1. 所員研究
 - 2. 学内共同研究
 - 1) 「平和研究―人間的世界秩序にむけての平和教育・開発教育のあり方」
 - 2) 「食糧問題―発展途上国の食糧と飢餓」
 - 3. 海外調査研究「上智大学・カリタスジャパン 共同 アジア・アフリカ難民現地 調査」
- Ⅲ教育活動
 - 1. 講演会
 - 2. シンポジウム
- Ⅳ 実践活動
 - 1. 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会
 - 2. ワレサ委員長をはげます会
- V出版活動
- Ⅵ 社会正義研究所所員 · 事務局

T 概 要

上智大学社会正義研究所(Institute for the Study of Social Justice)は、上智大学の経営母体であるイエズス会の第32回総会における「信仰の奉仕と正義の促進」の総会決定方針に沿って、1981年4月は学長直属の大学附置研究所として設立された。本研究所は、上智大学の建学精神であるキリスト教精神に基づいて、変動する世界における社会正義の諸問題を学際的に研究し、またその成果を教育と実践活動の用に供することを目的とする。

本研究所は上記の目的を達成するため、次の活動を行うものである。

(1) 社会正義の諸側面の多角的調査研究。

- (2) 目的を同じくする内外主要研究所との連絡、交流。
- (3) 研究会, 講演会等の開催, その他の調査研究成果の発表。

Ⅲ 研究活動

1. 所員研究 (所員の専門分野からの個別研究)

昭和57年度の研究成果として、「『正義』に関する一考察」 アンセルモ・マタイス、「コミュニケーションと民衆参加」 エドワルド・ホルへ・アンソレーナ、「南北間の情報の流れ」武市英雄、「働きすぎなのか?」ブルクハルト・ヴェクハウス、「アジアにおける開発と人権」山田経三各所員の論文を本書『社会正義』 紀要 2 にとりまとめた。また、1982年5月25日には 緒田原涓一所員による「社会単位の国際比較」についての発表がなされた。

- 2. 学内共同研究
- 1) 「平和研究一人間的世界秩序にむけての平和教育・開発教育のあり方」

研究代表者:川田 侃(外国語学部国際関係論教授)

研究分担者:ハイメ・カスタニエダ(文学部人間学研究室教授)

ホアン・マシア (神学部神学科助教授)

アンセルモ・マタイス

師岡文男 (文学部体育研究室講師)

長島 正(同人間学研究室助教授)

高野雄一

武市英雄

渡部 清(文学部哲学科助教授)

ディビッド・ウェッセルズ (外国語学部国際関係論講師)

保岡孝顕

研究助成:昭和57年度上智大学学内共同研究•研究助成金700,000 円受領

昭和57年度庭野平和財団研究助成金1,000,000円受領

研究目的:

「持てる国」と「持たざる国」に分断されている

今日の世界は、

人類の未曽有の

危機的状況である。一つには北の「持てる」世界にのみ平和を限定し、残りの貧しい南の世界の人類には飢えによる不安と強者による支配が運命であるかのごとき現実が、現代の国際関係に依然として存在する。一つには、世界は今や年間5千億ドル(100兆円)もの武器を生産し、急速な軍事出費の割合が高まり、衣・食・住・療・育等の人間中心、社会正義志向の公共政策には、明白な形で深刻な影響が顕著である。軍事化の過程が進行し、核拡散、核戦争の脅威は、今や全人類の平和と生存を危機的段階にまでおいつめてしまっている。本研究は上述の認識に立って、平和運動、平和研究、平和教育をとりまく国際的、国内的状況の変化を分析し、従来の「平和」理論、政策、運動、問題意識を総点検することによって、人間的平等、公正の新しい世界秩序にむけての平和研究(平和教育・開発教育)の課題に挑戦する。

研究発表:

'82年5月6日〈公開セミナー〉。「軍縮と南北問題」川田侃。

'82年5月20日〈学習会〉。 「軍縮の歴史と日本の外交」

いる。これには、一つのでは、

'82年6月3日

「日本における平和運動」

'82年7月1日

「戒殴令布告から半年―ポーランド『連帯』を 語る」梅田芳穂(『連帯』マゾフシュ本部国際 局次長)。

'82年10月7日〈公開上映会〉。 「にんげんをかえせ」「予言」

'82年6月17日〈公開セミナー〉。「国際の平和と安全」高野雄一。

'82年11月11日〈公開上映会と詩演〉。「侵略」上映。「対外侵略と民衆運動」 藤村道生(文学部史学科教授)。

'82年11月25日〈学習会〉。 「核戦争と社会(I)」ディビッド・ウェッセルズ。 研究合宿:

〈夏期〉 '82年9月20日~22日。「第三世界と新海洋法」

「原子力と国際法」石本泰雄(法学部国際関係法学科教授)。

「第2回国連軍縮特別総会をふりかえって」関屋 綾子(日本YWCA前会長)。 なお、合宿は共同研究「食糧問題」と合同で行った。

〈冬期〉 '83年2月3日~4日。 「正義と平和一核戦争をめぐって」ハイメ・カス タニエダ。

「核戦争と社会(Ⅱ)」ディビッド・ウェッセルズ。

国内調査研究: '82年8月4日~9日。綾部, 広島, 長崎訪問。

研究成果:『現代カトリック教会の平和論』 アンセルモ・マ タイ ス 著,1982年10月。

『学内共同研究「平和研究」報告書一昭和57年度』, 1983年 5 月発行予定。

なお、本研究は昭和58年度も継続される。

2) 「食糧問題一発展途上国の食糧と飢餓」

研究代表者:緒田原涓一

研究分担者:浜田寿一(経済学部経済学科助教授)

鬼頭 宏(同 助教授)

アンセルモ・マタイス

松下満雄(法学部国際関係法学科教授)

水野 一(外国語学部ポルトガル語学科教授)

ブルクハルト・ヴェクハウス

山田経三

研究助成:昭和57年度上智大学学内共同研究・研究助成金 600,000 円受領。 研究目的:

今日,発展途上国,特に西アジアおよびアフリカにおける食糧の絶望的生産不足とそれに伴う社会的混乱,開発計画の挫折はきわめて深刻な課題となっている。他方,先進諸国においては食糧の過剰が浪費の問題さえもひきおこしている。本研究では,こうした南北間の不均衡について,政治・経済・社会正義の観点から学際的に研究する。

研究発表:

'82年4月20日。「世界経済と食料問題」緒田原潤一。

'82年6月1日。「世界の飢え」山田経三。

*82年6月22日。「ブラジルのフロンティア開発と日本の協力」水野一。

*82年7月6日。「労働・賀本・人間」ヴィセンテ・ボネット(文学部人間学研究 室助教授)。

'82年10月5日。「江戸時代の生活と食糧」鬼頭宏。

'82年11月9日。「アメリカの食糧扱助政策」吉原三那子(大学院外国語学研究科 国際関係論専攻博士前期課程修了)。

'83年1月18日。「生存権と援助する義務」ブルクハルト・ヴェクハウス」

研究合宿: '82年9月20日〜22日。 「南北問題の思想と食糧」緒田原涓―。

「南北問題の現実」浜田寿一。

研究成果: 『学内共同研究「食糧問題」報告書一昭和57年度』, 1983年 5 月発行予 定。

なお、本研究は昭和58年度も継続される。

3. 海外調査研究「上智大学・カリタス ジャパン 共同アジア・アフリカ難民現地 調査 |

研究代表者:アンセルモ・マタイス

研究分担者:渡部 清

保岡孝顕

構川和夫 (カリタス・ジャパン理事)

斎藤愛子 (ボランティア)

佐藤早苗(大学院法学研究科法律学専攻博士後期課程)

峤野 順(理工学部化学科3年)

村中洋一(法学部法律学科2年)

研究助成:昭和57年度カリタス・ジャパン調査研究助成金 1,600,000 円受領。 昭和57年度上智大学調査研究助成金 500,000 円受領。

調査目的:

本研究は上智大学社会正義研究所の「世界の貧しい人々に愛の手を」の会及びカリタス・ジャパンが援助対象としている地域(パキスタン, ケニア, ソマリア)の

難民キャンプ及び新たにウガンダ, エチオピアで直接, 救援活動をする援助団体 (民間, 国際機関)を訪問する。時々刻々変化する難民の実情を, 可能な限り正確 に見聞きして把握する。この調査をもとに, 今後「世界の貧しい人々に愛の手を」の会及びカリタス・ジャパンが, これらの難民及び現地の救援活動団体(民間)に 対して, どのように, より効果的に協力援助活動をもって貢献できるかを充分に検 討する。なお, 佐倉洋氏(在ケニア)の協力を得る。

調査日程: パキスタン班: '83年2月14日~27日, アフリカ班: '83年3月19日~ 4月2日にわたりそれぞれ実施した。

調査報告: '83年5月に発行予定。

Ⅲ 教育活動

1. 講演会

1982年4月23日。「マザー・テレサを囲む集い」

(本学10号館講堂)

マザー・テレサは '82年に引き続き2度目の来校で "飢えることとは?" と題して講演した。参加者約900名。協賛団体としてファミリー・ライフ協会, アジアウィーク実行委員会(本学学生団体)。

1982年6月30日。「米国における企業と大衆の関係)

(本学2号館会議室)

ボストン・カレッジ教授、ロバート・マックキュイン氏(Robert J. McEwen, S. J.)が講演。教授は、米国消費者運動の最近の動向について、政府・企業・地方コミュニティ・教会などの相互関係と消費者運動国際会議の課題をスライドをまじえて論じた。

1982年9月9日。「原子力開発と人間環境」

(本学上智会館第3会議室)

カナダ・トロント・イエズス会センター研究員のロザリー・バーテル博士 (Rosalie Bertell) が "The Impact of the Nuclear Age on Public Health" と題して 講演。講演内容は本紀要に掲載した。 1982年12月10日。「軍縮と開発」

(本学10号館講堂)

本研究所付難民救援活動の顧問の犬養道子氏(評論家)が講演。犬養氏は 軍縮と 開発が決して切り離して考えられないことを強調し、 平和を築くためには、 歴史的 教訓を学んで地道な研究をすることを強く訴えた。 参加者約 250 名。 共催団体として学内共同研究「平和研究」班。

1983年1月11日。「世界に目をむけよう一正義と平和をめぐって」

(本学10号館講堂)

イエズス会・教皇代理補佐のヨゼフ・ピタウ本学前学長が講演。ピタウ師は、中南米、東ヨーロッパ、インドでのイエズス会員の活動を紹介しながら、対立と緊張の続く世界情勢を語り、イエズス会の方針である「信仰への奉仕と正義の促進」の重要性を改めて強調した。参加者約400名。共催団体として学内共同研究「平和研究」班。

2. シンポジウム

1982年10月13日(水)~16日(土)「世界食糧デー」

(本学3号館521教室ほか)

共 催 本学文学部人間学研究室、アジア・ウィーク実行委員会(学生団体)

―プログラム**―**

第1日 10月13日(水) 5:00p.m.~7:00p.m.

講演会「日本と世界の食糧事情」

講師 大島 清(法政大学教授)

第2日 10月14日 (木) 5:20p, m, ~7:30p, m.

映画「東アフリカの飢餓」

討論会「世界の飢餓と我々の生活」

討論者 アンセルモ・マタイス (上智大学社会正義研究所長)

村井吉敬(上智大学外国語学部国際関係論助教授)

第3日 10月15日(金) 5:20p.m.~7:30p.m.

シンポジウム「日本の食糧事情と農業」

討論者 玉井虎雄 (東京農業大学教授), 唯是康彦 (千葉大学教授)

川野重任(農政審議会会長・東京大学名誉教授)

第4月 10月16日(土) 1:30p.m.~4:00p.m.

講演会「世界的飢餓の根本原因」

講師 スーザン・ジョージ (ワシントン・トランスナショナル研究所元研究 員)

1982年10月22日(金)~24日(日) 第2回国際シンポジウム「アジアにおける開発 と正義一日本の関わりを見直す」

(本学7号館特別会議室)

共 催 国際基督教大学, 日本YMCA同盟

―ープログラムー―

第1日 10月22日(金)

〈午前の部〉

10:00a.m. 歓迎あいさつ 柳瀬睦男(上智大学長) オリエンテーション アンセルモ・マタイス(上智大学社会正義研究 所長)

10:30a.m. 基調講演

- 1) 「近代化の再検討一内発的発展」鶴見和子(上智大学国際関係研究所長)
- 2) 「アジア諸国の経済発展と社会正義」隅谷三喜男(東京女子大学長) 〈午後の部〉
- 2:00p.m. 分科会一インド報告「人口・食糧・開発」

報告者 H.A.B.・パルピア (国連大学飢餓対策専門官)

討論者 中村尚司(アジア経済研究所研究員) アンセルモ・マタイス

司 会 高見敏弘 (アジア学院校長)

第2日 10月23日 (土)

〈午前の部〉

10:00a.m. 分科会―韓国報告「開発に対する民衆の声」 報告者 池 明観(東京女子大学比較文化研究所客員教授)

討論者 和田春樹 (東京大学社会科学研究所助教授)

猪狩 章 (朝日新聞社外報部次長)

司 会 東海林 勤 (日本キリスト教協議会総幹事)

〈午後の部〉

1:30p.m. 分科会一フィリピン報告「日系企業進出とフィリピン社会」

報告者 エドワルド・タデム(フィリピン大学第三世界研究センター研究 員)

討論者 ルーベン・アビト(上智大学文学部哲学科詩師) 武市英雄(上智大学社会正義研究所員)

司 会 青柳清孝(国際基督教大学教授)

3:45p.m. 分科会一インドネシア報告「インドネシア に お け る開発と正義の問題 |

報告者 フランシス・ダヌウィナタ (アトマジャヤ大学前学長)

討論者 村井吉敬(上智大学外国語学部国際関係論助教授) 小泉允雄(日本貿易振興会情報サービス部主査)

司 会 ウィリアム・スチール (国際基督教大学助教授)

第3日 10月24日(日)

10:00a.m. 分科会報告まとめ「インド・韓国・フィリピン・インドネシア」

10:30a.m. 総括討論「アジアにおける開発と日本の今後の関わり方」

討論者 フランシス・ダヌウィナタ

村井吉敬

塩沢美代子 (婦人労働問題評論家)

エドワルド・タデム

ハーバート・イー (国際基督教大学助教授)

司 会 アンセルモ・マタイス

なお,第3回国際シンポジウム「世界の難民と人権」(仮題)を1983年冬に開催 予定である。

▼ 実 践活 動

1. 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

本会は上智大学が1979年12月より開始したインドシナ難民救援活動を引き続ぎ、本研究所の実践活動のひとつとして位置づけられている。会は本学の教職員、学生、学外のボランティアによって運営され、救援対象は今までの「インドシナ難民」に限定せず、広く世界に目を向け、難民のみならず、抑圧や飢餓に苦しむ人々に可能な限りの援助協力を行っている。昭和57年度の活動状況は次の通りである。

- 1) 募金協力者 約600名
- 2) 募金総額 21,853,477円 (1981年5月より1983年3月末まで)
- 3) 援助協力先
 - ① カリタス・パキスタン (パキスタン)ペシャワルのアフガン難民のために、テント、医療品、食糧、教材等の援助を行っている。援助金額は us\$ 24,000。
 - ② アフガン難民救済連合 (パキスタン) ペシャワルのアフガン難民のために、小麦粉、米、食用油、紅茶、綿等の接 助を行っている。援助金額は us \$ 8,000。
 - ③ カトリック救済事業団 (C.R.S.) 一ケニア トルカナ地方のカクマ, マルサビット等で井戸掘り活動, 病院への水ポンプ 設置, 地場産業の振興等を行っている。援助金額 us \$ 18,000。
 - ④ カリタス・ソマリア (ソマリア)コリオーレの難民キャンプでの食糧援助,また,難民とソマリアの貧しい人びとのために総合病院建設を行っている。援助金額 us \$ 20,418。
 - ⑤ ベトナムへの医療品援助 援助金額 us \$ 3.000。
- 4) 海外調査研究「上智大学・カリタスジャパン共同アジア・アフリカ難民現地調査」実施(詳細は II 3. 海外調査研究, を参照のこと)。
- 5) 難民救済事業担当者との交流 1982年7月6日。 真杉道子氏 (カトリック教済事業団) と懇談。

1983年1月7日。 トリアライ・ナッセリ氏(アフガン難民救済連合)と懇談。 1983年2月3日。 ロバート・クウィンラン氏(カトリック救済事業団)と懇談。

6) 学内外での募金活動

1982年5月30日。「オールソフィアンの集い」(本学卒業生の集い)にて。 1982年10月13日~15日。 チャリティー・バザー。

1982年11月19日。 チェンバロ・オルガン・チャリティー・コンサート (演奏者は スイスのベレナ・ルッツ氏)。

1982年12月18日~22日。 新宿駅周辺にて街頭募金。

7) 募金の受付は一

ロ座名後「世界の貧しい人々に愛の手を」の会 郵便振替ロ座 東京 8 — 86078

銀行口座(普通預金) 太陽神戸銀行麹町支店 3090766 第一勧業銀行四谷支店 1310474

2. ワレサ委員長をはげます会

本会は、「連帯」のワレサ委員長に対し、精神的・物質的支援を続けてきたが、 学内外の多くの人びとから寄せられた義援金総頭 us \$ 2063 (約50万円) を '82年8 月までにポーランド国民にローマ教皇庁を通して送った。

本会は先に、「平和、正義、自由に満ちたポーランドのよき未来への道」の選択のために、すみやかに戒厳令が解除され、言論、集会、報道の自由と信教の自由が1日もはやく回復し、かつ保証されるように強く希望するアピールを出して、「ポーランド問題と労働者の人間の尊厳」の視点から学内外での講演集会を行った。また、'82年7月1日には「連帯」マゾフシェ本部国際局次長の梅田芳穂氏を招いて、ポーランド情勢の報告会を開いた。

V 出版活動 (1981年~1983年)

- 1. 『社会正義』紀要1, 上智大学社会正義研究所, 1982年3月。 〔所員研究の成果, 年1回発行〕
- 2. 『社会正義』紀要 2 (本書),上智大学社会正義研究所,1983年 3 月。〔同上〕

- 3. 『学内共同研究「正義」報告書一昭和54年度』,上智大学学内共同研究「正義」 班,1980年4月。〔学内共同研究の成果〕
- 4. 『学内共同研究「正義」報告書一昭和55年度』,上智大学学内共同研究「正義」 班,1981年11月。〔同上〕
- 5. 『学内共同研究「正義」報告書一昭和56年度』,上智大学学内共同研究「正義」 班,1982年5月。〔同上〕
- 6. 『学内共同研究「平和研究」報告書一昭和57年度』,上智大学学内共同研究「平和研究」班,1983年5月発行予定。 [同上]
- 7. 『学内共同研究「食糧問題」報告書一昭和57年度』,上智大学学内共同研究「食糧問題」班,1983年5月発行予定。 [同上]
- 8. 『現代カトリック教会の平和論』、アンセルモ・マタイス著、上智大学社会正義研究所、1982年10月発行、1983年1月重版。「同ト)
- 9. 『上智大学・カリタスジパン共同アジア・アフリカ難民現地調査』,1983年5月発行予定。 [海外調査研究の成果]
- 10. 『マザー・テレサを囲んで— Dialogue With Mother Teresa』, 上智大学社会 正義研究所, 1981年10月。 [講演会のとりまとめ]
- 11. 『ソリダリノシチ〔連帯〕のワレサ委員長を囲んで』, 上智大学社会正義研究所, 1982年10月。 [同 上]
- 12. 『人間尊重の世界秩序をめざして』、 上智大学社会正義研究所、1982年6月。〔第1回国際シンポジウム(1981年10月30日~11月1日)の成果〕
- 13. 『アジアにおける開発と正義(仮題)』,上智大学社会正義研究所編,YMCA 出版,1983年 6 月刊行予定。 [第 2 回国際シンポジウム(1982年10月22日~24日) の成果〕

14. 資料

- 1) 『国際相互依存時代における人間尊重』,上智大学社会正義研究所,1981年10 月。 [第1回国際シンポジウムの英文邦訳資料]
- 2) 『アジアにおける開発と正義』,上智大学社会正義研究所,1982年10月。[第 2回国際シンポジウムの英文邦訳資料]
- 3) 『難民調査の旅』, 上智大学難民調査団, 1981年4月。〔1981年3月~4月に

実施された調査の成果〕

- 4) スライド『難民調査の旅』、上智大学難民調査団、1981年10月。〔同上〕
- 5) スライド 『'83年難民調査 (仮題)』, 上智大学・カリタス ジャパン 共同アジア・アフリカ難民調査団, 1983年 6 月完成予定。 [1983年 2 月~4 月 に実施された調査の成果] (貸出可)
- 6) パネルアジア・アフリカ難民の実情を伝えるもの。(貸出可)

15. その他の出版物

- 1) パンフレット『上智大学社会正義研究研』, 1981年10月。〔研究所の活動を紹介するもの〕
- 2) ニューズ・レター『世界の貧しい人々に愛の手を』, 創刊号 (1981年6月), 第2号 (1981年12月), 第3号 (1982年6月), 第4号 (1982年12月)。 [本研究 所気付, 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会発行, 年2回〕

W 社会正義研究所所員・事務局

所 長	アンセルモ・マタイス	文学部教授(人間学・倫理学)
所 員	ハビエル・ガラルダ	文学部教授(人間学・倫理学)
	粕 谷 友 介	法学部教授(憲法学)
	松本栄二	文学部助教授(社会福祉論)
	緒田原 涓 一	経済学部教授(国際経済学)
	坂 本 康 實	経済学部教授(国際経営学)
	高 野 雄 一	法学部教授(国際法学)
	武 市 英 雄	文学部教授(新聞学)
	ブルクハルト・ヴェクハ	ウス 文学部功教授(社会福祉論・倫理学)
	山 田 経 三	経済学部助教授(組織・リーダーシッ
		プ論)

客員研究員 エドワルド・ホルヘ・アンソレーナ 事 務 局 保岡孝顕, 大竹 靖

社会正義 紀要2

1983年3月25日 印刷 1983年3月31日 発行 編集者 武 市 夾 雄 大 竹 発行者 アンセルモ・マタイス 発行所 上智大学社会正義研究所 〒102 東京都千代田区紀尾井町7-1 電 話 03-238-3023 3695 印刷所 聖パウロ修学院

SOCIAL JUSTICE

No. 2 (1983)

Contents

A Study on Justice	Anselmo Mataix····· 3
Communication and Citizen's Participa	tion Eduard Jorge Anzorena·····23
Information Flow between the Develop the Developing World	•
	Hideo Takeichi·····31
Do they really work too hard?	
	Burghard Weghaus·····53
Developtment and Human Rights in A —The challenge from Asian Neighborhard Japanese Responsibility	
The Refugee Aid Programs	
-the cases of Caritas Austria and	l Caritas Germany <i>Kiyoshi Watabe</i> ·····99
The Impact of the Nuclear Age on Pt	ublic Health <i>Rosalie Bertell…</i> 109
Reports on Activities of 1982-83	135

Institute for the Study of Social Justice Sophia University